

阿蘇の文化的景観  
阿蘇北外輪山及び中央火口丘群の草原景観  
保存活用計画

2022（令和4）年8月

熊本県阿蘇市

# 目次

<b>第1章 文化的景観の概要</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の背景と目的.....	1
1-2 阿蘇地域の「活性化」における文化的景観の役割.....	1
1-3 重要文化的景観の位置及び範囲に関する考え方.....	2
1-4 保存調査の概要.....	3
1-5 「阿蘇の文化的景観」の本質的価値.....	4
1-6 阿蘇市における文化的景観の本質的価値と構成要素.....	8
1-7 景観エリアにおける文化的景観の概況.....	14
<b>第2章 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針</b> .....	<b>18</b>
2-1 基本的な考え方.....	18
2-2 基本理念と基本方針.....	19
2-3 土地利用の方針.....	22
<b>第3章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項</b> .....	<b>24</b>
3-1 重要な構成要素の特定に向けた考え方.....	24
3-2 文化財保護法上の届出行為の整理等.....	25
<b>第4章 文化的景観の整備等に関する事項</b> .....	<b>26</b>
4-1 公共事業における景観配慮.....	26
4-2 地域全体での保存管理・整備活用への取組み.....	40
<b>第5章 文化的景観を保存及び活用するために必要な体制に関する事項</b> .....	<b>41</b>
5-1 草原再生を核とした各機関の連携.....	41
5-2 行政の役割と自治体間の連携.....	41
5-3 住民の参画.....	41

附章 滅失・き損及び現状変更等の取扱基準.....	42
---------------------------	----

資料（１） .....	56
-------------	----

1) 重要文化的景観及び選定申出範囲 .....	57
--------------------------	----

2) 重要な構成要素一覧.....	58
-------------------	----

3) 重要な構成要素個表.....	73
-------------------	----

資料（２） .....	135
-------------	-----

1) 関係法令等 .....	136
----------------	-----

2) 景観法に基づく景観計画による規制 .....	146
---------------------------	-----

## 第1章 文化的景観の概要

### 1-1 計画策定の背景と目的

阿蘇地域は、世界有数のカルデラを中心に広がる雄大な風景により、日本有数の景勝地として知られ、昭和9(1934)年には、阿蘇くじゅう国立公園として日本最初の国立公園の一つとなりました。阿蘇市においても、阿蘇谷から望む雄大な阿蘇五岳の風景、国指定名勝及び天然記念物の米塚及び草千里ヶ浜、国指定重要文化財阿蘇神社等が、多くの来訪者をひきつけています。

一方で、全国の多くの中山間地域と同様に、阿蘇地域も少子高齢化や農林畜産業の担い手不足等により、近年は厳しい状況に置かれています。人口減少に伴う地域の活力の低下はあらゆる分野に影響をもたらす、今後の地域の在り方が問われているところです。

こうした中で、阿蘇地域は、平成25(2013)年には国際連合食糧農業機関(FAO)による世界農業遺産に、翌年には国際連合教育科学文化機関(UNESCO)によるユネスコ世界ジオパークに相次いで認定されました。また、草原を中心とした世界文化遺産登録に向けた動きも続けられています。草原を取り巻く農林畜産業を中心に展開される「阿蘇らしい暮らし」が見直され、これを引き継いだ開発を続けていくことで、地域の持続的な発展につながるものと考えられ始めています。

本計画は、こうした方向性を地域の内外に発信することによって、「阿蘇らしい暮らし」を発展させていくための基本的な考え方や方針等を、地域の主体者である住民・事業者・各種団体・行政機関等が共有し、また、地域に関係する人や団体に伝え、理解、連携、協力を促進するために策定するものです。

### 1-2 阿蘇地域の「活性化」における文化的景観の役割

前述のように、阿蘇地域では、世界農業遺産やユネスコ世界ジオパークとして、草原再生や農業振興、環境保全、観光振興等に取り組んでいます。阿蘇地域の特徴は、カルデラ火山を中心とした外輪山一帯までの広域かつ多分野の関わりにおいて形成されるものです。よって、「阿蘇らしい暮らし」の発展には、関係自治体が一体となって取り組む必要があります。また、特徴をつくりあげている様々な要素の「つながり」が良好に保たれている必要があります。例えば、草原における草資源の循環は、地産地消や第六次産業の促進により地場農業が活性化され、環境の安全と食の信頼に結びついて成り立つものです。このように、地域の生活・生業を支える人や物、情報の流れがそれぞれに作用することで、「阿蘇らしい暮らし」が総体となって保たれていくと考えられます。

文化的景観は、文化財保護法において「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地でわが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義づけられており、こうした阿蘇地域の特徴を活かした包括的な取組みを展開していく上で、非常に有効な枠組みであると考えます。

そのため、阿蘇市においては、「阿蘇の文化的景観」の価値と特徴を関係自治体(阿蘇郡を構成する南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村。以下、阿蘇市とこれら6町村を「阿蘇郡市7市町村」という。)と共有し、その魅力の増進に要する調査研究、計画策定、事業の実施等に地域レベルで取り組むと共に、阿蘇市としての個性を磨く取り組みについても推進し、地域の活性化を図ることを目指します。

### 1-3 重要文化的景観の位置及び範囲に関する考え方

「阿蘇の文化的景観」は、「阿蘇らしい暮らし」を継承、発展させていくために、阿蘇郡市7市町村が共有する考え方の枠組みです。それゆえ、本章では、基本情報として阿蘇郡市7市町村域にわたる「阿蘇の文化的景観」全体の本質的価値と特徴（第1章及び第5節）及び、その一部として阿蘇市域に展開される景観の位置づけや特徴、状況についてまとめています。（第1章第6節及び第7節）。



第2章では、「阿蘇の文化的景観」全体における保存及び活用に関する基本的な考え方や基本方針等をまとめています。その中で述べているように、阿蘇郡市7市町村では、採草、野焼き、放牧といった伝統的土地利用が現在も行われている草原を、土地建物の所有者及び権原に基づく占有者（以下、「所有者等」という。）の同意を得て、文化財保護法に基づく「重要文化的景観」として保全を図ることとしています。阿蘇市においては、「阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山中央部の草原景観」として612.6haの範囲が平成29年10月13日に第一次選定され（下図、青破線で囲む範囲）、「阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山の草原景観」として5153.4haの範囲が令和3年3月26日に第二次選定されていましたが（下図、青線で囲む範囲）、これに5,055.6haを追加し（下図、赤線で囲む範囲）、10,821.6haの範囲が「阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山及び中央火口丘の草原景観」と名称を改めて重要文化的景観に選定されました。

第3章では、重要文化的景観について、その土地利用の方針、「重要な構成要素」の特定、文化財保護法に基づく届出について記しています。その上で、再び視点を「阿蘇の文化的景観」全体へと向け、第4章では公共事業における景観配慮についてまとめると共に、地域全体で保存管理・整備活用に取り組むための「阿蘇地域づくりビジョン」について紹介しています。また、第5章では、体制について記しています。

なお、「阿蘇の文化的景観」は、草原だけではなく、草原、森林、集落、農地等の一体性に目を向けなければ、その真価の理解にはつながりません。阿蘇郡市7市町村では、将来的には、草原以外の範囲についても、地域の理解を得ながら重要文化的景観に加えられるよう、調査や検討を進めているところです。

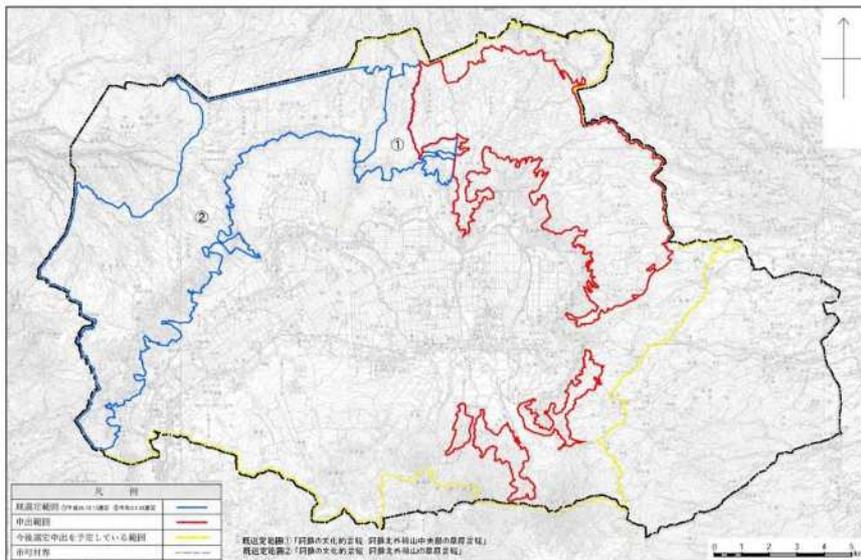


図 重要文化的景観の範囲（阿蘇市全域）令和4年8月申出時

## 1-4 保存調査の概要

「阿蘇の文化的景観」の特徴を理解する上で、地域の成り立ちを知ることはとても重要です。例えば、気候や地形・地質、生態系等を含む自然環境、統治や村落の歴史、土地利用や産業構造の変遷等を含む社会環境、慣例や習俗、建築等を含む文化など、それらすべてが背景となって、現在の美しい景観を生み出しています。

阿蘇郡市7市町村では、熊本県との協力の下、平成21年度より、こうした多岐の分野にわたる「阿蘇の文化的景観」の保存調査を実施し、その本質的価値や、地域ごとの特性を明らかにしてきました。

その成果は、主として下記の2冊（以下、「保存調査報告書」という）にまとめられています。

『「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書 I：総論』（平成28年3月）

『「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書 II：詳細調査』（平成28年3月）

### 【I：総論】

#### 第I部：保存調査の概要

##### 第1章 調査の目的と概要

###### 第1節 調査に至る経緯と目的

###### 第2節 保存調査の方法と検討過程

##### 第2章 対象地域の概要

###### 第1節 位置・気候

###### 第2節 物理的条件

###### 第3節 生物的条件

###### 第4節 歴史・文化的条件

###### 第5節 社会的条件

##### 第3章 検討の視点

###### 第1節 「阿蘇の文化的景観」を読み解くための検討

###### 第2節 基礎調査の成果に基づく類型化と今後の調査における視点

#### 第II部：阿蘇の景観

##### 第4章 阿蘇地域の土地利用秩序と地域景観

###### 第1節 文化的景観としての土地利用秩序

###### 第2節 土地利用の変遷

###### 第3節 阿蘇谷の地形と土地利用

###### 第4節 南郷谷の地形と土地利用

###### 第5節 外輪山地域の地形と土地利用

###### 第6節 阿蘇地域の景観区域区分

##### 第5章 現代の景観

###### 第1節 阿蘇地域のまちなみ、建造物—集落景観と伝統家屋の特徴—

###### 第2節 土木史的土地利用

###### 第3節 災害の歴史

##### 第6章 文化的景観の概要と景観認知

###### 第1節 各市町村の景観と住民の景観認知

###### 第2節 阿蘇草原における生物多様性と文化的景観の保全価値評価

#### 第III部：「阿蘇の文化的景観」の本質的価値

##### 第7章 「阿蘇の文化的景観」の本質的価値

###### 第1節 「阿蘇の文化的景観」の景観構造

###### 第2節 文化的景観としての景観構造と普遍的価値説明

##### 第8章 各地域における本質的価値の構成

###### 第1節 本質的価値を捉える枠組み

###### 第2節 地域毎の本質的価値の構成

##### 「阿蘇の文化的景観」の本質的価値（まとめ）

### 【II：詳細調査】

#### 第1章 自然

##### 第1節 物理的条件

##### 第2節 生物的条件

#### 第2章 歴史

##### 第1節 土地利用

##### 第2節 民俗・信仰

##### 第3節 名勝的価値—阿蘇山を中心に—

#### 第3章 社会（生活・生業）

##### 第1節 資源の利用

##### 第2節 生活・生業

表 「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書 目次

## 1-5 「阿蘇の文化的景観」の本質的価値

### (1) 文化的景観の本質的価値

阿蘇地域全体を対象とした「阿蘇の文化的景観」の価値は、概して、保存調査報告書において以下の囲みのとおり整理されています。

#### 阿蘇の文化的景観「カルデラ火山との共生」

阿蘇は、世界有数の火山地帯である日本列島の中でも、大きな二つの火山帯が交差する地点に位置し、数回にわたる多量の火砕流噴出と降灰が現在の九州の地形を形づくると共に、東西約 18km、南北約 24km という世界屈指の巨大さをもつ陥没カルデラを形成した。やがて内部には湖が誕生するが、中央火口丘群の火山活動が始まり、立野火口瀬から湖水が流出して現在に至っている。本資産の価値を支える第一の基盤は、火山活動がもたらしたこの火山灰層豊かなカルデラ火山の自然地形にある。

このカルデラ火山と人間との共生史は、カルデラ縁上では旧石器時代まで遡り、その後火山活動が安定した弥生期には、人々は火口原（カルデラ床）に定住し始める。文献においても、7世紀の中国の史書『隋書』倭国伝には「阿蘇山」がすでに神格化された形で記述されており、日本では平安期の『延喜式』に草原と人との係わりを示す記述がある。そこで草原は、耕作の労働力としての牛馬の放牧や飼草採取の場、草肥生産の場として利用され、水田耕作や畑作との密接な関係の中で管理された。また屋根材としてなど、草原の草は地域の中で循環利用され、地域の人々の生活や生業を支えてきた。戦後、大規模圃場整備事業や農業の機械化等が進み、役牛は徐々にその役目を終え、肉牛の飼育が増えてくると、草原は採草・放牧地へとその役割を特化させながらも持続的に継承されている。これら「草原の景観」は、古来より管理の目的をもって火入れを繰り返す「採草、火入れ、放牧」という人々の営みによって維持されてきた。そこには絶滅危惧植物や中国大陸（満州・朝鮮）系の大陸系遺存植物、北方系遺存植物が、また残存する森林には襲速紀要素の日本固有植物群も生育しており、さらにこれら植物に依存して西日本には珍しい北方系で草原性の鳥類・蝶類や貴重な絶滅危惧種など多様な動物も生息している。本資産の価値を支える第二の基盤は、この「一万年の草原景観」とその維持システムおよび日本で特異な位置を占める生物相にある。

また、草原からカルデラ壁の急崖を降りた人々は、伏流水が湧き出す崖錘（がいすい）の裾野に集落を構えた。そして後背の崖錘斜面を薪炭林（松林）として管理し、川を治めつつ頭上の草原より牛馬と草肥を運ぶことで、火口原の酸性低湿地を長い時間をかけ豊かな水田へと転換していった。人々は試行錯誤の末、この火口原からカルデラ縁上へと向かう比高 500m の「耕地－集落－森林（里山、二次林）－草原（外輪山）」、あるいは中央火口丘に向かう比高 1,000m にも達する「耕地－集落－森林（里山、二次林）－草原－火山」という奥山に至らない（南郷谷では奥山をもつ）垂直的な土地利用ユニットを集落ごとに有機的に進化させてきた。この 100 を超える土地利用ユニットの面的連続は、急崖や火口付近の不毛地を除く阿蘇カルデラのほぼ全域を覆い尽くしている。人々が、日々生き抜こうと住家を整え田畑を耕し、森や草原を管理し続けてきた営みが、人智を越えた力となって作用して阿蘇カルデラ火山の一大景観をデザインしたと言える。今日、焦土であった火口原はやがて緑の大地となり、その環境と向き合った人々の叡智が時代を越えて積み重なり、現在もカルデラと 5 万人の住民が穏やかに共生している。そして人々は、個々の集落という生活圏に生きつつ、カルデラ火山という小宇宙に固有の信仰心を培ってきた。本資産の価値の本質は、まさにこの世界最大の単一景域を有する文化的景観にある。

このように阿蘇は、火山という過酷な自然環境に対峙した人々の流した汗と積み重ねた叡智の記憶、そして信仰対象を一つの景観として表現している点において、顕著な普遍的価値を有すると結論づけることができる。

## (2) 地域毎にみる本質的価値の構成

「阿蘇の文化的景観」保存調査報告書では、前項で示した全域に通底する価値に基づき、各地域の特色と価値を整理した上で、全体を7つの「景観区分」に分類しました。このうち、阿蘇市には「阿蘇谷」及び「波野」が所在します。

以下、景観区分の分類の考え方及び各景観区分の概要について記します。

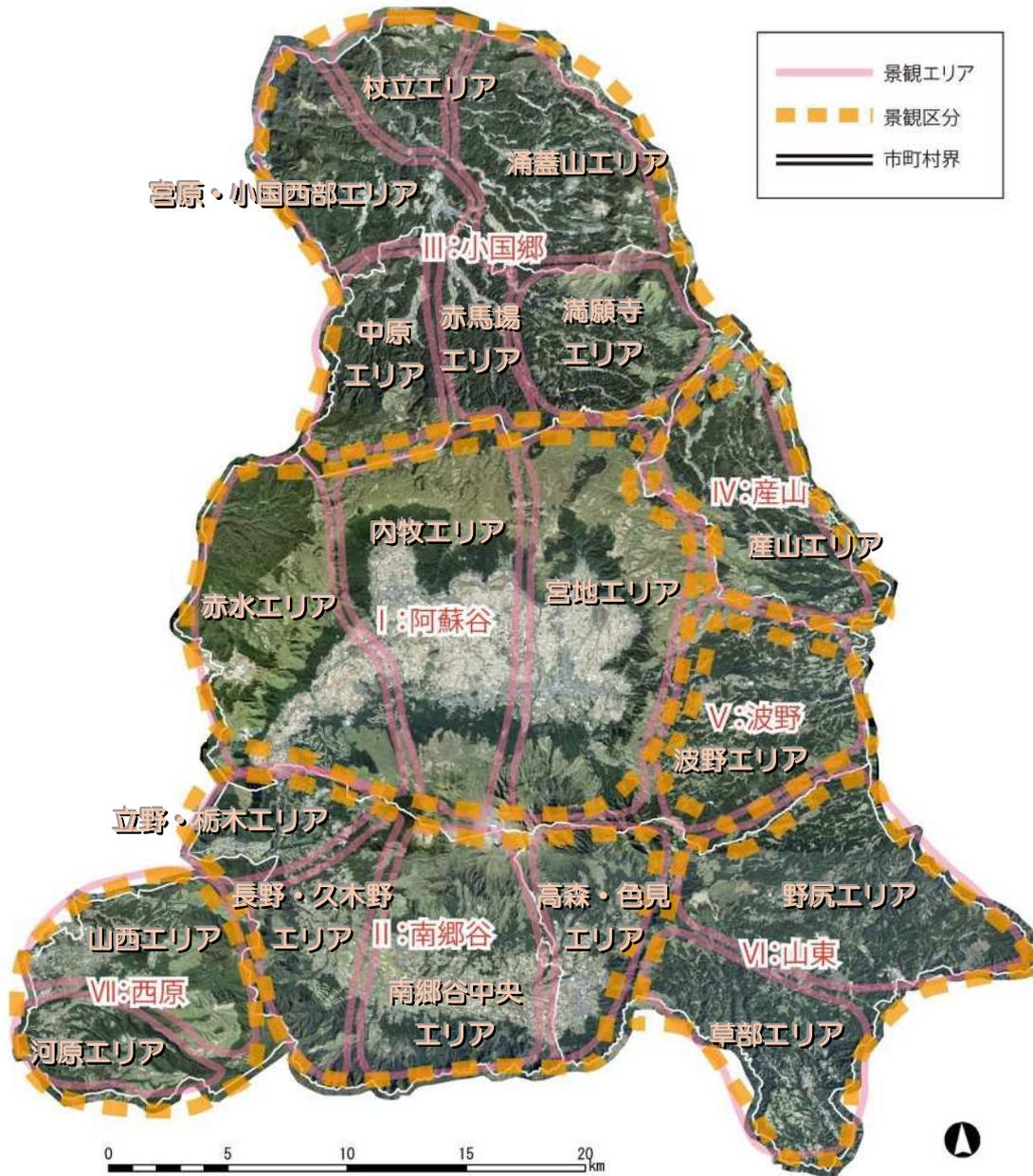


図 景観区分と景観エリア

図 阿蘇地域の7つの「景観区分」

地域の景観は、地形・地質、生業等の有形のものから、コミュニティ等の無形のものまで様々な要素や要因によってまとまりを形成しています。

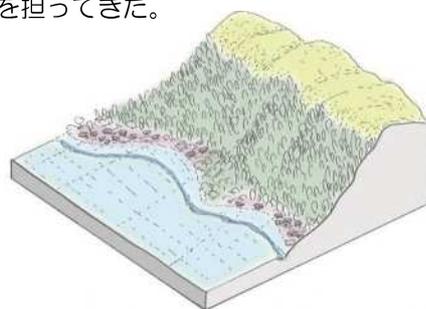
保存調査においては、地形・地質の同質性や空間のつながり、土地利用ユニット等の景観のまとまり、大字界や細川藩時代の統治区分である「手永」といった文化圏や自治領域の単位を参考として各市町村を1～4の「景観エリア」に分類し、各景観エリアを代表する視点場の設定、景観構成要素の洗い出し及び景観特性の分析を行い、その結果として、阿蘇地域を大きく7つの「景観区分」に分類しました。

ここでは、各景観区分の概略を示します。

### I：阿蘇谷（あそだに）



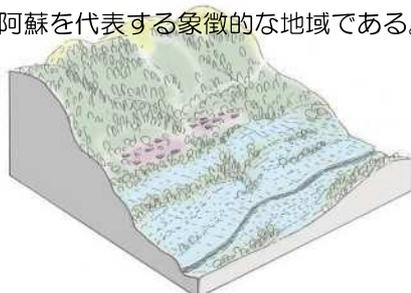
中央火口丘を中心としたカルデラ床の北半分、阿蘇市の4分の3程度を占める。高低差の大きい斜面に草原と山林を営み、広いカルデラ床に水田と集落が広がる。阿蘇地域の信仰の中心となっている阿蘇神社等を擁するなど、古くから阿蘇地域の中心的役割を担ってきた。



### II：南郷谷（なんごうだに）



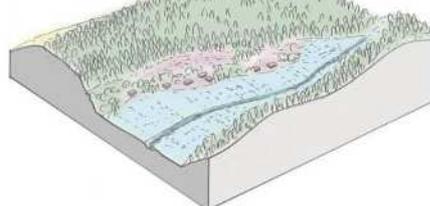
カルデラ床の南側部分、南阿蘇村の全域と高森町の西部にあたる。白川を中心に水田が広がり、河岸段丘には畑地が発達し、外輪山上の草原とともに営まれてきた。野焼きの原型とも言われる下野狩や、山岳信仰の中心となった古坊中等があり、阿蘇谷と並んで阿蘇を代表する象徴的な地域である。



### III：小国郷（おぐにごう）



北外輪山の外側に位置する、小国町と南小国町の全域にあたる地域である。筑後川の源流にあたり湧水が豊富で、谷底平野に井手を引いて水田を開き、集落の中で管理してきた。良好なスギ材の産地としても知られ、かつては草原であった山の上部もほとんどが山林となっている。古くから温泉地としても栄え、関連した信仰等も残っている。

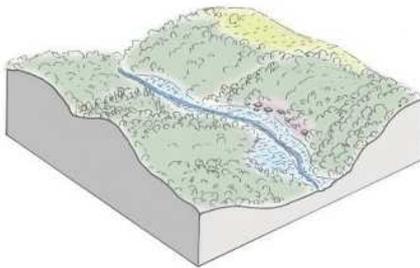


#### Ⅳ：産山（うぶやま）

くじゅう連山



産山村の全域にあたる。阿蘇外輪山と久住山麓が交わる波状高原と、侵食された急傾斜部分からなる地域である。樹林地を背景とした狭い谷地に、高原地域の湧水を引いて水田と集落を営んできた。ヒゴタイなど、高原性の希少種が多く生育する。



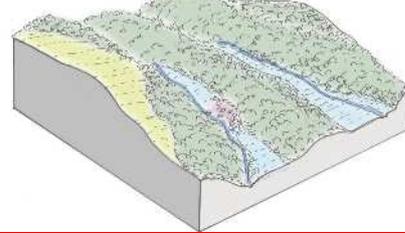
#### Ⅴ：波野（なみの）

中央火口丘群

北外輪山



阿蘇市のうち外輪山の外側、旧波野村にあたる地域。偏西風の影響で火山灰が降り積もって形成された乏水性の土地のため、水田耕作に向かず、草原との一体利用の中で畑作が発達した。地名の由来となった波状の地形の中に山林が広がり、小規模な畑地と集落が点在する。

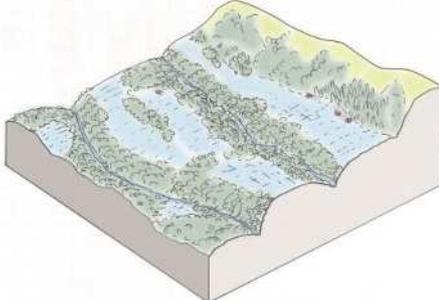


#### Ⅵ：山東（さんとう）

祖母山



高森町の東側、草部・野尻地区にあたる地域。全体に標高が高く、山間に小規模な草原と集落、耕地を確保してきた。高千穂地方との近接性から各地に神話が残り、山深い地域ならではの信仰や文化も発達してきた地域である。



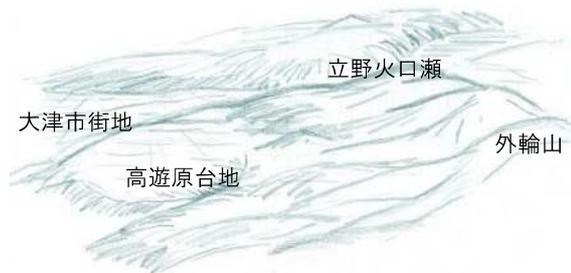
#### Ⅶ：西原（にしはら）

立野火口瀬

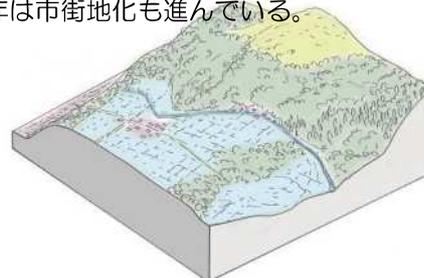
大津市街地

高遊原台地

外輪山



西原村の全域にあたり、外輪山の山すそと阿蘇の噴火により形成された大峯火砕丘、高遊原台地からなる地域である。水はけのよい台地上では畑作が発達し、井手の開削による水田開発も行われた。熊本市内との近接性から産業の変化が速く、近年は市街地化も進んでいる。



## 1-6 阿蘇市における文化的景観の本質的価値と構成要素

阿蘇谷と波野から成る阿蘇市全域の景観を、保存調査報告書で示した本質的価値を捉える四つの視点（第2章第2節参照）から文化的景観として捉え直し、その特徴を構成する主要要素を一覧にして示します。

### (1) 人々が向き合ってきたカルデラ火山の自然環境

阿蘇は、世界有数の規模である巨大なカルデラを中心として構成される特異な地形を有しています。阿蘇市のうち、旧阿蘇町・一の宮町にあたる阿蘇谷は、数万年前に中央火口丘群の溶岩流が阿蘇谷の出口をふさぎ、かつて湖となっていました。カルデラ床には火山性の土砂が厚く堆積し、全体的に水はけの悪い地質となっています。阿蘇谷と周辺の山地には年間 2,500mm以上の降水量があり、その一部は地下に浸透し、豊富な地下水となり、やがて各所で自噴する湧水となっています。急峻な山地の中にあり、一日の寒暖の差が大きい阿蘇谷では、梅雨明けから晩秋の早朝に稀に雲海が発生し、大観峰などの高地から神秘的な風景を望むことができます。

一方、旧波野村にあたる波野地区は、偏西風の影響によりほとんどが中央火口丘群からの火山灰で形成されており、全体としてなだらかな高原地域となっています。波野原一帯では、浸食などの影響で形成された小起伏の波状地形を目にすることができ、「波野」という地名の由来にもなっています。北外輪山の外側は端辺原野から波野高原まで続く広大な高原地帯となっており、大小様々の湿地が形成されています。希少種のホットスポットが多く、湿地特有の植物や日本最南限のスズラン自生地があり、生物多様性の観点からも重要な地域と言えます。

表 主な構成要素

構成要素	概要
カルデラ地形	数回にわたる大規模噴火により形成され、外輪山に囲まれた盆地状の地形を呈している。以下に示すような諸要素により成り立っている。
中央火口丘	現在も噴火活動を続ける、カルデラ火山の中心部にある中岳火口を始めとする山々である。
カルデラ床	中央火口丘を中心に、阿蘇谷の低地部は「カルデラ床」と呼ばれ、かつて湖であったと考えられている。
カルデラ壁	外輪山の内側は「カルデラ壁」と呼ばれ、先阿蘇火山岩類とそれを覆う火砕流堆積物が随所に露出している。阿蘇谷は急傾斜地となる。
外輪山	中央火口丘北側の山並みは特徴的な景観を形作る要素である。外輪山の尾根のことを「カルデラ縁」とも呼ぶ。
河川	阿蘇地域には大きく5つの水系の河川が分布し、北部九州一帯に豊富な水量を供給する源となっている。阿蘇谷の中心やカルデラ縁、各地域の谷間に流れる。河川に沿って集落が発達した地域が多い。
自然林	阿蘇地域の多様な生態系を支えている。
沖積錐・崖錐	急崖等の岩屑の落下や土石流により形成される、急斜面をなす円錐形の堆積地形。阿蘇地域では、崖錐や沖積錐の谷間に集落が形成されている。
扇状地	山地から平野部へ移動する河川地形の一つで、谷頭を先端として、扇状に開いた堆積地のこと。扇状地の先端部に集落が広がる。

表 主な構成要素（続き）

構成要素	概要
河岸段丘	河川の堆積・浸食作用により、河川に沿って広がる階段状の地形。
溶岩洞窟	噴火活動により流れ出た溶岩により形成された。阿蘇市永草の溶岩洞窟等が挙げられる。
特徴的な山並み	火山活動により形成された特徴的な山並みや丘、塚等。米塚、卯の鼻（うのはな）、象ヶ鼻（ぞうがはな）等、見た目や地名に由来した名称がついている。
ミヤマキリシマ等の群落	火山地帯や高地に特有の植生を示す自生の群落であり、開花時には美しい景観を呈する。
滝、湧水地、水源	宮地・役犬原（やくいんばる）湧水群、乙川（おとがわ）湧水群、手野（ての）の名水等が挙げられる。



壮大なカルデラ地形の景観  
(阿蘇市内牧)



豊かな水環境  
(阿蘇市手野)

## (2) 人々が創出した叡智や持続システム

### ①生活・生業が定着していく中で育まれた叡智や持続システム

阿蘇谷には高原地帯からの伏流水により、各地で湧水や湖沼、湿地が分布していたことから、昔から農耕に適した立地条件が備わっていたように見えますが、火山性地質のため土地は痩せており、草原から採取した野草や、草原の草を食む牛馬の堆肥をすき込むことで、豊かな田園地帯へと長い年月をかけて転換していきました。

また、カルデラ上部や中央火口丘の傾斜地は、冷涼な気候により樹木の拡大を抑制しやすく、野焼き、採草、放牧の行為により、現在に至るまで草原として利用されてきました。標高 500mの阿蘇谷から 800mの北外輪山上に広く分布する草原での放牧・採草のため、かつての阿蘇の人々は外輪山の急な坂を越えなければなりませんでした。

波野地区では、火山灰土壌と表流水の少なさから水田耕作に向かず、畑作が営まれてきました。藩政期の波野では、広大な外輪山上の土地を野草地として牛馬の飼養に利用し、畑と原野と畜産が阿蘇地域の中でも特に固く結びついた独特の農法でした。

畑作は労力に対する収量が稲作よりも劣ったため、江戸期からは水田造成が試みられ、明治期には大規模な水田の造成が始まりました。井手の造成も進められ、波状の地形の中に小規模に分布する水田を、現在も潤しています。

表 主な構成要素

構成要素	概要
草原	多くは、中央火口丘や外輪山上の標高の高い場所に位置し、低地の集落により維持管理されてきた。以下の区分の他、目的により「採草地」「放牧地」または「採草放牧地」に分けられる。
半自然草地	ススキ等元々自生する植物地帯に、採草や放牧等、人の手が加わることで豊かな草原生態系を有するようになった草地。 野焼き、採草、放牧といった行為により維持されてきた。冬季の貯蔵飼料とするために秋に刈った草を干して積んだ「草小積み」が草原に並ぶ風景は、阿蘇の秋の風物詩であった。
人工草地	半自然草地を改造して栄養価の高い牧草を育てる場所で、半自然草地を耕して牧草の種子をまき、肥料を与えて育てる。「改良草地」とも呼ばれる。
牛道	放牧地の急斜面では、牛が草を食べながら歩いた跡である「牛道」と呼ばれる等高線上の筋がみられる。急斜面では垂直方向への移動が困難なため水平に草を食べながら進むことからつくられる模様であり、牛と草原の関わりを示す要素である。
草の道	集落から草原へとつながる農道。現在は多くが利用されていないため、消失しかけている。
山林	草原の管理が難しい急峻な斜面等に発達する。
集落	多くは、谷底平野や山間部の谷あい発達している。かつては草原で採った草を屋根材として利用していた等、草原との関わりも目にする事ができる。
井手(灌漑用水、水路)	集落の道沿い等に見られる。江戸期から明治期にかけて、新たに農地を開墾するため、川や湧水地から集落や田畑に水を引くために造成された。
溜池、堤	水路や井手により引かれた水を農業用に貯水しておくために造られた。
水田	阿蘇谷では一般的に、集落の前に広がる。伝統的農業では、草原で放牧した牛馬によって耕されていた。
棚田	急峻な地形を切り開き、導水して造成された。石積など、かつての技術を今に伝える要素もみられる。
畑地	伝統的農業では、草原で放牧した牛馬によって耕されていた。河岸段丘では段畑もみられ、火山灰性の痩せた土地でも育つ作物が植えられた。



放牧の風景  
(阿蘇市)



草原内の牛道  
(阿蘇市)

## ②近代以降の社会経済の発展に伴う改良や変化

戦後、社会経済の発展や近代化に伴い、農耕牛馬は徐々にその役目を終え、肉牛の飼育が増加してきました。これに併せて草原の利用形態も採草地や放牧地として用途を変えながら、現在まで継承されてきました。また、1950年代以降に行われた「県営大規模ほ場整備事業」、「拡大造林事業」、「国営大規模草地改良事業」の3つの事業により、大きな景観の変化が起りましたが、生業を維持するという本質が踏襲されたことで、草原と耕地の有機的な関係が保たれ、持続的な景観が維持されてきました。

高冷地である波野地区では、昭和35年頃より夏季冷涼の気象条件を活かして高冷地野菜の生産に取り組み、粗放的な高原畑作経営から新しい農業へと転換していきました。農地改革後は、草原の林地化が進み、山林の面積が増加しました。このように阿蘇の景観は時代毎の技術や生業等との関係の上に成り立っており、その在り方は時代に合わせて連鎖しながら変化しています。

農林畜産業だけではなく、迫力のある火山や広大な草原の風景は近代以降観光資源としても注目されてきました。昭和9年にはわが国最初の国立公園のひとつに指定され、現在では九州を代表する観光地の一つとなっています。

表 主な構成要素

構成要素	概要
草原	昭和41年から48年に実施された草地改良により面積が増加したが、近年、野焼き等の存続ができなくなり、再び面積が減少している。
山林	昭和期の拡大造林事業により増加した。
集落	多くは、谷底平野や山間部の谷あい発達している。かつては草原で採った草を屋根材として利用していた等、草原との関わりも目にする事ができる。
水田	昭和45年より実施された大規模圃場整備事業により、阿蘇谷を中心に広い面積の水田を確保できるようになった。
井手(灌漑用水、水路)	土木技術の発展に伴い、集落や田畑に導水するための井手が広範囲に発達した。
土塁(土手、とも)	昭和初期に造られ始めた、草原を採草地と放牧地に分けるための土塁。これにより草の利用効率がよくなり飼育頭数が増加するとともに、放牧牛が断崖や急斜面から転落する事故や脱走する牛馬が激減した。地域住民の協力によって造成され、阿蘇版「万里の長城」ともいわれる。
道路	明治期から昭和初期にかけて国道や県道が開通し、それまで都市部との交流が希薄であった山間地等の経済が発展した。
線路、高架(鉄道/鉄道跡)	大正期に、国鉄豊肥線(宮地軽便線)が開通した。豊肥(本)線は、現在でも地域の交通機関として重要な役割を果たしている。
温泉地	伝統的な温泉地に加え、大正期以降の観光業の発展に伴い、各地に温泉が開かれた。内牧温泉等が挙げられる。



圃場整備後の水田(阿蘇市)



米塚の土塁(阿蘇市)

### (3) 自然環境との対峙から生まれた文化・信仰

かつて阿蘇谷は火山湖であったことが地質学的にも判明していますが、神話としても湖であったことが語り継がれています。阿蘇火山を神格化した、開拓神の健磐龍命（たけいわのたつのみこと）が外輪山の立野のあたりを蹴り、水が流れ出て現在の阿蘇谷の姿になったとされています。阿蘇谷一帯に、健磐龍命にまつわる神話伝承とゆかりの地が数多く残っています。火山信仰に加え、阿蘇盆地の開拓豪族である阿蘇氏の祖神として祀られる「阿蘇神社」を中心に、多様な民俗行事等も今なお脈々と伝えられています。農業の豊作を祈る御田祭、霜宮の火焚き神事、風鎮祭等、農業や気候に関連した様々な風習が残っています。

波野地区は、山岳仏教における修行の一種である「峰入り」の業において重要な場所で、一の宮町坂梨から行場である箱石に及びその道すじにあたるため、行者の接待が行われてきました。その他にも外部との交流が盛んな地域であり、祖母山信仰や阿蘇山信仰が共存しています。ランドマークである根子岳（ねこだけ）の民話などが残るとともに、中江と横堀の2つの集落に神楽が保存継承されており、集落内の神社の春秋の祭を中心に発展してきました。

表 主な構成要素

構成要素	概要
中央火口丘群	阿蘇中岳や、阿蘇谷より望む五岳の姿(涅槃像)は信仰の対象として崇められ、阿蘇登山のことを「お池参り」と称し火口への参詣などが行われていた。
神社	阿蘇地域全体を管轄すると考えられる阿蘇神社を始め、健磐龍命を始めとする神々の神話や言い伝えの残る神社が各地に存在する。
寺院	山岳仏教の中心となった西巖殿寺(さいがんでんじ)を始め、各宗派の寺院が点在している。
修験道	山岳仏教において、行者や修行に行く際に使用していた道である。近隣の住民が行者を接待する風習等もみられた。
天神さんや観音像、猿田彦大神、石の祠や木造の社等	日常生活と結びついた、民間信仰や自然信仰を示す要素である。道案内の神である猿田彦大神や地域で管理されている観音像等は集落の各所やあぜ道等に祀られる。ため池を造成した際などに祀られたものもある。
神木	神社の境内等に祀られ、神話に関連した言い伝えが残るものもある。
神話の残る石や洞穴	健磐龍命や鬼八(きはち)にまつわるものが各地に残っている。
湧水地	周囲に神仏が祀られる等、信仰の対象ともなっている。
温泉	湯治の地として栄え、周囲に神仏が祀られる等、信仰の対象ともなっている。



山岳仏教の中心であった西巖殿寺（阿蘇市）



農業の豊作を祈願する阿蘇神社の「御田祭」（阿蘇市）

#### (4) 文化的景観を構成する土地利用ユニットの特徴

阿蘇谷では、主にカルデラ壁と中央火口丘の急傾斜の山裾を中心に、斜面が崩壊して形成された崖錐の下部に集落が分布しています。カルデラ壁の山裾に位置する集落はカルデラ上の草原、中央火口丘の山裾に位置する集落は中央火口丘の草原を利用しており、集落毎に広い面積の牧野を入会地として管理しています。カルデラ床までの高低差の大きい斜面に山林が広がりますが、その多くは戦後の拡大造林によって草原から転換されたものです。谷底の平野は「阿蘇の千枚田」と呼ばれる面積の広い水田地帯となっており、「涅槃像」と呼ばれる阿蘇五岳全体を捉える景観、「草原・森林・集落・水田」が一体となった阿蘇の代表的な景観を、広大なスケールで体感できる地域です。

波野地区は、標高差が少なく、東側に向かって降下する緩斜面となっています。透水性の高い火砕流堆積物の堆積が厚く、表流水が少ないため、水田耕作に向かず、畑作が発達しました。小起伏丘陵地であるため、大きな牧野を確保しにくく、集落も小規模です。また、牧野の面積が小規模であるためか、入会原野ではなく個別の所有形態が主とされてきました。

こうした「文化的景観を構成する土地利用ユニットの特徴」は、(1)～(3)の構成要素によって成り立っており、構成要素の詳細については、その内容を参照するものとします。

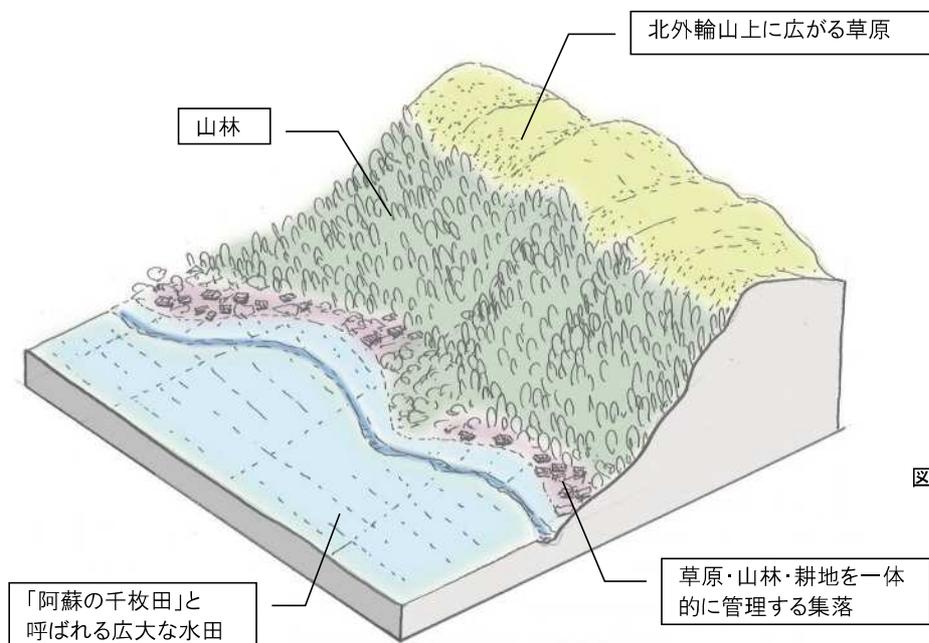


図 土地利用ユニットの特徴（阿蘇谷）

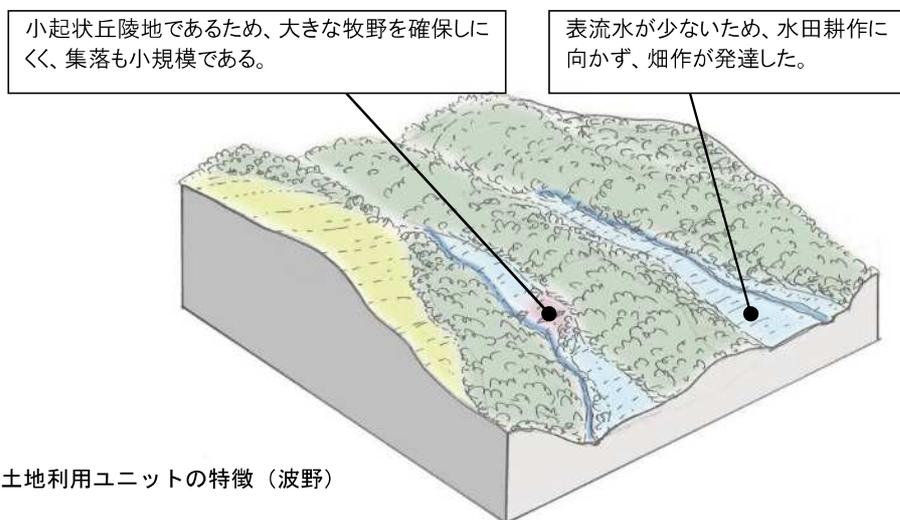


図 土地利用ユニットの特徴（波野）

## 1-7 景観エリアにおける文化的景観の概況

阿蘇谷と波野の景観区分のうち、阿蘇谷は、その歴史風土から「赤水エリア」、「内牧エリア」、「宮地エリア」の3つの景観エリアに区分できます。一方、波野は、近世の波野村を引き継ぎ、その地形的なまとまり、歴史的なまとまり、社会的なまとまり等が概ね一致した状態で現在の景観の基盤を成しています。

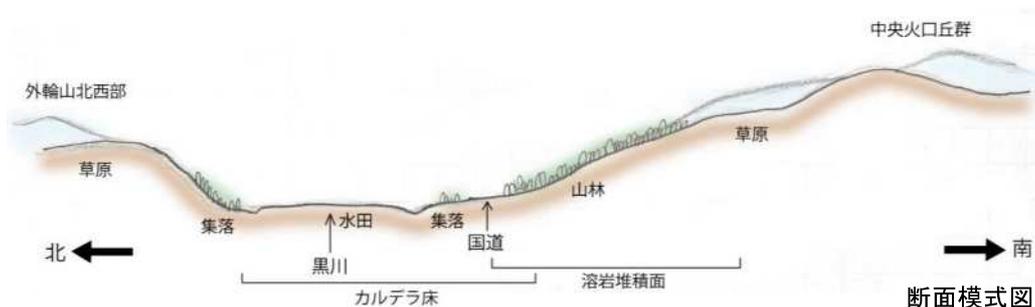
### 赤水エリア



価値づけの視点：阿蘇谷入り口の田園風景

赤水エリアは、阿蘇谷への入口となるエリアである。豊後街道が横断しており、阿蘇の豊かな眺望が体験できるほか、「耕地-集落-森林-草原」という土地利用ユニットの構成をよく認識することができる。また、二重峠の石畳、豊かな湧水と美しい庭園を感じることで参勤交代の休憩所であった石御茶屋跡があり、往時の姿を伝える景観が残されている。

永草周辺は、中世に阿蘇家の下野狩の中心地であったといわれ、狩猟に関連するとされる鬘搔（びんかき）の馬場、鹿解河原（しかときがわら）、勢子塚（せこづか）、御手水（おちょうす）、中の馬場などの地名が残っている。また、谷の開ける大字狩尾（かりお）付近は、古代から豊後街道に沿った交通の要地であった。



豊後街道に残る石畳（阿蘇市）



清流をたたえる石御茶屋跡（阿蘇市）

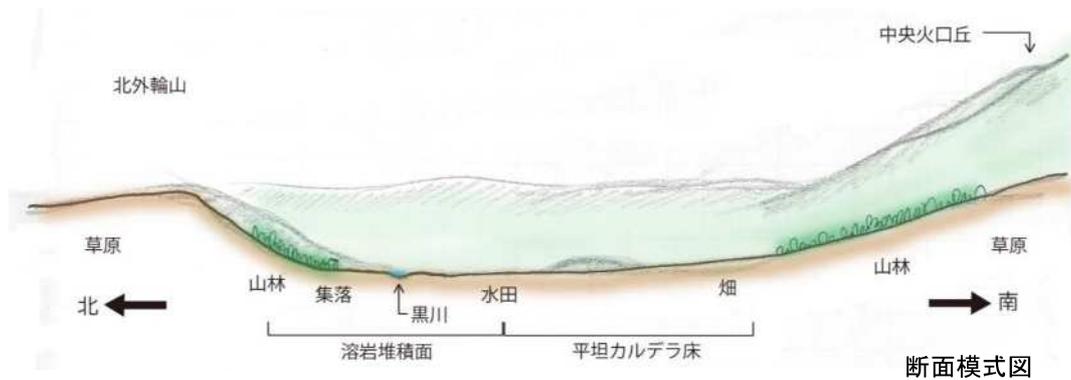
## 内牧エリア



価値づけの視点：五岳と向き合うゆるやかな山麓の田園風景

阿蘇五岳側の山裾の市街化した集落地に比べて、外輪山側の集落は狭い範囲にまとまっており、家々の間から阿蘇谷の平坦地に広がる農地を眺めることができる。また、内牧温泉とその背後の外輪山の山裾に位置する湯浦地区の農村景観、比較的狭隘な谷の低部の平坦地に広がる農地景観等、多様な景観を形成している。

火焚神事で有名な霜神社（役犬原）や阿蘇地域の仏教信仰の中心である西巖殿寺等、地域の歴史・文化を今に伝える資源が点在する。



阿蘇谷の外輪壁寄りを流れる黒川（阿蘇市）



阿蘇谷の水田地帯と背後の北外輪山（阿蘇市）

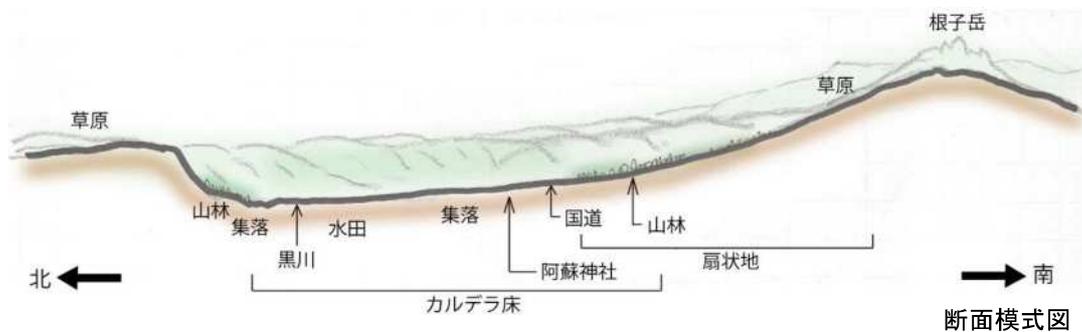
## 宮地エリア



価値づけの視点：根子岳のすそ野に広がる歴史ある里の風景

宮地エリアは阿蘇五岳の山裾に位置し、阿蘇全体の観光や交通の拠点となる宮地地区が位置しており、賑わいのある市街地の景観を有している。

火山信仰に由来する阿蘇神社や、農耕祭事である御田祭など国重要無形民俗文化財に指定されている祭事がみられる。低地の北部中央には、県史跡中通古墳群があり、農地の中に点在する古墳が、古くからそこに住む人々の関わりを感じることができる。



阿蘇神社門前町商店街（阿蘇市）



広大な水田地帯に点在する中通古墳群（阿蘇市）

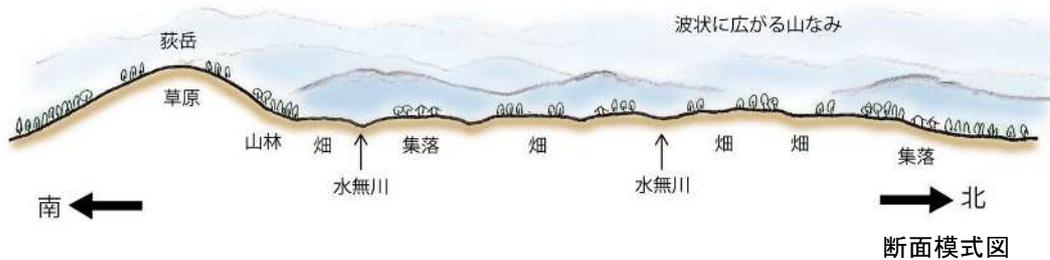
## 波野エリア



価値づけの視点：樹林地に囲まれた波野高原の風景

外輪山地域に位置する波野エリアは、阿蘇谷エリアとは大きく異なり、樹林を背景とした小規模に営まれる農地と集落が谷あい点状に点在している。また、阿蘇、九重、祖母山への眺望が開ける荻岳が東側に位置している。

阿蘇谷から豊後（大分）方面、産山地域や山東地域を結ぶ結節点にあつたため、様々な信仰や文化が伝わった地域である。特に、阿蘇地域の中でも神楽が発達したエリアのひとつであり、中江・横堀の両集落に、神社の祭事と共に継承されてきた。



樹林地を背景とした畑地（阿蘇市）



集落の春の風景（阿蘇市）

## 第2章 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針

### 2-1 基本的な考え方

「阿蘇の文化的景観」は、中央火口丘群や外輪山、カルデラ床、カルデラ壁といった火山由来の地形の上に、主として草原や森林、集落、耕作地（水田・畑地）で構成される土地利用ユニットが連続的に成り立っています。そこで営まれる生活や生業は、自然林や水源といった自然環境に支えられ、時には噴火による降灰や斜面崩落といった自然災害と向かい合い、豊かな文化を育んできました。こうした文化が土地利用ユニットの構成要素に表われ出て、特徴的な景観を形成しています。市街地や農地を現代的に設備するに際しても、文化的景観のあり方を著しく変化させないことや、価値を阻害しないための配慮が求められます。

「阿蘇の文化的景観」を発展的に継承していくためには、何よりも、その価値と特徴に対する人々の理解や協力、さらには主体者としての意識が不可欠です。これ無くしては、いかなる法制度も、十分に効果を発揮しません。加えて、草原や耕作地、森林といった土地利用を維持していくためには、そこで営まれる農林畜産業を維持し、振興していく必要があり、自然保護や森林保全、農業振興、観光推進、教育、地域振興等、文化財保護の枠組みを越えた総合的な取組みを展開することが求められます。このため、阿蘇市では以下のような枠組みで文化的景観の保存を進めていくとし、第2章第2節及び第2章第3節では、その基礎を成す阿蘇郡市7市町村全体での基本理念及び基本方針並びに土地利用の方針について示します。

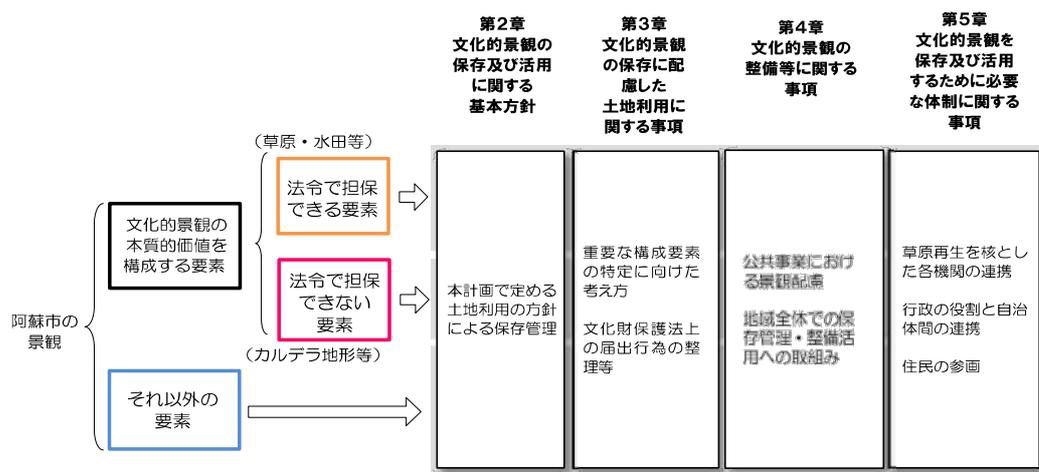


図 文化的景観保存の枠組み

## 2-2 基本理念と基本方針

「阿蘇の文化的景観」の本質的価値の継承にあたり、阿蘇郡市7市町村では、以下の基本理念と6つの基本方針を設定し、保存管理及び整備活用を進めていくこととしています。

### 基本理念

#### 「カルデラ火山との共生」を物語る景観をまもり、活かし、伝える

##### （文化的景観の本質的価値を読み解く4つの視点）

- （1）人々が向き合ってきた「カルデラ火山」の自然環境
- （2）人々が創出した叡智や持続システム
  - ①生活・生業が定着していく中で育まれた叡智や持続システム
  - ②近代以降の社会経済の発展に伴う改良や変化
- （3）自然環境との対峙から生まれた文化・信仰
- （4）文化的景観を構成する土地利用ユニットの特徴

##### （文化的景観の保存に向けた基本方針）

- （1）湧水や生態系などのカルデラ火山を取り巻く **自然環境の保全**
- （2）草原を中心とした **伝統的土地利用の保全**
- （3）なりわいを維持していくための **変化の許容と選択**
- （4）カルデラ火山との共生から生まれた **文化や信仰の保全**
- （5）広大なスケールでの土地利用を実感できる **眺望の保全**
- （6）文化的景観の保存する考え方

### (1) 湧水や生態系などのカルデラ火山を取り巻く自然環境の保全

阿蘇の文化的景観の本質的価値の根底には、その地形・地質学的特徴から生じた湧水や、それにより支えられる原生林、草原等の豊かで独特な自然環境があります。こうした自然環境を守り、後世に引き継いでいくため、法令での制限や取組みを行います。

具体的には、自然公園法に基づく開発行為の制限等を引き続き行っていくほか、エコツーリズムや環境学習等、自然環境の大切さを地域の子供たちや来訪者に伝え育んでいく活動を積極的に行っています。



スズラン（波野地区）

### (2) 草原を中心とした伝統的土地利用の保全

阿蘇の原風景である「あか牛がいる風景」は、採草・野焼き・放牧という人間の営みによって現在まで引き継がれ、草原に生息する生態系と、阿蘇の人々の暮らしを支えてきました。広大な阿蘇谷に広がる田園風景や火砕流由来の土壌と高原性の気候の中で発達した波野地区の畑作等も、草原との一体的利用によって引き継がれており、こうした風景を将来に引き継いでいけるよう、伝統的土地利用の保存及びそれに向けた整備・活用に努めます。



あか牛がいる風景（阿蘇市）

具体的には、このような草地の価値や特徴、現状や課題に対する理解を広く得るとともに、伝統的土地利用の継承に多くの協力を得られるよう、文化財保護法に基づき重要文化的景観としての選定を申し出ます。また、野焼き等の安全の向上や景観農業振興地域整備計画の活用による耕作放棄地の解消、草小積みの風景等の地域資源を守り伝えていくための取組みを行っています。

### (3) なりわいを維持していくための変化の許容・選択

戦後の三大事業による大規模な土地利用の転換は、阿蘇地域の景観に大きな変容をもたらしましたが、結果として生業が守られ、垂直的土地利用ユニットはその個々の土地利用の割合やあり方を変化させながらも現在に引き継がれています。

文化的景観の保存は、現状を凍結的に保存することや、昔の姿に復原するようなものではなく、その地域の気候や風土に則した持続的な発展を目指そうとするものです。そのため、開発行為を行う際には、それがもたらす影響を、社会、経済、自然、環境、防災、教育、文化等多角的に予測し、将来に誇れるものとなるよう、検討や確認の仕組みと体制を整えています。



戦後の圃場整備による水田（阿蘇市）

#### (4) カルデラ火山との共生から生まれた文化や信仰の保全

阿蘇地方一帯には、火山信仰に加え、農業開拓神である健甕龍命にまつわる神話伝承とゆかりの地が数多く残っており、阿蘇市は特にその中心的役割を果たす地域といえます。農耕祭事等の民俗文化財のほか、農業や気候に関連した様々な風習や、それに関連する地名等が残っています。波野地区には、豊後地方から伝わった神楽等の伝統行事も根強く残っており、冬の長い寒さを越えた高菜漬けなどの食文化等も、阿蘇の暮らしを示す要素として守り後世に伝えていく必要があります。



神楽（波野地区）

こうした文化や信仰を表す寺社や祠等の要素を保存し、調査・記録を行っていくとともに、祭礼行事や伝統芸能が維持されていくよう、コミュニティの保全や、移住者・来訪者を巻き込んだ無形要素の継承に向けた取組みを推進します。

#### (5) 広大なスケールでの土地利用を実感できる眺望の保全

阿蘇市の4分の3程の面積を占める阿蘇谷は、一般的に「阿蘇山」と呼ばれる中央火口丘群を中心としたカルデラ地形の北半分にあたり、阿蘇地域の中でも特に高低差の大きい斜面を、人々が利用してきた地域と言えます。



広大なスケールの景観と垂直的土地利用  
(阿蘇市)

カルデラ床と呼ばれる広大な平野からは、南方向に「涅槃像」と呼ばれる阿蘇五岳の姿が、北方向にはかつて大規模な噴火によってカルデラが形成された際の外輪山の地形を望むことができ、阿蘇地方を代表する雄大な景観地のひとつとなっています。また、波野地区においては、その地名の由来となったなだらかな火砕流由来の波状地形の合間に小規模な土地利用が広がっており、火山によって形成された地形の成り立ちを実感することができます。

これらの眺望や雄大な景観地としての価値を保全するため、景観法の枠組みを用いた景観誘導を行うとともに、景観づくりに対する市民や事業者の理解を向上させていく取組みを推進します。

#### (6) 重要文化的景観の保存の考え方

少子高齢化及び人口減少の中で担い手不足が最も深刻な草原については、前述（3）のとおり、その伝統的土地利用を継承しているところを重要文化的景観とし、支援できるよう、所有者等の同意を得られたところから選定申出を行います。また、未利用地については利用の再開を促進する対策を検討・導入していきます。

「阿蘇の文化的景観」は、草原や森林、集落、耕作地（水田・畑地）が垂直に並ぶ土地利用ユニットを特徴とすることから、時代を経る中で定着してきたこの土地利用ユニットの歴史的・文化的な特性と現代的意義を整理し、この考え方を重要文化的景観に及ぼせることができるよう、調査を継続する。

## 2-3 土地利用の方針

### (1) 土地利用ユニットを構成する要素等の土地利用の方針

「阿蘇の文化的景観」の土地利用ユニットを構成する要素及びこれに関する要素の土地利用の方針を以下にまとめる。

表 土地利用ユニットを構成する要素及びこれに関する要素の土地利用の方針

構成要素	方針
草原	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇の原風景である「あか牛のいる風景」を守り伝えるため、今後もあか牛を中心とした家畜が継続して飼育されるような環境を担保する。</li> <li>・担い手不足により野焼きが実施されていない草原でも、周年放牧・広域放牧や採草の推進、外部の手を借りた野焼きの復活等に努める。</li> <li>・「草の道」や「草小積み」、「牛道」、「土塁(とも)」といった伝統的要素については、保存に努めるとともに、教育活動や観光にそれらを活用していけるような取組みを推進する。</li> <li>・輪地切り作業の負担軽減のための防火帯設置や牧野に点在する森林の伐採等を検討し、ボランティアの育成・活用及び十分な安全対策を実施する。</li> <li>・ICT やデジタル技術を活用した家畜の遠隔監視や野焼きの安全確保、牧野維持の省力化等について、検討する。</li> </ul>
半自然草地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長草型草地での様々な植物が生育する環境を守っていくため、半自然草地での採草作業を推進する。また、草資源の利用を促進し、野草堆肥の導入を推進する。</li> <li>・半自然草地における放牧の導入を推進する。</li> </ul>
人工草地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在来の草本種からなる草原景観を保存し、あわせて土砂流出を防止するために、草地改良はできる限り既存の改良草地を更新することとする。</li> </ul>
森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林           <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の性質を踏まえ、状況に応じた間伐等それぞれの適切な維持管理を図る。</li> <li>・間伐等の手入れ不足や皆伐後に再造林されずに放置された林地の再整備を行う。</li> </ul> </li> <li>天然林           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園で保全されており、今後も現状維持を基本とする。</li> <li>・原生林については、関係機関と連携を図り現生の状態で保護を図る。また、風致の維持に努めるとともに、植物の盗掘・盗採防止に努める。</li> </ul> </li> </ul>
集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地割や町割、道すじを維持していくことを基本とする。</li> <li>・集落の各所にみられる祠や社、地蔵や石碑等については、地域の歴史・文化を表す資源として積極的に保存する。</li> <li>・伝統的の家屋については、文化財としての価値を高めつつ、可能な限り保存・活用を検討する。</li> </ul>
耕作地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地については景観農振計画等を活用しながら農地としての回復に努める。</li> <li>・休耕地・低利用地等を有効利用し草原と一体的な保全を図っていくため、水田での稲作を継続し、稲藁の循環利用を促進する。</li> <li>・草資源の循環利用のため、野草堆肥の導入を推進する。</li> <li>・棚田・段々畑等の石積については、可能な限り保全に努めるが、やむをえずコンクリート等を使用する際は、景観に配慮した材料・工法を検討する。</li> <li>・農地や農業施設の維持管理にかかる労力の軽減を行う。</li> <li>・緩衝帯の整備や景観に配慮した防護柵の設置により、イノシシやサル、シカ等による鳥獣被害の解消を図る。</li> </ul>
水源・湧水地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とし、周辺の自然環境を含めた水源の保全に努める。</li> </ul>
温泉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とし、周辺の自然環境や集落を含めた温泉の保全に努める。</li> </ul>
寺社仏閣・信仰に関する空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社叢等の空間は、周囲の景観も含め保存することとし、聖地性(場所性)を損なわないようにする。</li> <li>・高さ、色彩、屋根の構造等については、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。</li> <li>・これら信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、火山信仰との関連等、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設は行わない。</li> <li>・火山信仰や開拓の精神を表す場所について、来訪者にその独自性が伝わるような案内板の設置や、聖地性を保つ配慮を行う。</li> <li>・無形文化の保存に加え、祭事や伝統芸能に地域や来訪者が触れる機会を増やす。</li> </ul>

## (2) 土地利用ユニットを構成する要素には含まれていない要素の土地利用の方針

文化的景観の保存・整備・活用にあたっては、本質的価値を損なわないよう、土地利用ユニットを構成する要素以外の要素についても、適切な土地利用を図る必要があります。これに関する土地利用の方針は以下のとおりです。

表 土地利用ユニットを構成する要素以外の要素の土地利用の方針

構成要素	方 針
住居・事務所・商業施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設においては、阿蘇独自の製品の販売や文化的景観の価値を伝える案内板やパンフレットの設置を推進する。</li> <li>・空き家となった古民家等に関して、新たな活用を図っていくため、移住希望者の受入やルールづくりを行う。</li> </ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物を新築・改修する場合は、周囲の景観との調和に努める。</li> <li>・すでに設置されている公共施設については、地域活動の場として積極的に利用ができるよう配慮を行う。</li> </ul>
道路(国道・県道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とし、特に歴史的な町並み(社寺仏閣の付近等)の道路幅員はなるべく維持していくことを基本とする。</li> <li>・広告物や案内板等が乱立する場合は、撤去もしくは緑化による修景を検討する。</li> <li>・改良・復旧工事等は、周辺景観への影響が考えられるため、事業計画は各市町村景観計画を尊重するとともに、色彩・形状・材質等、周囲の景観に十分配慮した工法を採用する。</li> <li>・既存の道路の美化・修景に加え、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備・充実を検討する。</li> <li>・文化的景観の視点場を設定する際、道路残地等を活用していくことが考えられる。</li> </ul>
道路(市町村道、里道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とし、特に歴史的な町並み(社寺仏閣の付近等)の道路幅員はなるべく維持していくことを基本とする。</li> <li>・農地の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備に努める。</li> <li>・改良・復旧工事等は、周辺景観への影響が考えられるため、事業計画は各市町村景観計画を尊重するとともに、色彩・形状・材質等、周囲の景観に十分配慮した工法を採用する。</li> <li>・既存の道路の美化・修景に加え、必要な散策道の設定及び整備、自然散策路の整備・充実を検討する。</li> <li>・集落内の小道(歩道)については、地域の特性(自然や信仰など)をテーマにした散策マップ等を作成することで、観光コースとしての活用も検討する。</li> </ul>
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の連続性を阻害しているものは、修景に努める。</li> <li>・特に良好な眺望を有している地点等では、電柱・電線の地中化等の検討を行い、文化的景観への影響の軽減を図る。</li> </ul>
屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置はできる限り行わないことが望ましい。</li> <li>・新設、改修の際は、景観に調和したものへ誘導を図る。</li> <li>・広告物が乱立する場合には、集約化や撤去等を検討する。</li> </ul>

## 第3章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

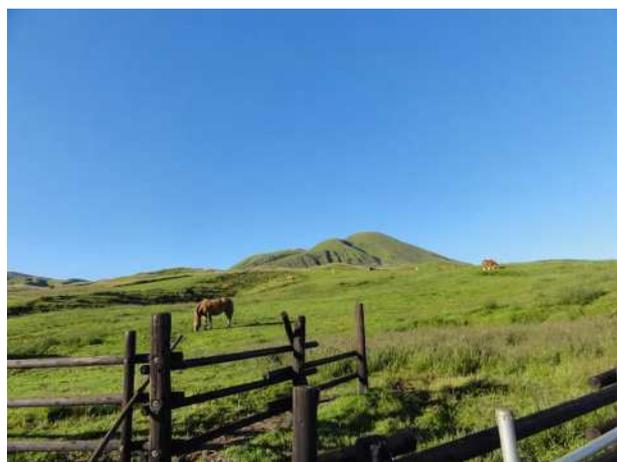
### 3-1 重要な構成要素の特定に向けた考え方

阿蘇の文化的景観は、人々が自然と向き合い、田畑を耕し、森林や草原を管理しながら暮らしてきた営みの表れであり、地域における「草原－森林－集落－耕作地」という土地利用ユニットの構造自体が価値を持つものです。それは様々な有形・無形の要素から構成され、これらを一体的に保存していくことが肝要です。

このうち、阿蘇市においては、伝統的な土地利用が継承されている草原10,545.1haが重要な文化的景観に選定されています。文化財保護法上、文化的景観は「景観地」、すなわち景観を包含する土地の範囲とされています。「阿蘇の原風景」の中心となる草原の風景は、放牧されている「あか牛」の姿があってこそのものであります。また、草原を良好な状態で維持するためには、春の野焼きや、そのための防火帯をつくる「輪地（わち）切り」と呼ばれる作業が不可欠です。その土地に生きる人の営み無くしては、景観地は成り立たず、このような営みの持続を支えることは、文化的景観の保護の大切な一部です。

阿蘇市では、重要文化的景観の中で、野焼きにより牧野や飼料採取地としての維持が図られ、所有者等の同意を得られた草原の範囲を、文化的景観の価値を伝えるにあたって欠くことのできない「重要な構成要素」として特定しています（資料（1）参照）。阿蘇市では、「重要な構成要素」である草原の価値や特徴に人々の理解を得られるよう、普及啓発に取り組むと共に、所有者等が今後も伝統的な利用を続けていくことができるよう支援し、「重要な構成要素」となる草原の維持と拡大に努めることとします。

「重要な構成要素」については、既に、自然保護や景観保全等を目的とした法令や条例等に基づく基準や手続きが定められていますが（資料（2）参照）、併せて、き損や現状変更に関して文化財保護法に基づく届出を行うことが求められています（第3章第2節及び附章参照）。



放牧が行われている草原  
(阿蘇市)



「阿蘇の千枚田」と呼ばれる広大な水田  
(阿蘇市)

## 3-2 文化財保護法上の届出行為の整理等

### (1) 文化財保護法に基づく届出

重要文化的景観の選定や現状変更の規制等については、文化財保護法第8章（第134条～第141条）に規定されています。また、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第24号）の公布により、文化的景観を構成する重要な構成要素を特定するように定められました。この改正により、重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出（法第136条関係）及び現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」）の届出（法第139条関係）は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすることとなりました。

文化財保護法で届出対象行為とする行為は、以下のとおりです。重要な構成要素の現状変更等を行うようとする者は、事前に各市町村文化的景観担当課と協議の上、文化庁長官に対して届出を行うことが義務付けられています。

#### ■届出が必要な行為

届出の種類	届出が必要な場合	届出日	届出者(手続者)
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失・き損を知った日から10日以内	所有者又は権原に基づく占有者
き損	災害等により大きく破損した場合	同上	同上
現状変更等	移転・除去等、重要文化的景観の価値に影響を及ぼす増改築等の行為	現状変更等を行う日の30日前まで	現状変更等を行う者

### (2) 現状変更等の取扱い

「阿蘇の文化的景観」の重要文化的景観選定地内における現状変更等の取扱いについては、「附章 滅失・き損及び現状変更等の取扱基準」に従うこととします。

## 第4章 文化的景観の整備等に関する事項

### 4-1 公共事業における景観配慮

国及び地方自治体が行う公共事業については、阿蘇郡市7市町村に亘る「阿蘇の文化的景観」全体の景観形成において先導的役割を果たすことが求められ、阿蘇郡市7市町村では、景観法に基づく景観計画を作成しています。阿蘇市では、景観条例（平成26年12月施行）や景観計画（平成27年7月施行）等に基づき事前協議による事業実施の把握と文化的景観の価値を阻害しないデザインのあり方について、共通の方針に沿った事業推進を行っていくものとしています。

特に、圃場整備事業や道路、ダム、学校、橋等の建設・補修等は、景観に大きな影響を与える可能性が高いため、阿蘇市景観計画及び景観条例に基づく景観形成方針や「阿蘇市公共事業等景観形成指針(平成27年7月施行)」や「熊本県公共事業等環境配慮システム(平成10年3月要綱制定)」に基づき修景等を行っていくものとしします。それに加え、国（国土交通省、環境省及び林野庁）、県及び市町村が連携し景観に配慮した公共事業を推進することを目的として、令和3年10月に熊本県に設置された「阿蘇景観保全会議」の意見も参考としながら適切な景観となるよう配慮します。

また、平成24年7月や平成29年7月に阿蘇地域を襲った九州北部豪雨や、平成28年4月の熊本地震、令和2年7月豪雨等、甚大な被害をもたらした災害からの復旧においても景観配慮を行うことは、中長期的な阿蘇地域の発展において重要です。多くの災害を乗り越えてきた歴史をもつことも阿蘇地域の文化的景観の特徴の一つであり、その中で得た知見や経験を生かすと共に、課題を伝えていくことも重要な視点です。本章では、そうした景観配慮についての考え方を示します。



擁壁に緑化を図った例  
(阿蘇市)



緑化による修景を行った駐車場  
(阿蘇市)

## (1) 具体的な配慮指針

阿蘇地域において公共事業を行う際は、主に<熊本県公共事業等環境配慮システム>、<熊本県公共事業等景観形成指針>及び事業対象地の所在する<市町村の景観条例>に基づく景観計画と景観条例指導基準に従い、届出及び基準の確認を行う必要があります。

また、その他の指針として、「くまもとカラーガイド」（平成20年3月、熊本県）及び「阿蘇サインガイドライン」（平成18年3月、公益財団法人阿蘇地域デザインセンター）等が示されています。

これらの概要は以下のとおりです。

### <熊本県公共事業等環境配慮システム>

一定の規模を超える公共事業を行う際は、「環境調査の実施」及び「環境調書の作成」を行う。

### <熊本県公共事業等景観形成指針>

県下で行われる道路、橋りょう、河川、ダム・堰堤、港湾・漁港、海岸、都市公園等、公共建築物の公共工事について、優れた景観形成のための指針を示すものとする。ただし、配慮の度合いについては、地域の実情や景観形成に及ぼす影響を勘案し、適切な適用に努めるものとする。

### <各市町村景観条例指導基準>

阿蘇郡市7市町村においては、景観法に基づく景観条例及び景観計画が定められている。景観計画では、「大規模行為届出地区」「景観形成地域」「特定施設届出地区」が設定され、民間で行われる事業については、それぞれ一定の規模を超える行為について、景観形成基準に従った上で届出が必要とされている。

公共事業に関しては届出対象外としているが、事業を行う際は、規模等を勘案した上で市町村の景観計画に定められた景観形成方針に従って景観への配慮を行っていくことが望ましい。（具体的な配慮内容の例を、(2)に示す。）

次に、公共事業の共通指針及び主な施設別の指針の概要を整理します。

## I. 共通指針

### ＜熊本県公共事業等景観形成指針＞

#### ①基本的事項

- 1 公共事業、公共施設の建築等に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を考慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。
- 2 地域の個性を生かした文化の香り高いものを目指す。
- 3 周囲との調和及び事業間の境界領域における調和に配慮する。
- 4 親水・親緑空間について配慮する。
- 5 将来の維持管理について配慮する。

#### ②共通事項

- 1 のり面…のり面は、地形、視点場等を考慮して、出来るだけ周囲と調和する構造及び形態とし、緑化に努める。なお、安全上やむを得ず発生するのり面覆工については、できる限り緑化に努め、周辺との調和に配慮する。
- 2 擁壁… 擁壁の形態は、周辺と調和するように配慮するものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。
- 3 護岸… 護岸の構造及び形態は、地域の特性を生かした親水空間の確保や周辺との調和に配慮したものとし、材料は出来るだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。
- 4 防護柵…防護柵の構造、形態及び色彩については、周辺の景観と調和したものとし、必要に応じて柵の周辺については緑化に努める。
- 5 舗装… 舗装は、画一化せず、それぞれ周囲の状況や用途に応じた素材の活用等周辺の景観と調和したものとするよう配慮する。
- 6 標識・公共広告物…設置数や場所の適正化を図り、整理統合に努めるとともに、形態、意匠及び色彩は周辺に調和するよう配慮する。
- 7 照明施設…形態、意匠及び色彩については、落ち着いたものにするるとともに、周辺との調和に配慮する。
- 8 緑の保全と緑化…良好な空間をつくるため、植栽に当たっての樹種の選定や配置については、地域の個性を生かしたものとし、周辺の景観に配慮する。良好な景観を形成している樹木等は、できるだけ伐採せず修景に生かすものとし、やむを得ない場合は、その周辺に移植するよう努める。
- 9 景観に配慮した占用行為…道路敷地その他公共用地での工作物（電柱、広告物等）の占用行為にあっては、周辺の景観と調和したものとなるよう努める。
- 10 維持管理…公共の建築物、工作物及び樹木等の維持管理については、周辺の景観に調和するよう努める。

## <くまもとカラーガイド>

「くまもとカラーガイド」では、熊本県景観計画によって定められた景観形成地域や特定施設届出地区、大規模行為などの景観形成基準のうち、色彩に係る項目をより詳しく解説することを目的としている。阿蘇地域では、西原村の一部が「熊本空港周辺景観形成地域」に、南阿蘇村・高森町の一部が「南阿蘇景観形成地域」に該当し、それぞれの色彩設定の考え方が示されている。

阿蘇郡市7市町村では、景観行政団体への移行に伴い県からの権限移譲が行われているが、前述した二つの景観形成地域及び阿蘇地域全域において、色彩設定の際の参考とする。

### ①公共事業における色彩設定の基本的な視点

視点	内容・主旨
一貫性への配慮	○一過性の流行にとらわれない。 ○担当者が変わってもその趣旨が継承されるよう色彩設計のプロセスと根拠を明らかにする。
公共性への配慮	○色彩設計の考え方や過程を明らかにし、住民にその合理性を理解してもらい協力を得る。 ○住民の意見を取り入れ、民主的な手続きで設計を進める。
総合性への配慮	○計画対象の位置づけや地域との関わりを総合的・相対的に考える。 ○個と全体のバランスを考える。 ○行政内部に協力・連携機構をつくる。

### ②各景観形成地域の色彩ガイドラインとふさわしい色彩設定の考え方

#### ○熊本空港周辺景観形成地域

色彩ガイドライン：移りゆく季節が感じられる田園風景をつくろう

ふさわしい色彩設定の考え方：

- ・ 中灰食、中穏色、木材などの素材色がおすすめです

畑作物の緑より鮮やかな色彩を基調にすることは避け、畑地の色彩と対比の少ない中灰色や中穏色を基調とし、田園風景との融和を図る。

- ・ 住宅や商店は古い農家を参考にしよう

小規模の住宅や商店などは、地域に点在する土壁を基調とした古い農家の配色を参考にする。

- ・ 大規模建築物は明るさを抑えよう

幹線道路からよく見える大規模建築物は、背景との対比が強くなりすぎないように、白など明るい色彩を基調とすることは避ける。また、形態や素材の面でも周辺の景観に融和するよう工夫する。

#### ○南阿蘇景観形成地域の色彩ガイドライン

色彩ガイドライン：・共通のイメージをつくろう／・配色を整理しよう

ふさわしい色彩設定の考え方：

- ・ 住宅や商店は阿蘇の枯れ草色を参考に

阿蘇の山並みが一層映える色彩景観をつくるために、高彩度のアクセントカラーの使用を控え、暖色系の中穏色や暗穏色などを基調とする。

- ・ 地域の素材にも配慮しよう

地域周辺で産出される木材や石材を積極的に活用する。

## Ⅱ. 施設別指針

### ①道路

#### <道路に係る指針等>

道路については、一定の基準を超えるものは「熊本県公共事業等環境配慮システム」に基づく届出を行う必要がある。

その上で、すべての工事に関して、「熊本県公共事業等景観形成指針」に従うことが望ましい。

各市町村景観条例に基づく景観計画においては道路に関する基準はないが、ガードレール等の付帯施設については、阿蘇市景観条例に定める工作物等の基準を遵守することが望ましい。

#### <熊本県公共事業等景観形成指針>

- すべての道路
- 遵守することが望ましい「指針」

#### <熊本県公共事業等環境配慮システム>

- 一定の基準を超えるもの
- 環境調査及び環境調書の作成



#### <阿蘇市景観条例>

- 付帯する工作物等
- 景観への影響が大きいと考えられる場合等に景観形成基準を参照

#### <熊本県公共事業等環境配慮システム>

対象事業：国道（県事業）、県道、農道及び林道の新設または改築

イ 新設 車道幅員4m以上かつその区間の長さが2km以上のもの

ロ 改築 ・車道幅員4m以上かつその区間の長さが2km以上のバイパスを設置するもの  
・新たに車道幅員4m以上を付加する拡幅でその区間の長さが2km以上のもの

#### <熊本県公共事業等景観形成指針>

##### a. 路線の選定

路線の選定において良好な景観を損なわないようにし、長大のり面などの構造物が出来る限り目立たないような路線選定を行う。

##### b. トンネル

トンネルの坑口の構造及び形態は、周辺との調和に配慮したものとする。

##### c. 高架橋

高架橋の橋脚、橋桁、防音壁の意匠及び色彩は周辺との調和に配慮する。



例：道路方向からみた時のコンクリートの面積が小さくなる「突出型」(上)のほうが、「面壁型」(下)に比べて景観への影響が少なく、緑化も図りやすい。

d. 交差点

交差点における信号機柱、標識、電柱、照明施設等については、可能な限り整理統合し、周辺の景観に配慮する。

e. 歩道及び自転車道

- 植樹柵の形態、意匠及び色彩については、個性と統一性を持たせる。
- ストリートファニチュア等の設置に当たっては、形態、意匠及び色彩について、周辺の景観に配慮する。

f. 歩道橋

形態、意匠及び色彩は、周辺と調和のとれた個性あるものとし、橋の取付部等は、必要に応じて緑化するよう努める。



例：交通標識を既存の照明灯に備え付ける等、共架化を行うことによって雑然とした印象になることを避けることができる。

g. 緑の保全と緑化

- 都市部の道路では、可能な限り連続した植樹帯を設け、その他の地域においても必要に応じて植樹帯等で緑化を図る。また、中央分離帯や交通島についてもできるだけ緑化するように努める。
- 都市間や地域内道路では、ポイントとなる地点や余裕地はポケットパークとして緑化修景し、憩いの空間を創造するよう努める。

<各市町村景観条例指導基準>

道路に付帯する工作物については、各市町村の景観条例指導基準を参照のこと。

## ②橋りょう

### <橋りょうに係る指針等>

「熊本県公共事業等環境配慮システム」及び「阿蘇市景観条例」においては、橋りょうに関する届出行為及び基準は定められていない。

「熊本県公共事業等景観形成指針」においては、すべての橋りょうに関して指針に従うことが望ましいとされている。

### <熊本県公共事業等景観形成指針>

- すべての橋りょう
- 遵守することが望ましい「指針」

### <熊本県公共事業等景観形成指針>

#### a. 橋りょう本体

橋の構造、意匠、素材及び色彩については、地域の特性を生かすよう配慮するとともに、周辺との調和にも配慮する。

#### b. 高欄、照明施設等

意匠や色彩については、個性的であるとともに、橋りょう本体との調和に配慮する。



#### c. 橋の保存及び改修

良好な景観形成要素となっている伝統ある橋については、できる限りその保存に努めるとともに、架け替えにあたっては、歴史的背景や利用形態を把握して周辺の景観との調和が図られるものとする。

#### d. 緑の保全と緑化

橋のたもとには、できるだけ緑化を図る。

### ③河川

#### <河川に係る指針等>

河川については、一定の基準を超えるものは「熊本県公共事業等環境配慮システム」に基づく届出を行う必要がある。

その上で、すべての工事に関して、「熊本県公共事業等景観形成指針」に従うことが望ましい。

各市町村景観条例に基づく景観計画においては河川に関する基準はないが、付帯する建築物・工作物等については、阿蘇市景観条例に定める基準を遵守することが望ましい。

#### <熊本県公共事業等景観形成指針>

- すべての河川
- 遵守することが望ましい「指針」

#### <熊本県公共事業等環境配慮システム>

- 一定の基準を超えるもの
- 環境調査及び環境調書の作成

+

#### <阿蘇市景観条例>

- 付帯する建築物・工作物等
- 景観への影響が大きいと考えられる場合等に景観形成基準を参照

#### <熊本県公共事業等環境配慮システム>

対象事業：整備する河川の延長が500m以上のもの

#### <熊本県公共事業等景観形成指針>

##### a. 護岸

構造及び形態は、地域の特性を生かしたものとし、治水上支障のない範囲において親水、緑化、生態系保全を図るように配慮し、特にポイントとなる素材については、周辺の景観に調和するよう配慮する。

##### b. 高水敷の利用

高水敷は、積極的に緑化を図るとともに、河川と人が触れ合う場所として高水敷を利用した広場や公園化などに配慮する。

##### c. 樋門

形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

##### d. 緑の保全と緑化

堤防ののり面には、安全上支障がない範囲においてできる限り緑化を図るものとする。

#### <各市町村景観条例指導基準>

道路に付帯する工作物については、各市町村の景観条例指導基準を参照のこと。

#### ④ダム・堰堤（砂防・治山）

##### ＜ダム・堰堤に係る指針等＞

ダム・堰堤については、一定の基準を超えるものは「熊本県公共事業等環境配慮システム」に基づく届出を行う必要がある。

その上で、すべての工事に関して、「熊本県公共事業等景観形成指針」に従うことが望ましい。各市町村景観条例に基づく景観計画においては河川に関する基準はないが、付帯する建築物・工作物等については、阿蘇市景観条例に定める基準を遵守することが望ましい。

##### ＜熊本県公共事業等景観形成指針＞

- すべてのダム・堰堤
- 遵守することが望ましい「指針」

##### ＜熊本県公共事業等環境配慮システム＞

- 一定の基準を超えるもの
- 環境調査及び環境調書の作成

##### ＜熊本県公共事業等環境配慮システム＞

対象事業：河川に係るダム又は堰の新築または改築で、増加する湛水面積が2ha以上のもの

##### ＜熊本県公共事業等景観形成指針＞

###### a. 位置及び形式

位置や形式については、できる限り周辺の自然景観に溶け込むよう配慮する。

###### b. のり面及び擁壁

景観上大きな要素となるダム周辺や堰堤ののり面及び擁壁の周囲については、できる限り緑化や植栽に努める。

###### c. 緑の保全と緑化

緑と水辺を創造するため、ダム周辺の余裕地等には質の高い植栽や公園化など親水空間に配慮する。

## ⑤都市公園等

### ＜都市公園等に係る指針等＞

「熊本県公共事業等環境配慮システム」には、都市公園等に係る届出行為は定められていない。

すべての工事に関して、「熊本県公共事業等景観形成指針」及び「阿蘇市景観条例」に定める基準に従うことが望ましい。

### ＜熊本県公共事業等景観形成指針＞

- すべての道路
- 遵守することが望ましい「指針」



### ＜阿蘇市景観条例＞

- 付帯する工作物等
- 景観への影響が大きいと考えられる場合等に景観形成基準を参照

### ＜熊本県公共事業等景観形成指針＞

#### a. 地域性を生かした公園

自然、歴史や文化を生かした個性ある公園づくりに努める。

#### b. 施設

遊具、休憩施設、園路、広場等に使用する材料は、できる限り自然素材に配慮し、意匠及び色彩については、周辺の景観に配慮する。

#### c. 建物

公園内に設ける建物等の形態、意匠及び色彩については、地域の特性を生かした個性あるものとし、周辺との調和に配慮する。

#### d. 垣、柵

材料は、できるだけ生け垣や自然素材を用いることとし、必要に応じて隣地との連続性を損なわないような位置及び意匠とするよう努める。

#### e. 緑の保全と緑化

周縁部の植栽については、街路樹等との調和を図るとともに、周辺の景観との連続性を確保した植栽に配慮する。

### ■景観に配慮した素材の例

自然素材		木材
		石材
		樹木・植栽
景観に配慮した素材		擬木 (柵単独の場合)
		景観に配慮して着色した素材

### ＜各市町村景観条例指導基準＞

#### 基準解説編

- ◆歩行者や施設への来訪者がくつろげるスペースの確保に努める。
- ◆スペースが確保できる場合には緑化やベンチの設置を検討する。



例：ポケットパークの整備事例。  
(阿蘇地域事例)

## (2) 景観配慮の考え方

「阿蘇の文化的景観」における整備を行う際に配慮すべき事項を以下に整理しました。こうした配慮を行うことは、文化的景観を守り伝えていく上での実務上の「作法」とも言えるものであり、関係者間での共通認識を図っていきます。

### ①阿蘇本来の暮らしや景観に基づいた工法・材料・意匠を用いた整備を基本とする。

- 本来阿蘇地域にないスケール感や意匠、偽装的な装飾等を持ちこまないようにする。

形状の要素、色彩、素材等のバリエーションを増やさないようにし、現地にこれまでなかった偽装的な装飾等を用いないよう配慮する。



色彩に配慮した自動販売機



配慮が必要な素材の例（ミラーガラス）

- 人工的なものを持ちこむ分量（または視覚的に目に入る分量）に配慮する。

コンクリート擁壁等の人工物は、災害対策等の観点から大規模化することがやむを得ない場合もある。その場合は、積極的に緑化を施す、道路や生活空間等から視認できる分量を減らす工夫をする等の配慮を行う。



擁壁の緑化



植栽による資材置場の修景

- 地産の材料を積極的に用いるとともに、既存構造物の取壊しや災害等で出た材の再利用を図る。

木材、石材等を使用する際は、地域の気候・風土に合っている地場産の材料を可能な限り用いる。また、既存構造物の取り壊し、土砂災害等で生じた自然石等の材料については、可能な限り再利用を行うよう検討する。



地産石材を用いた遊歩道



木材を用いた柵

## ②整備対象及びその周辺環境への持続可能性に配慮する。

### ・維持管理等を含めた耐久性に配慮する。

人工物は、素材や使用条件等により経年劣化・変形していくことが想定される。新たな人工物を設ける際は、定期的な補修や部材の更新、塗装等、部材ごとの特性に即した維持管理の方針を明確し、適切な維持管理計画を立てていくものとする。



劣化が進んだガードレール



更新が必要な舗装の例

### ・エイジング（時間が経った際の色彩や風合いの変化等）に配慮した整備を行う。

野外に設置するものは風雨や日照による風合いが変化する。その素材の強度を持続させる環境を整えるとともに、その風合いを活かすデザインを工夫するとともに、変化のあり方が良好に歴史を刻むものであるか検討を行うことが望ましい。



エイジングにより色が馴染んだ舗装



時間の経過とともに風合いが増す素材

### ・周辺環境への影響を最小限とし、生物多様性に配慮した整備を基本とする。

「阿蘇の文化的景観」を支える価値のひとつとして、特異な自然環境が生み出した希少な生態系が挙げられる。開発行為を行う際は、周辺の自然環境へ与える影響を最小限とするよう、工法や材料等に配慮する。



希少な植物の例(キスミ)



多自然型護岸の例

### (3) 災害時の復旧・復興に関する方針

災害時における復旧・復興事業は、経済性や効率性、安全性が通常時よりも強く求められますが、そうした中で、可能な限り行うべき景観配慮に関する方針を以下に示します。

(『阿蘇の文化的景観』保存調査報告書 I：総論』第5章第2節より引用)

大雨による土砂災害や大雪による雪害等の災害時における創造的復旧・復興に関する公共事業については、以下に示す事項を念頭に置いた事業を実施していくこととする。

- A. 短期・中期・長期と、景観の復旧・復興においても時間軸に配慮する。(例：仮設で済むのか、恒久的に設置するのか等)
- B. 災害で流出した資材は、なるべく現地で再利用する。(例：流出した巨礫(約30cm以上)は河川堤防や砂防堰堤の下流側流路工、さらに個人宅地の嵩上げ時の盛土外壁や棚田の石積みなどに使用する等)
- C. できるだけ構造物を簡易及び小さなものとし、地形の改変量を抑える。
- D. 構造物本体だけでなく、擁壁など他の構造物、周辺施設や地山とのとりあいなどについて十分配慮する。
- E. 変化していく周辺環境との調和、エイジング(構造物の汚れ方)に配慮する。

災害時には状況に合わせた対応が必要となるため、具体的な工法や連携方法等については、先述した景観アドバイザー制度の活用を図る等の形で対応していくこととする。

## 4-2 地域全体での保存管理・整備活用への取り組み

文化的景観の保存管理・整備活用に関する取り組みは、法制度や土地利用といった個別の枠組みだけでなく、農業の6次産業化や観光開発、教育等の様々な分野にわたります。

そうした他分野での取り組みを推進するため、阿蘇郡市7市町村は平成26年度に「阿蘇地域づくりビジョン」を策定し、各市町村で今後文化的景観を活かした地域活性化を実現していくために取り組みたい内容を以下のとおり、取りまとめました。



図 『阿蘇地域づくりビジョン』（平成27年3月）における施策への展開

## 第5章 文化的景観を保存及び活用するために必要な体制に関する事項

### 5-1 草原再生を核とした各機関の連携

阿蘇地域には、農業、観光、草原再生等に関する団体・NPO等が多くあり、地域レベルから阿蘇地域全体にわたる広範なものまで、実践的な取組みが数多く行われています。今後は、「草原再生」という阿蘇の本質的価値を守っていく上で核となる取組みを中心に、阿蘇草原再生協議会や阿蘇草原再生千年委員会、世界文化遺産登録や文化的景観、世界ジオパーク、世界農業遺産といった各団体が連携していきます。また、各団体が連携することで「草原再生」や「教育」といった個別の目的のみでなく、農産品のブランド化等の新たな価値の創造や、教育活動による将来の農業の担い手の育成、来訪者等による観光面での寄与といった波及的効果をもたらしていくことが期待されます。

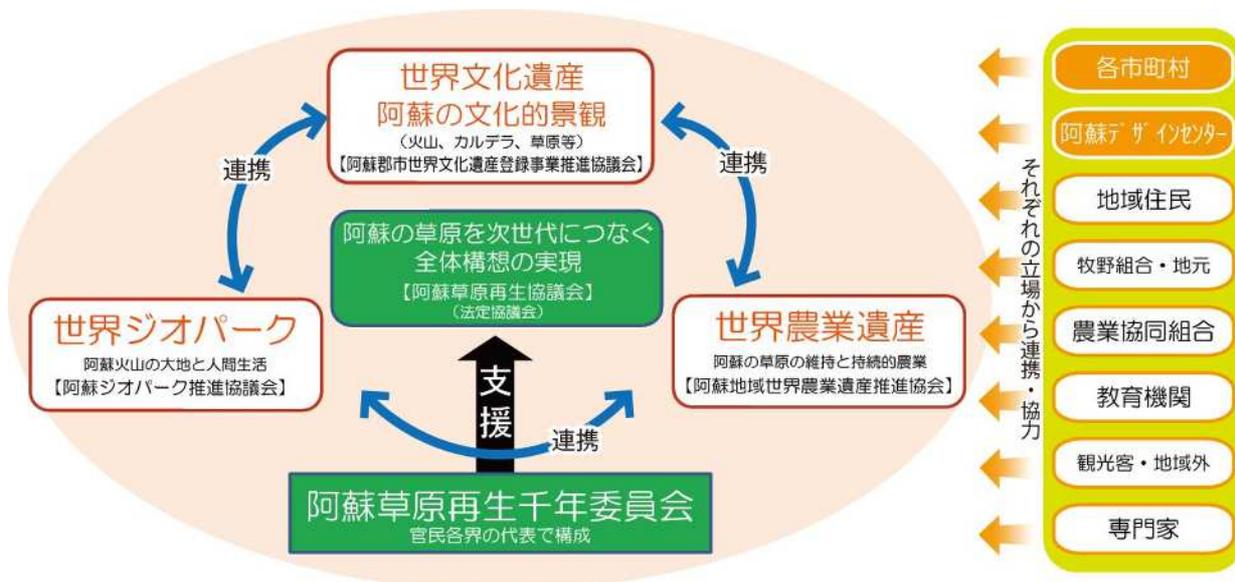


図 各種団体の連携イメージ

### 5-2 行政の役割と自治体間の連携

「文化的景観の本質的価値を守り伝える」という目的を行政職員一人ひとりが理解し、景観計画等の普及・運用に努めます。文化的景観の保存や活用への支援、情報発信や普及啓発をしていきます。

自治体間では、上記取組み内容の情報交換を定期的に行い、お互いに補完し合っていくことが必要となります。広域での取組みを行う際の連携がスムーズにいくよう、各市町村が構成員となり文化的景観の活用や世界文化遺産への登録へ向けた取組みを推進する「阿蘇郡市世界文化遺産登録事業推進協議会」が中心となって関係機関との意見・情報交換を行い、阿蘇地域が一体となった取組みを管理・運営していく主体の明確化をしていきます。

### 5-3 住民の参画

住民一人ひとりが「阿蘇の文化的景観」の価値を理解し、担い手としての自覚を持ち、豊かな暮らしをおくっていくよう、定期的な勉強会や地域座談会の開催等の普及啓発を通して、阿蘇の文化的景観に関わる人材の育成に取り組んでいきます。

## 附章 滅失・き損及び現状変更等の取扱基準

### 【用語】

- 「法」:文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)
- 「省令」:重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則(H17.3.28 文部科学省令第 10 号)
- 「H17 文化庁次長通知」:文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について(H17.3.28 文化庁次長通知)
- 「H20 文化財部長通知」:重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令の施行について(H20.7.31 文化財部長通知)

## 「阿蘇の文化的景観」の滅失又はき損についての届出

### I 定義(H17文化庁次長通知第1の1のウの(注)①)

- 「滅失」:文化財としての価値が消失する程度の破損を指す。  
 ○「き損」:文化財としての価値を著しく減じる程度の破損を指す。

### II 届出(通知)の根拠規定(法第136条、法第167条)

- 法第136条(抜粋)
- 1 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
- ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。
- 法第167条(抜粋)
- 1 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。
- 三 所管に属する重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損したとき。
- 2 前項第三号の場合に係る通知には、第136条の規定を準用する。
- 省令第8条(抜粋)
- 2 法第167条第2項において準用する法第136条ただし書の規定により滅失又はき損について通知を要しない場合については第4条の規定を準用する。

### III 届出(通知)基準等

#### 1 届出(通知)区分

区域の区分	届出者(手続者)			提出先	提出期限
	所有者又は権原に基づく占有者				
	国の機関 [法第167条]	地方公共団体 [法第136条]	左記以外(民間等) [法第136条]		
重要文化的景観選定対象地域内のうち「重要な構成要素以外の範囲」	必要 (通知)	不要	不要	文化庁 長官	滅失・き損を 知った日から
重要文化的景観選定対象地域内のうち「重要な構成要素」	必要 (通知)	必要 (届出)	必要 (届出)	[市町村・ 県経由]	10日以内

#### 2 届出(通知)を必要としない行為

##### (1)重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合(法第139条第1項ただし書き)

- 省令第4条に掲げる行為 【別記1】
- 〔 省令第4条に掲げる行為は、当該行為により、重要文化的景観の文化財としての価値に影響を及ぼす可能性があるが、その実施主体、公益性等にかんがみ、重要文化的景観の選定の解除等につながる可能性が想定されない行為である。(H17文化庁次長通知第1の1のウの(注)) 〕

##### (2)滅失又はき損に当たらない行為(H17文化庁次長通知第1の1のウの(注)①)

- ①(抜粋)
- 例えば、重要文化的景観において行われる以下の行為の結果、重要文化的景観の形状の変更等が生じたとしても、重要文化的景観の文化財としての価値を消失させたり、又は、大幅に影響を及ぼすものとは考えられないことから、「滅失又はき損」の届出を必要としない。

<p>○通常の農林水産業の生産活動に係る行為 (栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生簀の移動等)</p>
<p>○農林漁業を営むために通常必要となる行為 (農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等)</p>
<p>○農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為 (農業構造、林業構造、漁業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施行に係る行為等)</p>
<p>○「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく災害復旧工事</p>

### 3 留意事項

#### (1)H20 文化庁文化財部長通知第 2(3)

<p>○第 2(3)文化財保護法の規定に基づく届出について</p> <p>ア 重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出(法第 136 条関係)及び現状変更等の届出(法第 139 条関係)は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすること。(※本通知は、法第 167 条の規定には適用されない(文化庁記念物課))</p> <p>イ 届出の対象とする重要な構成要素及び滅失又はき損の様態や現状変更の行為等の具体的内容について、文化的景観保存活用計画に明記すること。(注 2)</p> <p>(注 2)重要文化的景観の滅失又はき損が省令第 4 条各号に定める行為による場合には、届出を要しない。なお、H17.3.28 文化庁次長通知において、滅失又はき損及び現状変更等の届出を要しないとした行為について例示している。</p>
---

## 「阿蘇の文化的景観」の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の届出

### I 定義(H17 文化庁次長通知第1の1のエの①の(注))

○「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」:重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為を指す。

### II 届出(通知)の根拠規定(法第 139 条、法第 167 条)

○法第 139 条(抜粋)

1 重要文化的景観に関し現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」)をしようとする者は、現状変更等をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

○法第 167 条(抜粋)

1 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

六 所管に属する重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

2 前項第六号の場合に係る通知には、第 139 条第 1 項の規定を準用する。

○省令第 8 条(抜粋)

2 法第 167 条第 2 項において準用する法第 139 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について通知を要しない場合については前条(第 7 条)の規定を準用する。

### III 届出(通知)基準等

#### 1 届出(通知)区分

届出者(手続者) 区域の区分	現状変更等をしようとする者			提出先	提出期限
	国の機関 [法第 167 条]	地方公共団体 [法第 139 条]	左記以外(民間等) [法第 139 条]		
重要文化的景観選定対象地域内のうち 「重要な構成要素以外の範囲」	必要 (通知)	不要	不要	文化庁 長官	現状変更等 をしようとする日の
重要文化的景観選定対象地域内のうち 「重要な構成要素」	必要 (通知)	必要 (届出)	必要 (届出)	[市町村・ 県経由]	30 日前まで

#### 2 届出(通知)を必要としない行為

##### (1)法第 139 条第 1 項ただし書きの行為

①維持の措置(省令第 7 条)

法第 139 条第 1 項 ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状(選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- 二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

②非常災害のために必要な応急措置

③他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合

④保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

**(2)現状変更等に当たらない行為(H17 文化庁次長通知第1の1のエの①の(注))**

①(注)(抜粋)
例えば以下の行為は、重要文化的景観において通常行われる行為であることから、文化的景観の現状変更等に当たらず届出を必要としない。なお、省令第4条に掲げる行為についても届出を必要としない。
○通常の農林水産業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生簀の移動等）
○農林漁業を営むために通常必要となる行為（農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等）
○農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体以外が行う農業構造・林業構造・漁業構造の改善に関する事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施行に係る行為等）
○公共施設の管理行為全般（公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件（電柱、地下埋設管等）を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う工事を含む）
○地方公共団体が歴史的風土保存活用計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に必要な事業
○「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」に基づく「明日香村歴史的風土保存活用計画」、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」及び「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」に基づく事業
○地方公共団体が緑地保全計画に基づいて行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
○地方公共団体が緑の基本計画に基づいて行う特別緑地保存地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
○地方公共団体が管理協定に基づいて行う管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
○地方公共団体が市民緑地契約に基づいて行う市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
○省令第4条に掲げる行為
【別記1】

**3 個別現状変更等取扱基準**

(1)公用財産の用に供する土地の現状変更等取扱基準 【別記2】

(2)道路の設置又は管理に係る現状変更等取扱基準 【別記3】

**4 留意事項**

**(1)H20 文化庁文化財部長通知第2(3)**

○第2(3)文化財保護法の規定に基づく届出について
ア 重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出(法第136条関係)及び現状変更等の届出(法第139条関係)は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすること。(※本通知は、法第167条の規定には適用されない(文化庁記念物課))
イ 届出の対象とする重要な構成要素及び滅失又はき損の様態や現状変更の行為等の具体的内容について、文化的景観保存活用計画に明記すること。(注2)
(注2)重要文化的景観の滅失又はき損が省令第4条各号に定める行為による場合には、届出を要しない。なお、H17.3.28文化庁次長通知において、滅失又はき損及び現状変更等の届出を要しないとされた行為について例示している。

【別記1】省令第4条に掲げる行為

I 省令第4条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号

1 省令第4条第1項第1号

- ・省令第4条第1項第1号に掲げる行為(下表①②に限る。)は、下表運用欄に掲げる行為とする。
- ・省令第4条第1項第1号に掲げる行為(下表①②を除く。)は、下表運用欄に掲げる行為を含むものとする。

省令第4条第1号条文		運用	関係法令
①	都市計画事業の施行として行う行為	ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)の都市計画事業の施行として行う行為	都市計画法
②	国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為	イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為	都市計画法
③	国土保全施設の設置若しくは管理に係る行為	ウ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為	河川法
		エ 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為	砂防法
		オ 森林法(昭和26年法律第249号)第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為	森林法
		カ 国有林野において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為	
		キ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為	地すべり等防止法
		ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		ケ 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為	海岸法
		コ 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為	津波防災地域づくりに関する法律
		サ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項第1号から第5号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為	港湾法
		シ 土地改良法その他法令、国又は地方公共団体の予算措置に基づく農地防災事業の施行に係る行為	土地改良法等
④	水資源開発施設の設置若しくは管理に係る行為	ス 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(ウに掲げるものを除く。)	独立行政法人水資源機構法
⑤	道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設の設置若しくは管理に係る行為	セ 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為	道路交通法
		ソ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)による交通安全施設等整備事業の施行に係る行為	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
		タ 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為	航路標識法
		チ 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為 阿蘇の文化的景観では、内水面漁業の船舶交通が想定されるが、当該交通の安全のため必要な施設の設置は、ウの河川法に掲げる行為に該当	港則法
	航空機航行	ツ 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為	航空法
省令第4条第1号条文		運用	関係法令

⑥	気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設の設置若しくは管理に係る行為		テ	気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為	
⑦	自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為	自然公園	ト	自然公園法(昭和33年法律第161号)による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為	自然公園法
		都市公園	ナ	都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為	都市公園法
⑧	土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為	土地改良事業	ニ	土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)	土地改良法
		農業林業漁業構造改善事業	又	地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)	
			ネ	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施工又は漁港施設の管理に係る行為	漁港漁場整備法
⑨	重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為		ー		文化財保護法
⑩	鉱物の掘採に係る行為		ノ	鉱業法(昭和25年法律289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為	鉱業法

## 2 省令第4条第1項第2号

・省令第4条第1項第2号の下表に掲げる行為は、下表の運用欄に掲げる行為を含むものとする。

省令第4条第2号条文		運用		関係法令	
①	道路、鉄道若しくは軌道の設置又は管理に係る行為  (自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。)	道路	ア	高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。))又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。))の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為	道路法
			イ	道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道もしくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。))の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の増設を除く。))又は管理に係る行為	道路運送法
			ウ	自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為	自動車ターミナル法
			エ	森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為	森林法
		鉄道	オ	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するものの新設を除く。))又は管理に係る行為	
		カ	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅、操車場、車庫その他これらに類するものの新設を除く。))又は管理に係る行為	鉄道事業法	
		軌道	キ	軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅、操車場、車庫その他これらに類するものの新設を除く。))又は管理に係る行為	軌道法
省令第4条第2号条文		運用		関係法令	

② 国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。)、基幹放送(放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)若しくは有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。)の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)の設置又は管理に係る行為  (自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。)	国・自治体通信	ク 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為	
	認定電気通信事業	ケ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為	電気通信事業法
	基幹放送	コ 放送法(昭和25年法律第170号)による基幹放送の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為	放送法
	有線テレビジョン放送	サ 有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第170号)第2条第18号に規定するテレビジョン放送の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)及びこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置又は管理に係る行為	放送法
③ 水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為  (自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。)	水道	シ 水道法(昭和32年法律第177条)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為	水道法 工業用水事業法
	下水道	ス 下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為	下水道法
		セ 国又は地方公共団体の予算措置に基づく集落排水事業の施行に係る行為	農山漁村地域整備交付金実施要綱等
④ 電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為  (自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。)	電気工作物	ソ 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の新設を除く。)又は管理に係る行為	電気事業法
	ガス工作物	タ ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス事業のガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置(圧縮天然ガスに係るものは含まれない。))の設置を除く。)又は管理に係る行為	ガス事業法

### 3 省令第4条第1項第3号

省令第4条第3号条文	運用	関係法令
① 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為	—	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

### 4 省令第4条第1項第4号

省令第4条第4号条文	運用	関係法令
① 都市緑地法第五条に規定する緑地保全地域、同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区又は同法第五十五条第一項に規定する市民緑地(緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。)内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為	—	都市緑地法

## II 省令第4条の運用における用語の定義

### 1 基本的な考え方

省令第4条の運用に係る用語の定義は、法令において定義されている用語と同一用語については、省令第4条による定義と同義とする。なお、法令と異なった定義に基づいて運用する場合には、保存活用計画等において具体的に定義を明らかにする。

### 2 個別事項

#### (1) 「道路の設置又は管理に係る行為」の定義

##### ア 道路の種類

「道路」の種類としては、①道路法の道路、②道路運送法による自動車道(専用自動車道、一般自動車道)、③土地改良法による農業用道路、④森林法等による林道、⑤自然公園法による道路、⑥都市公園法による園路、⑦鉱業法による鉱山道路、⑧里道、⑨私道等と多種存在するが、省令第4条でいう「道路」とは、これら道路のうち一般交通の用に供するものを指すものとする。(基本的に①から⑧の道路は、省令第4条でいう道路に該当する。)

##### イ 道路の定義

省令第4条の道路の定義は、道路法第2条に準拠する。

道路の範囲(内容)		うち道路交通安全施設		
		道路管理者設置	公安委員会設置	
○道路法第2条				
道路法の道路とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げる道路をいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつての効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものをいう。				
路面	歩道	歩道		
	自転車道	自転車道		
	自転車道歩行者道	自転車道歩行者道		
	車道			
道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物	トンネル			
	橋			
	渡船施設			
	道路用エレベーター			
その他道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物				
道路の附属物(道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物をいう)	法律で定めるもの	①道路上のさく又は駒止	さく	
		②道路上の並木又は街灯で道路管理者の設けるもの	街灯	
		③道路標識、道路元標又は里程標	道路標識(案内・警戒・規制・指示の各標識)	道路標識(規制・指示の各標識)、道路標示
		④道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。)	道路情報提供装置	交通管制センター
		⑤道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場		
		⑥自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して道路管理者が設けるもの	同左の施設	
		⑦共同溝の整備等に関する特別措置法の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法に規定する電線共同溝整備道路に道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝		
	政令で定めるもの	①道路の防雪又は防砂のための施設		
		②ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第17条第4項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの		
		③車両の運転者の視線を誘導するための施設	同左の施設	
④他の車両又は歩行者を確認するための鏡		同左の施設		
⑤地点標		地点標		
	⑥道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設			

**ウ 道路の設置又は管理の定義**

省令第4条の道路の設置又は管理に係る行為の定義は、下表のとおり。(改築以外は道路法に準拠)

<p>○道路の設置又は管理とは、道路法第12条及び第13条に掲げられている「新設」、「改築」、「維持」、「修繕」、「災害復旧事業」、「その他管理」をいう。</p> <p>○道路の「設置」とは、道路の「新設(バイパスの新築含む)」及び「改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものを除く)」とする。</p> <p>○道路の「管理」とは、道路の「改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）」、「維持」、「修繕」、「災害復旧事業」「その他管理」とする。</p> <p>○道路の「新築」、「改築」、「維持」、「修繕」、「災害復旧事業」、「その他管理」の定義は次のとおり。</p>				
設置	新設	<p>○道路を新しく設けることをいう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに道路を築造する工事で改築の範囲外のもの及び既設道路(私設道路を含む)を道路法の道路とする場合を包含する</li> <li>・前者は、路線の指定等又は変更に伴い新たに道路が築造される場合であり、道路法に基づく道路区域の変更に伴い道路が新しく設けられる場合は新設でなく改築に当たる</li> </ul> <p>～以上、道路法解説より～</p> <p>※省令第4条では、後者は、文化的景観の現状に変更を及ぼす行為ではないので新設に含めない。</p>		
	改築	<p>○既設の道路の効用、機能等を現状より良くするための工事をいう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その内容は多種多様で、道路の線形改良、拡幅、舗装はもちろん、バイパスの新築も道路の区域変更による場合は改築となる</li> </ul> <p>～以上、道路法解説より～</p> <p>※省令第4条では、道路の設置に属する改築とは、小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさない改築を除くものとする。(バイパスの新築は、新設とする。)</p>		
管理	改築	<p>※省令第4条では、道路の管理に属する改築とは、小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさない改築に限るものとする。</p>		
	維持	<p>○道路の機能及び構造の保持を目的とする日常的な行為</p> <p>巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回(道路巡回)</li> </ul> <p>点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検(施設点検、構造物点検) 等</li> </ul> <p>維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持作業(路面、照明施設、構造物) ・清掃 ・除草 ・植栽管理(剪定等)</li> <li>・道路排水維持作業 ・橋梁塗装 ・除雪 等</li> </ul>		
		修繕	<p>○道路の損傷した構造を当初(新設し又は改築したとき)の状態に回復させる行為</p> <p>○付加的に必要な機能及び構造の強化を目的とする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕工事(橋梁、トンネル、舗装等の劣化・損傷部分の補修、耐震補強、法面補強 等)</li> </ul>	
		災害復旧	<p>○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業</p>	
	その他の管理	更新	<p>○道路構造を全体的に交換する等、同程度の機能で再整備する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁架替 等</li> </ul>	
		防災対策	通常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災点検 ・橋梁の耐震補強[再掲] ・防災対策:法面工事(法枠工事等)、落石防止工事(防護柵工事、ロックシェッド工事等) ・防雪対策:なだれ防止行為(防護柵工事等) 等</li> </ul>
			非常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常時巡回</li> <li>・災害応急復旧工事 等</li> </ul>
		質的向上	環境対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化工事 ・騒音対策工事 ・振動対策工事 ・共同溝工事 ・修景工事 ・電線共同溝工事 等</li> </ul>
			交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全施設工事 ・道路交通管理施設工事 ・自動車駐車場設置 ・歩道設置 ・横断歩道橋設置 等</li> </ul>
		運用管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通対策管理(特殊車両管理等) ・許認可等(占用工事申請受付事務処理等)</li> <li>・現場立会(占用工事立会等) ・他管理者協議(警察協議等) ・その他(道路区域変更等)</li> </ul>	
その他管理行為(道路台帳管理等)				

【定義の根拠】・道路法及び道路法解説(改訂4版)

- ・国道(国管理)の維持管理等に関する検討会資料(国土交通省)
- ・国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案)[H25.4](国土交通省)
- ・道路パフォーマンスマネジメント検討委員会資料[H15.3](国土省九地整宮崎河川国道事務所)

【事例】以下の行為は、新設であっても道路の管理に属するので届出(通知)を必要としない行為となる。

- ① 国・県・市町村道の小規模の拡幅工事
- ② 国・県・市町村道の災害復旧事業・災害応急復旧工事
- ③ 国・県・市町村道の橋梁架替工事
- ④ 国・県・市町村道の法面工事(法枠工事)・落石防止工事(防護柵工事・ロックシェッド工事)等の防災対策工事
- ⑤ 国・県・市町村道の緑化工事・騒音対策工事・共同溝工事等の環境対策工事
- ⑥ 国・県・市町村道の交通安全対策工事(省令第4条第1号にも該当)

**(2) 「施設の設置及び管理に係る行為」の定義について**

**ア 施設の定義**

<p>○施設とは、「建築物等」をいう。                  ○建築物等とは、各市町村の景観条例第2条第2項に規定する「建築物等」をいう。                  ○建築物等とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物(塀を除く)及び景観条例施行規則で定める工作物をいい、詳細は下記のとおり。</p>	
建築物	建築基準法第2条第1号に規定する建築物(塀を除く)
	<p>○建築基準法第2条第1号                  土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。</p> <p>○建築設備(建築基準法第2条第3号)                  建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。</p>
工作物	景観条例施行規則に定める工作物をいう
	(1)さく(柵)、塀、擁壁その他これらに類するもの
	(2)記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
	(3)煙突
	(4)高架水槽
	(5)鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次号(6)に該当するものを除く。)
	(6)電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
	(7)観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
	(8)アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
	(9)石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
	(10)自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
	(11)汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
	(12)広告塔又は広告板
	(13)太陽光発電施設(太陽光発電システム)

**イ 「施設の設置又は管理に係る行為」の定義**

省令第4条の各施設(建築物及び工作物)の設置又は管理に係る行為の定義は、建築基準法の取扱いに準拠し下表のとおりとする。

<p>○施設の設置とは、施設の新築、増築及び移転をいう。                  ○施設の管理とは、施設の改築、修繕その他管理行為をいう。                  ○施設の新築、増築、移転、改築、修繕の定義は次のとおり。</p>	
設置	新築 ○施設のない土地に、新たに施設を建築すること
	増築 ○既存施設に建て増しをする、又は既存施設のある敷地に新たに建築すること ・既存施設のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新築」になるが敷地単位では「増築」となる
	移転 ○同一敷地内で建築物等を移動すること ・別敷地へ移す場合は、移転先の敷地に対して新築又は増築となる
管理	改築 ○施設の全部又は一部を除去した場合、又は災害等により失った場合に、これらの施設又は施設の部分を、従前と同様の位置・用途・構造・規模のものに建て替えること ・施設の全部又は一部を除去した場合、又は災害等により失った場合に、これらの施設又は施設の部分を、従前と異なる位置・用途・構造・規模のものに建て替える場合は、新築、増築又は移転となる
	修繕 ○経年劣化した施設の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて現状回復を図ることをいう
	模様替え ○施設の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること。一般的には改修工事などで現状回復を目的とせず性能の向上を図ることという
	その他管理 ○植栽管理(選定、伐採、植栽) ○その他維持管理行為

【定義の根拠】・マンション改修に関する建築基準関係規定上の手続き(国土交通省)  
 ・建築大辞典(彰国社)

【事例】以下の行為は、管理に属するので届出(通知)を必要としない行為となる。

- ① 施設の改築、修繕、模様替え、撤去
- ② 施設の植栽管理(選定、伐採、植栽)
- ③ 施設の新築・改築・修繕工事に必要な仮設の建築物及び工作物(工事期間中に使用する仮設庁舎を含む)の新築、増築、改築、移転、修繕、撤去に係る行為は、期間が定められた仮設物であるため、届出(通知)は不要とする。

### (3)「災害復旧工事」の定義について

① 法第 136 条の「滅失又はき損」に当たらない行為として H17 文化庁次長通知第 1 の 1 のウの(注)①で例示されている『「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」等に基づく災害復旧工事』には、以下を含むものとする。

区 分	備考
「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく災害復旧工事	
「その他法令」に基づく災害復旧工事	・公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の国庫負担法による災害復旧事業 等
「国又は地方公共団体の予算措置」に基づく災害復旧工事	・災害関連緊急事業 ・地方単独災害復旧事業 等

② 省令第 4 条各号に掲げられている「管理に係る行為」には、以下の災害復旧工事を含むものとする。

区 分	備考
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害復旧工事	
「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく災害復旧工事	
「その他法令」に基づく災害復旧工事	・公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の国庫負担法による災害復旧事業 等
「国又は地方公共団体の予算措置」に基づく災害復旧工事	・災害関連緊急事業 ・地方単独災害復旧事業 等

## 【別記2】個別現状変更等取扱基準

### 公用財産の用に供する土地の現状変更等取扱基準

文化財保護法第167条の規定に基づき、国が所有する「重要文化的景観選定対象地内で重要な構成要素以外の範囲内」にある「庁舎や宿舍などの公用財産の用に供する土地」の現状変更等に関する通知の取扱いは、次のとおりとする。

記

#### 1 現状変更等通知要否の判断が必要となる国の土地(平成28年4月1日現在調べ)

- ①最高裁判所関係 : 熊本地方裁判所阿蘇支部、宿舍及び高森簡易裁判所の敷地
- ②法務省関係 : 熊本地方検察庁阿蘇支部及び高森区検察庁の敷地
- ③財務省関係 : 阿蘇税務署、阿蘇税務署坂梨宿舍及び阿蘇税務署西古神宿舍の敷地
- ④厚生労働省関係 : (旧)阿蘇労働基準監督署及び阿蘇公共職業安定所の敷地
- ⑤国土交通省関係 : 阿蘇国道維持出張所及び石田宿舍の敷地
- ⑥環境省関係 : 阿蘇自然環境事務所の敷地

#### 2 現状変更等通知要否の判断基準

通知が不要な行為		通知が必要な行為
根拠規定	行為の例示	行為の例示
文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について(H17.3.28/16庁財第413号/文化庁次長通知)		
公共施設の管理行為全般  (公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件(電柱、地下埋設管等)を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う工事を含む)	上記1の土地における以下の行為 ○建築物等の修繕 ○建築物等の改築 (従前と異なる位置・用途・構造・規模のものに建替える場合は、新築、増築又は移転となり通知が必要となる) ○建築物等の撤去 ○工事に必要な仮設の建築物等(工事期間中に使用する仮設庁舎を含む)の新築、増築、改築、移転、修繕、撤去 ○木竹の剪定 ○木竹の伐採 ○木竹の植栽	上記1の土地における以下の行為 ○建築物等の新築 ○建築物等の増築 ○建築物等の移転

※上表は行為の例示であり、通知要否の最終判断は、構想や計画の段階あるいは行為実施前の各市町村文化財担当部局との事前協議(相談)により行う。

#### 3 文化庁への通知方法

国の機関は、構想や計画の段階あるいは行為の実施前に各市町村文化財担当部局と事前協議(相談)を実施し、文化庁への通知が必要と判断された場合、市町村に通知書を提出し、受理した市町村が県経由で文化庁へ提出する。

#### 【用語】

- 建築物等: 各市町村の景観条例第2条第2項に規定する「建築物等」をいう。(詳細は別記1のとおり。)
- 建築物等の設置及び管理: 別記1のとおり。

**【別記3】個別現状変更等届出基準**

**道路の設置又は管理に係る現状変更等取扱基準**

省令第4条第1項第2号の道路の設置又は管理に係る行為の届出(通知)要否は、以下のとおり。

**1 基本的な考え方**

区分	道路の種類等	設置		管理								
		新設	改築	改築	維持	修繕	災害復旧事業	その他の管理				
								防災対策	質的向上	運用管理	その他	
自動車専用道路	高速自動車国道	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	
	道路法による自動車専用道路 (第48条の2の規定により道路管理者が指定する自動車専用道路)											
	道路運送法の自動車道(専用自動車道、一般自動車道)											
自動車専用以外の道路	上記以外の道路	必要(※)	必要(※)	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	

**2 道路の種類別届(通知)要否早見表**

法令による道路の区分			設置		管理								
区分	法律	道路の種類・名称等	新設	改築	改築	維持	修繕	災害復旧事業	その他の管理				
									防災対策	質的向上	運用管理	その他	
自動車専用道路	道路法	高速自動車国道	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	
		一般国道											高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路
													一般国道自動車専用道路
自動車専用道路以外の道路	道路法	都道府県道 市町村道	必要(※)	必要(※)	不要								
自動車専用道路	道路運送法	自動車道	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	
自動車専用道路以外の道路	土地改良法	農業用道路	基幹的農道	不要									
			ほ場内道路										幹線農道
													支線農道
			耕作農道										
	森林法	林道	林道	/ 省令4条1号 該当									
			林業専用道										
	漁港法	漁港施設道路	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	
	自然公園法	車道、自転車道、歩道	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	
	都市公園法	園路	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	
	鉱業法	鉱山道路	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	
	国有財産法	法定外公共物の道路(里道)	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	
	その他の法律												
自動車専用道路	私道(法律なし)	もっぱら私人の財産権の行使として管理される道路	必要(※)	必要(※)	必要(※)	必要(※)	必要(※)	必要(※)	必要(※)	必要(※)	必要(※)	必要(※)	

(※)届出(通知)を必要としない行為(法第139条第1項ただし書きの行為及び現状変更等に当たらない行為)、並びに省令第4条各号に該当すると認められる場合は、届出(通知)は必要としない。

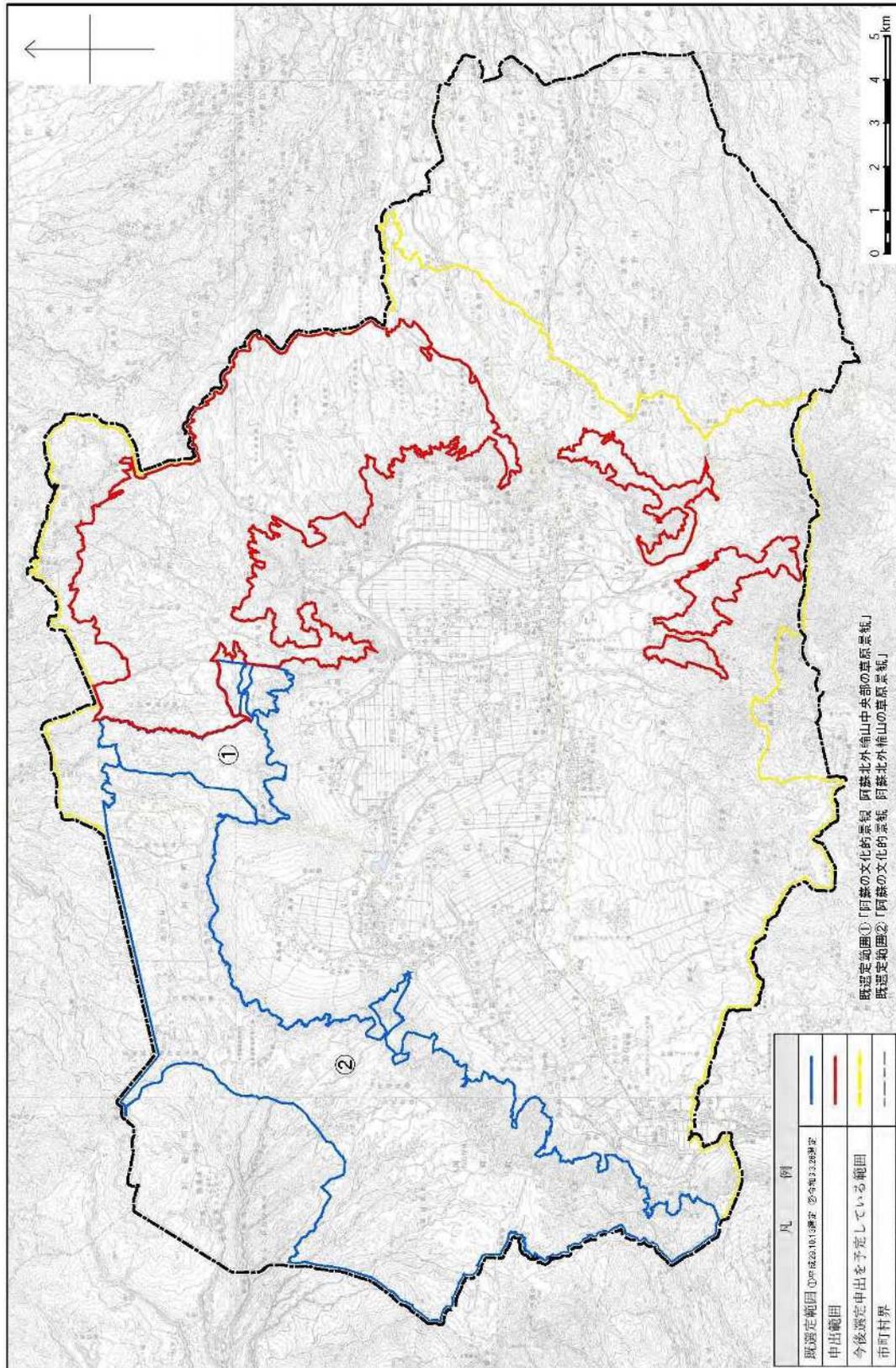
## 資料(1)

- 1) 重要文化的景観及び選定申出範囲
  - ①重要文化的景観申出範囲
  - ②重要な構成要素の位置図
- 2) 重要な構成要素一覧
- 3) 重要な構成要素個表

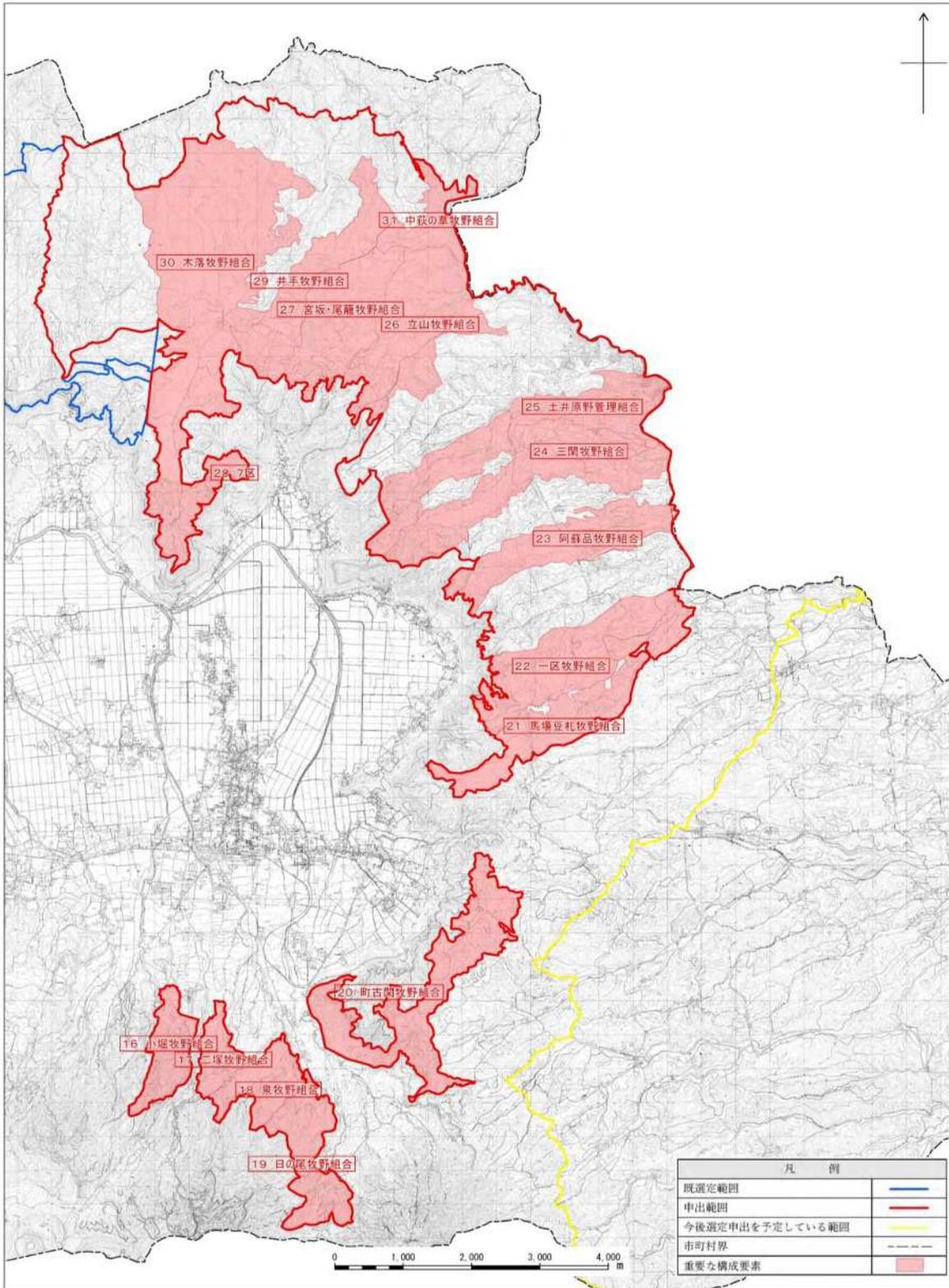
# 1) 重要文化的景観及び選定申出範囲

阿蘇市における重要文化的景観の選定申出範囲は以下のとおりとする。

## ① 重要文化的景観申出範囲



② 重要な構成要素の位置図



## 2) 重要な構成要素一覧

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	1	山田東部部落有財産管理組合の草原	阿蘇市山田字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上のほぼ中央に位置し、採草・放牧に利用されている草原。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の資源循環の中心をなす草原としての位置付け及び生活・生業が定着していく中で育まれた叡智や持続システムを示す要素である点から重要。</li> <li>・文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として重要。</li> </ul>	平成29年10月13日 選定
草原	2	山田中部牧野組合の草原	阿蘇市山田字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上のほぼ中央に位置し、採草・放牧に利用されている草原。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の資源循環の中心をなす草原としての位置付け及び生活・生業が定着していく中で育まれた叡智や持続システムを示す要素である点から重要。</li> <li>・文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として重要。</li> </ul>	平成29年10月13日 選定
草原	3	阿部牧場の草原	阿蘇市山田字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上のほぼ中央に位置し、採草・放牧に利用されている草原。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の資源循環の中心をなす草原としての位置付け及び生活・生業が定着していく中で育まれた叡智や持続システムを示す要素である点から重要。</li> <li>・文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として重要。</li> </ul>	平成29年10月13日 選定

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	4	新宮牧野組合の草原	阿蘇市山田字端辺 阿蘇市湯浦字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上にあり、国道212号に西側、熊本県道12号の北側に広がる草原。阿蘇を代表する草原景観の一部である。</li> <li>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数32戸は全て農家であり、うち有畜農家数は2戸で、約20頭の牛を放牧している。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の文化に定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和3年3月26日選定
草原	5	西湯浦牧野組合の草原	阿蘇市西湯浦字端辺 阿蘇市西湯浦字崩引 阿蘇市西湯浦字松尾 阿蘇市西湯浦字掛橋 阿蘇市西湯浦字北横石	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上にあり、国道212号に西側、熊本県道12号の北側に広がる草原。阿蘇を代表する草原景観の一部である。</li> <li>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数32戸は全て農家であり、うち有畜農家数は2戸で、約20頭の牛を放牧している。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の文化に定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和3年3月26日選定

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	6	成川牧野組合の草原	阿蘇市西湯浦字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上にあり、熊本県道12号の北側に広がる草原。阿蘇を代表する草原景観の一部である。</li> <li>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数 66 戸、そのうち農家 43 戸で構成されている。有畜農家は少ないが隣接する牧野等への影響のため、現在も管理を行っている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の文化に定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成 19 年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和 3 年 3 月 26 日選定
草原	7	小里原野組合	阿蘇市西小園字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数 20 戸は全て農家であり、うち有畜農家数は 4 戸。放牧頭数は 47 頭であり、預託放牧はない。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成 19 年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和 3 年 3 月 26 日選定

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	8	西小園 原野組 合の草 原	阿蘇市西小園字端辺 阿蘇市西小園字中園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・そのほか 30ha は樹林地となっている。地元で組織した農事組合法人が管理を行っている。入会権者数 29 戸で、そのうち農家が 4 戸、有畜農家数は 0 戸である。現在放牧は行っていないが、隣接草原への影響等を考慮し管理を続けている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成 19 年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和 3 年 3 月 26 日選定
草原	9	2・3・5 区牧野 組合の 草原	阿蘇市西小園字端辺 阿蘇市西小園字中園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数 2 戸は全て農家であり、すべて有畜農家である。放牧頭数は 13 頭であり、預託放牧はない。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成 19 年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和 3 年 3 月 26 日選定

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	10	三久保 牧野組 合の草 原	阿蘇市西小園字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数2戸は全て農家であり、すべて有畜農家である。放牧頭数は13頭であり、預託放牧はない。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和3年3月26日選定
草原	11	狩尾牧 野組 合の草 原	阿蘇市狩尾字端辺 阿蘇市狩尾字日下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数306戸のうち130戸が農家であり、うち有畜農家数は20戸。放牧頭数は約300頭であり、預託放牧はない。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和3年3月26日選定

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	12	農事組 合法人 狩尾牧 場の草 原	阿蘇市狩尾字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・地元有畜農家で組織した農事組合法人がその管理を行っている。入会権者数 14 戸は全て農家であり有畜農家数。放牧頭数 120 頭のうち 80 頭は預託放牧。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</li> </ul> <p>※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成 19 年牧野組合調査結果報告書」</p>	令和 3 年 3 月 26 日選定
草原	13	跡ヶ瀬 牧野組 合の草 原	阿蘇市跡ヶ瀬字端辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数 50 戸のうち 23 戸が農家であり、うち有畜農家数は 8 戸。放牧頭数は 220 頭であり、預託放牧が 150 頭を占める。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</li> </ul> <p>※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成 19 年牧野組合調査結果報告書」</p>	令和 3 年 3 月 26 日選定

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	14	石的原野管理組合の草原	阿蘇市的石字端辺 阿蘇市的石字戸下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・地元で組織した原野管理組合がその管理を行っている。入会権者数 106 戸の内 81 戸が農家であり、有畜農家数は 9 戸。放牧頭数は 50 頭であり、預託放牧はない。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成 19 年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和 3 年 3 月 26 日選定
草原	15	車帰原野管理組合の草原	阿蘇市車帰字大平 阿蘇市車帰字端辺 阿蘇市車帰字瀧下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</li> <li>・地元で組織した原野管理組合がその管理を行っている。入会権者数 48 戸の内 30 戸は農家であり、有畜農家数は 2 戸。現在放牧はしていないが採草利用のため毎年管理を行っている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</li> <li>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。※草原データ出展:「阿蘇市役所農政課 平成 19 年牧野組合調査結果報告書」</li> </ul>	令和 3 年 3 月 26 日選定

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	16	小堀牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町宮地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの中央火口丘北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数11戸の内、8戸が農家であり、有畜農家数は3戸。放牧頭数は28頭である。</li> <li>・中央火口丘北斜面に位置し、東は二塚牧野に接している。仙酔峡、及びミヤマキリシマ群生地を含むことから、登山客等の往来が多い。南側は国立阿蘇青少年交流の家とも接しており、人工草地(改良草地)での放牧が見られる。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成20年度阿蘇草原再生小堀牧野野草地環境保全実施計画」(平成21年3月)</p>	令和4年8月選定申出
草原	17	二塚牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町宮地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの中央火口丘北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数7戸の内、7戸が農家であり、有畜農家数は7戸。放牧頭数は35頭である。</li> <li>・阿蘇中央火口丘北斜面にあり、東は泉牧野、西は小堀牧野と接している。人工草地(改良草地)、半自然草地が北側に広がっており何れも放牧地としての利用が続いている。牧野入口は施設管理されている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成20年度阿蘇草原再生二塚牧野野草地環境保全実施計画」(平成21年3月)</p>	令和4年8月選定申出

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	18	泉牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町宮地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの中央火口丘北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数5戸の内、5戸が農家であり、有畜農家数は5戸。放牧頭数は37頭である。</li> <li>・泉牧野は阿蘇中央火口丘北斜面にあり、東は二塚牧野、西は日の尾牧野と接している。北側は谷に挟まれた尾根に比較的緩斜面の平坦地、南側は高岳に繋がる急傾斜地である。</li> <li>人工草地(改良草地)、半自然草地が北側に広がっており何れも放牧地としての利用が続いている。牧野入口は施設管理されている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成22年度阿蘇草原再生泉牧野野草地環境保全実施計画」(平成23年3月)</p>	令和4年8月選定申出
草原	19	日の尾牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町宮地 阿蘇市一の宮町坂梨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの中央火口丘北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数35戸の内、27戸が農家であり、有畜農家数は11戸。放牧頭数は59頭である。</li> <li>・日の尾牧野は中央火口丘高岳と根子岳北側山麓に位置し、西側で泉牧野と接する。周囲を山林で囲まれ、牧野の東側には私有林、別荘地がある。野焼きに起因する山林火災で、平成7年以降に野焼きが中止された時期がある。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成18年度阿蘇草原再生日の尾牧野野草地環境保全実施計画」(平成19年3月)</p>	令和4年8月選定申出

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	20	町古閑 牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町坂梨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの東外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数30戸の内、30戸が農家であり、有畜農家数は11戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・外輪山上に位置し、豊肥本線、国道57号に近接、北側に滝室坂、南側に箱石峠がある。</li> <li>・12月末～4月までの期間に牧野ガイドを行う等、草地の活用にも取り組んでいる。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成19年度阿蘇草原再生小堀牧野野草地環境保全実施計画」(平成21年3月)</p>	令和4年8月選定申出
草原	21	馬場豆 札牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町北坂梨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数49戸の内、46戸が農家であり、有畜農家数は3戸。放牧頭数は25頭である。</li> <li>・馬場豆札牧野は外輪山上に位置し、北側は一区牧野、南側は国道57号線、牧野中央をミルクロードが通る。阿蘇の七鼻のひとつ、卯の鼻上にある。文久元年(1861年)銘の馬頭観音が現在も祀られている。樹林地、人工草地、半自然草地のほか、一部で畑の利用がある。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成28年度阿蘇草原再生馬場豆札牧野野草地環境保全実施計画」(平成29年3月)</p>	令和4年8月選定申出

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	22	一区牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町北坂梨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数46戸の内、46戸が農家であり、有畜農家数は10戸。放牧頭数は47頭である。</li> <li>・一区牧野は外輪山上に位置し北側は二区坂下牧野、南側は馬場豆札牧野と接しており、牧野中央をミルクロードが通る。外輪山上は比較的平坦な地形であるが牧野西側に斜面が多い。北坂梨、及び鬼塚集落から牧野に続く古道沿いに土塁が築かれている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成24年度阿蘇草原再生一区牧野野草地環境保全実施計画」(平成25年2月)</p>	令和4年8月選定申出
草原	23	阿蘇品牧野組合の草原	阿蘇市一の宮三野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数26戸の内、13戸が農家であり、有畜農家数は3戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)</p>	令和4年8月選定申出

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	24	三閑牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町三野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数25戸の内、17戸が農家であり、有畜農家数は2戸。放牧頭数は12頭である。</li> <li>・三閑牧野は外輪山上に位置し、県道11号線(別府一の宮線)が通る。南西端には城山展望所、城戸が谷横穴墓群等の文化財が多く残るが、何れも牧野内には含まれない。鞍岳様と称する馬頭観音の信仰が続く。野草地、放牧地ともに植物では様々な重要種が生育している。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原-森林-集落-耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)</p> <p>「九州地方環境事務所 平成21年度阿蘇草原再生三閑牧野野草地環境保全実施計画」(平成22年3月)、「熊本県教育委員会 熊本県文化財調査報告 熊本県の中世城」(昭和53年3月)</p>	令和4年8月選定申出
草原	25	土井原野管理組合の草原	阿蘇市一の宮町三野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数5戸の内、5戸が農家であり、有畜農家数は0戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原-森林-集落-耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)</p>	令和4年8月選定申出

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	26	立山牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町手野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山北東側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数25戸の内、25戸が農家であり、有畜農家数は1戸。放牧頭数は5頭である。</li> <li>・北外輪山北東部に位置し、北は中荻の草牧野、西は宮坂・尾籠牧野、東は平井牧野に接している。</li> <li>・昭和初期までは牧野全域が半自然草地で採草・放牧が行われていたが、昭和30～40年代前半の草地改良により、一部人工草地(改良草地)となっている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成24年度阿蘇草原再生立山牧野野草地環境保全実施計画」(平成25年2月)</p>	令和4年8月選定申出
草原	27	宮坂・尾籠牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町手野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数45戸の内、17戸は農家であり、有畜農家数は2戸。放牧頭数は12頭である。</li> <li>・外輪山上に位置し、西は井手牧野、東は立山牧野、北は中荻の草牧野と接する。野中央を県道11号(阿蘇一の宮線)が通り、往来は多い。牧野南部は起伏が激しいが外輪山上は比較的平坦な地形。県道11号沿いなどで土壘が残り、牧野内の小地名がこれら土壘によって分けられている箇所がある。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成25年度阿蘇草原再生宮坂牧野野草地環境保全実施計画」(平成26年2月)</p>	令和4年8月選定申出

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	28	7区の草原	阿蘇市一の宮町手野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数20戸の内、20戸が農家であり、有畜農家数は1戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・北外輪山北部の象ヶ鼻に位置し、西は木落牧野に接している。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> ※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成20年度阿蘇草原再生小堀牧野野草地環境保全実施計画」(平成21年3月)	令和4年8月選定申出
草原	29	井手牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町手野 阿蘇市一の宮町中通 阿蘇市一の宮町荻の草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数38戸の内、36戸は農家であり、有畜農家数は1戸。放牧頭数は7頭である。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> ※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)	令和4年8月選定申出

種類	No.	名称	所在地等	価値	選定状況
草原	30	木落牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町中通、 阿蘇市一の宮町荻の草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した原野管理組合が管理を行っている。入会権者数 295 戸の内、135 戸は農家であり、有畜農家数は 8 戸。放牧頭数は 270 頭と旧一の宮町における最大規模の入会権者数、農家数、放牧頭数を誇る。</li> <li>・外輪山、象ヶ鼻の大部分を含み、西は山田東部牧野、東は井手牧野と接する。西側の山田東部牧野とは南北方向の直線的な土塁が地図上では確認でき、牧野の境となっている。牧野中央を県道 11 号(阿蘇一の宮線)が通り、往来は多い。昭和 60 年代には大根畑等畑地に貸付された経緯があり、現在は半自然草地化している。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和 4 年 2 月)、「環境省請負事業 一の宮町木落牧野組合 木落牧野組合野草地環境保全実施計画」(平成 18 年 3 月)</p>	令和 4 年 8 月選定申出
草原	31	中荻の草牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町手野 阿蘇市一の宮町荻の草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数 5 戸の内、5 戸が農家であり、有畜農家数は 0 戸。放牧頭数は 0 頭である。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和 4 年 2 月)</p>	令和 4 年 8 月選定申出

## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

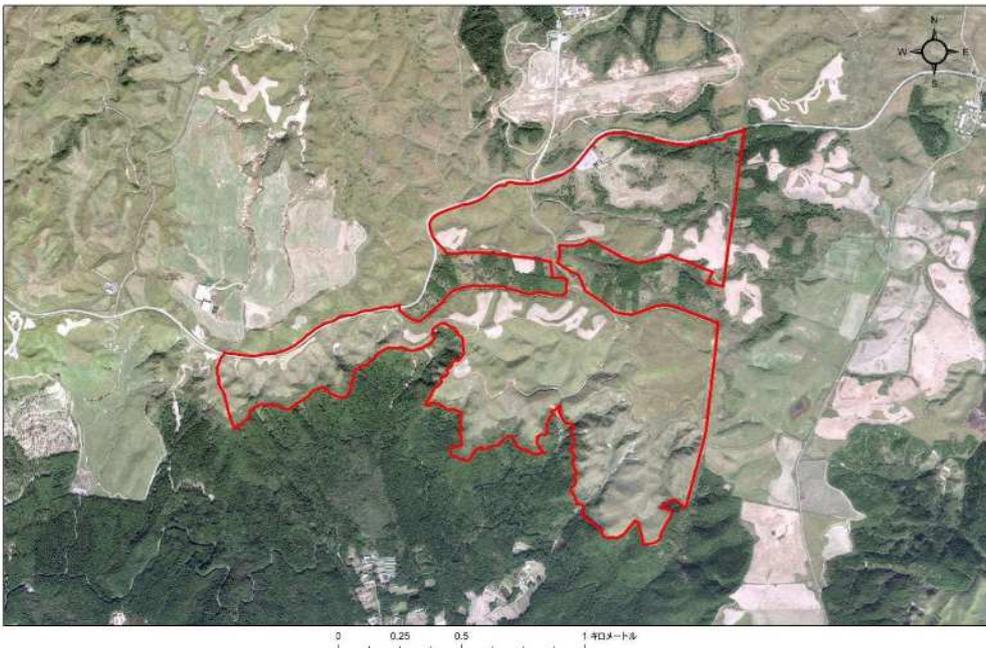
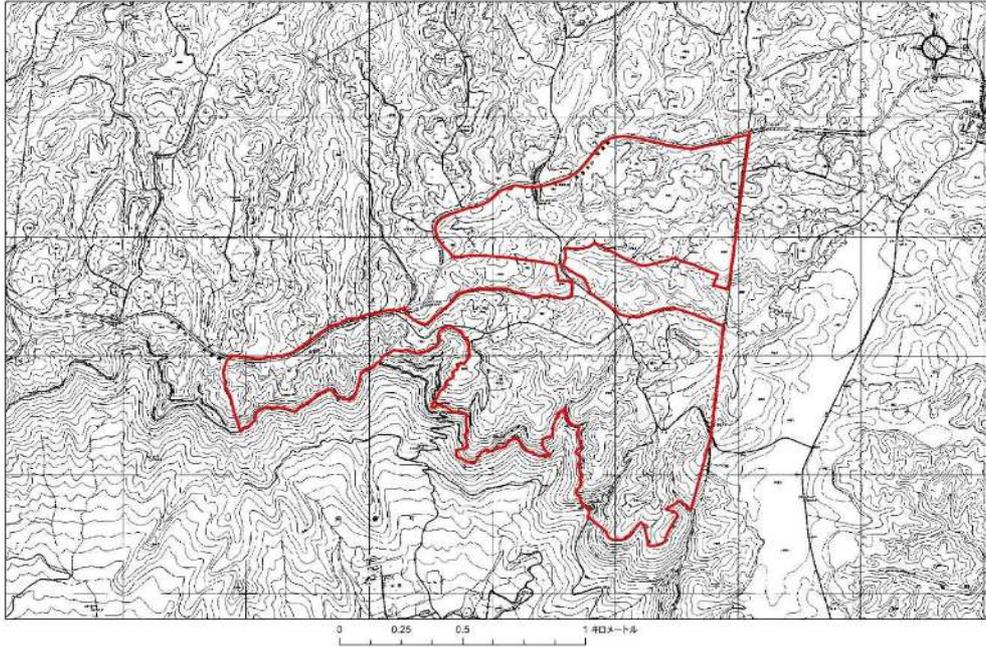
種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	1	山田東部部落植財産管理組合の草原	阿蘇市山田字端辺	—

所有者等	山田東部部落有財産管理組合			
建物面積	—	敷地面積 (実測値)	1,482,151㎡	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上のほぼ中央に位置する。阿蘇谷の景観を一望できる大観峰の東側に展開し、阿蘇の草原景観を代表する景観を形成している。全体面積608haのうち、464haが野草地、144haが牧草地である。地元で組織した農事組合法人がその管理を行っている。入会権者数102戸は全て農家であり、うち有畜農家数は8戸。放牧頭数は50頭であり、預託放牧はない。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の資源循環の中心をなす草原としての位置付け及び生活・生業が定着していく中で育まれた叡智や持続システムを示す要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されており文化的景観の構成要素として重要。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原—森林—集落—耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出展:「阿蘇草原再生維持調査(熊本県・(公財)阿蘇グリーンストック・平成23年度)」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

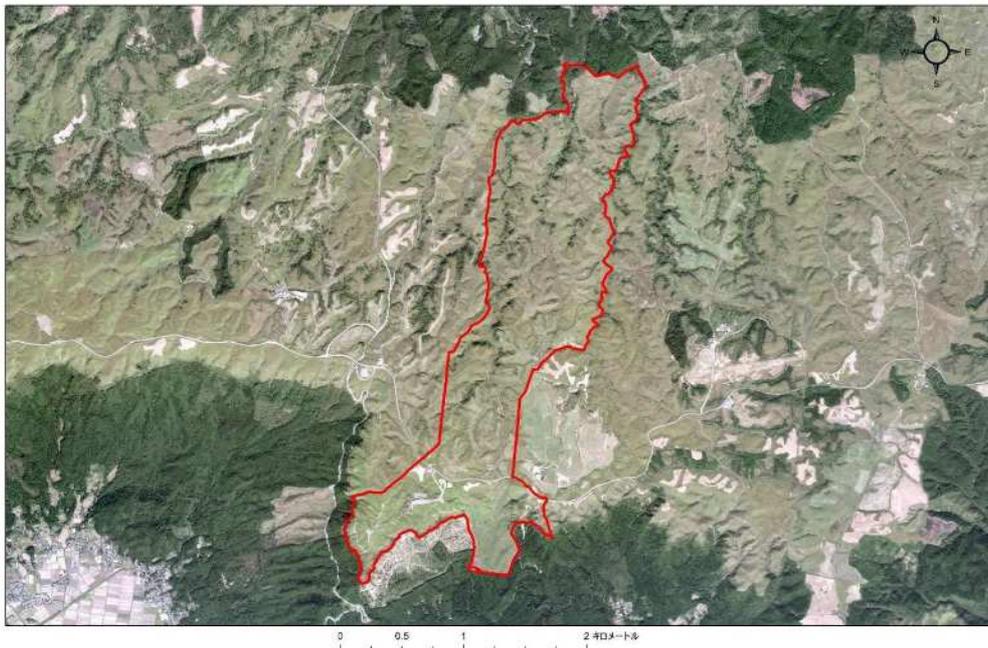
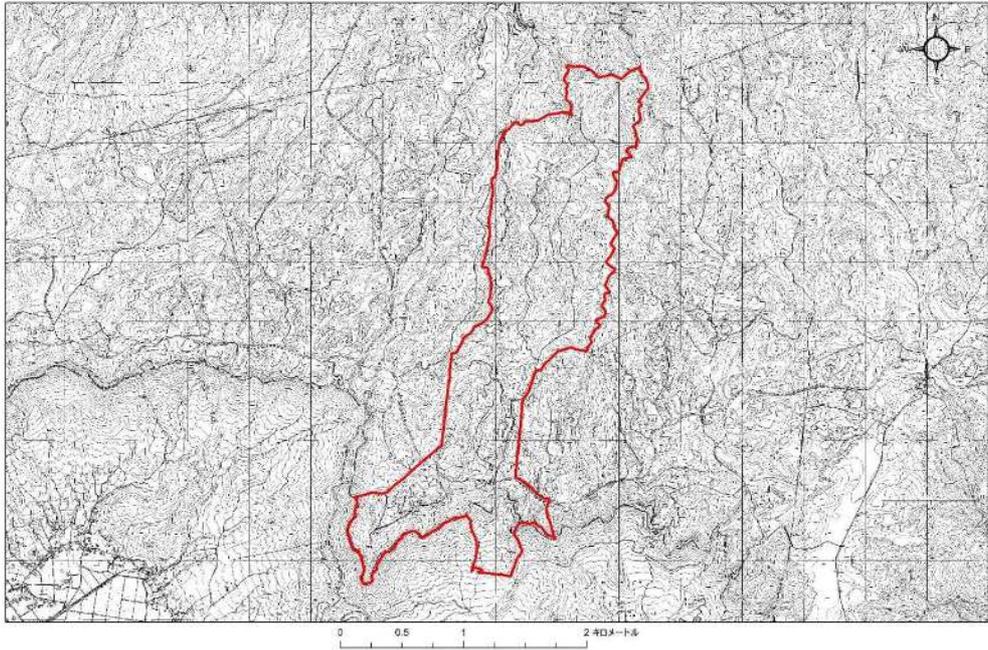
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	2	山田中部牧野組合の草原	阿蘇市山田字端辺	—

所有者等	山田中部牧野組合、小倉原野管理委員会、大観峰牧野組合			
建物面積	—	敷地面積 (実測値)	3,744,457㎡	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上のほぼ中央に位置する。阿蘇谷の景観を一望できる大観峰の北側に展開し、阿蘇の草原景観を代表する景観を形成している。全体面積352haのうち、282haが野草地、70haが牧草地である。地元で組織した牧野組合と原野管理委員会(※)がその管理を行っている。入会権者数140戸で、うち農家数は72戸、有畜農家数は6戸。放牧頭数は150頭であり、預託放牧はない。周年放牧にも取り組んでいる。</p> <p>※当牧野には、子組合として、小倉原原野委員会と大観峰牧野組合が含まれる。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の資源循環の中心をなす草原としての位置付け及び生活・生業が定着していく中で育まれた叡智や持続システムを示す要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されており文化的景観の構成要素として重要。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原—森林—集落—耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出展:「阿蘇草原再生維持調査(熊本県・(公財)阿蘇グリーンストック・平成23年度)」</p>			



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

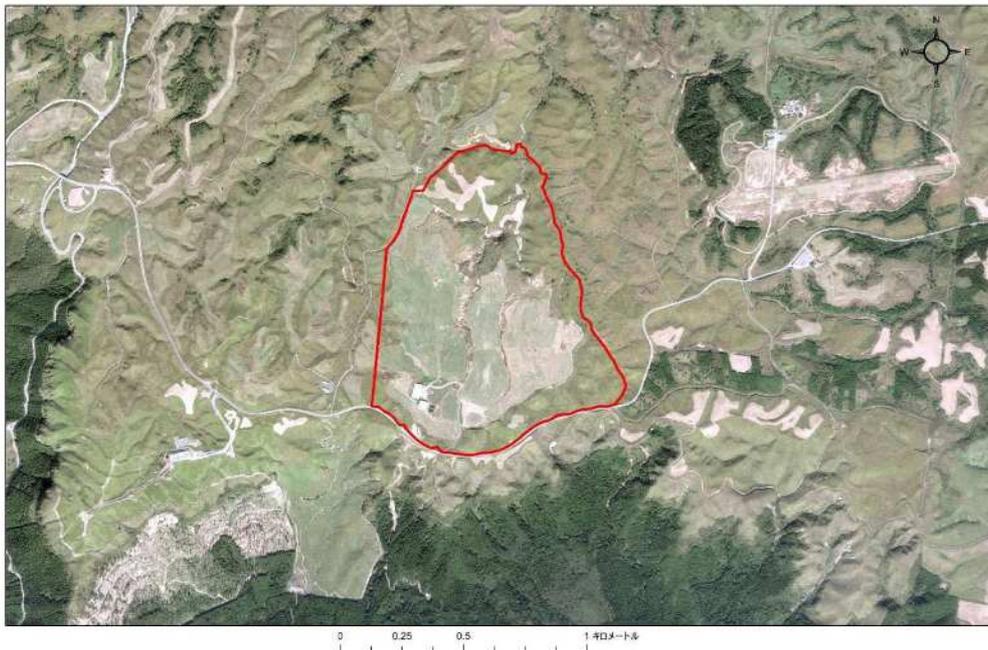
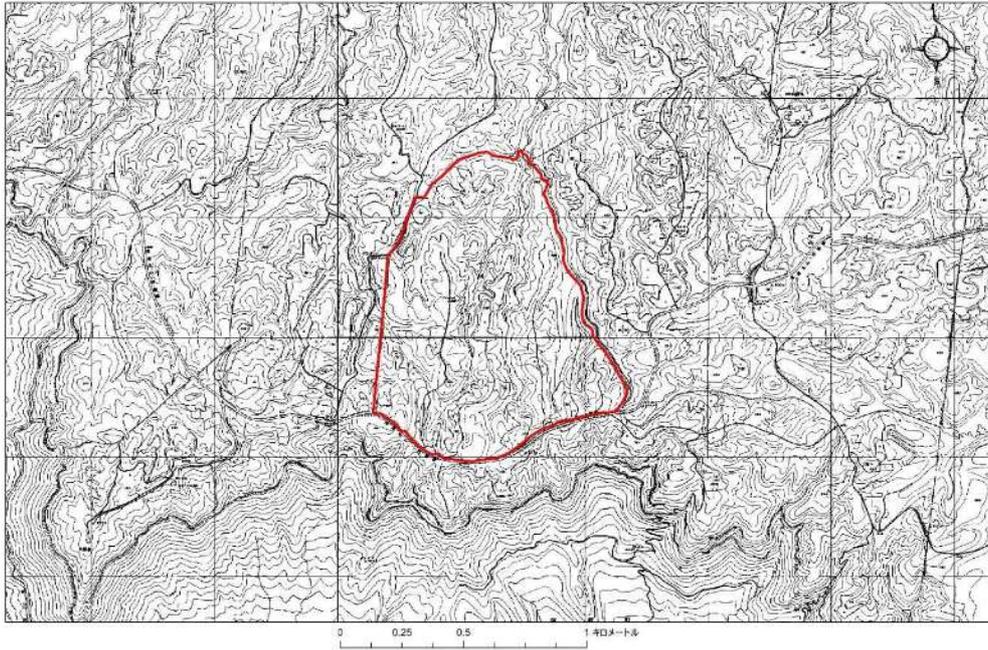
種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	3	阿部牧場の草原	阿蘇市山田字端辺	—

所有者等	(有)阿部牧場			
建物面積	—	敷地面積	899,016㎡	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上のほぼ中央に位置する。阿蘇谷の景観を一望できる大観峰の東側に展開し、阿蘇の草原景観を代表する景観を形成している。酪農と乳製品加工を中心とする有限会社が所有し、全域を採草・放牧地として利用しその管理も行っている。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の資源循環の中心をなす草原としての位置付け及び生活・生業が定着していく中で育まれた叡智や持続システムを示す要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されており文化的景観の構成要素として重要。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

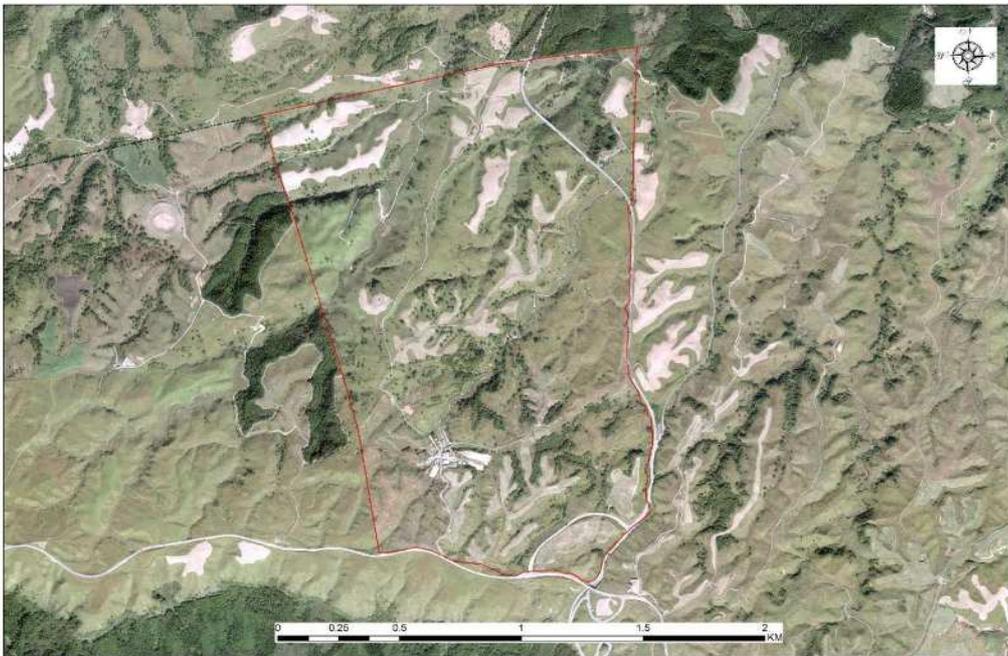
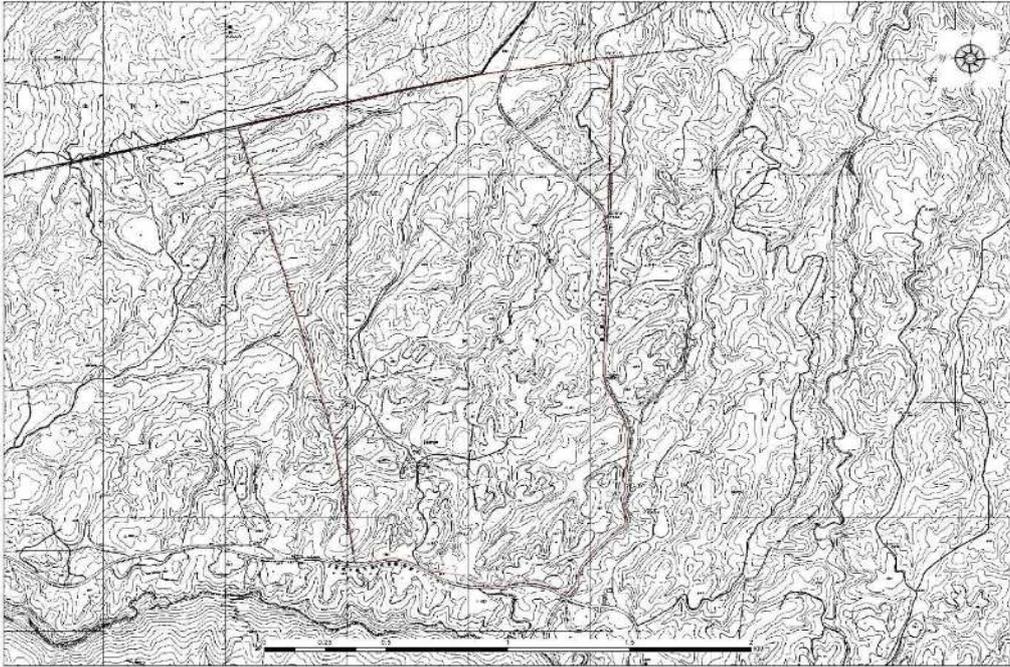
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	4	新宮牧野組合の草原	阿蘇市山田字端辺、湯浦字端辺	令和3年3月26日 選定
所有者等	新宮牧野組合 有限会社梅木観光			
建物面積	-	敷地面積	271.93ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上にあり、国道212号に西側、熊本県道12号の北側に広がる草原。阿蘇を代表する草原景観の一部である。</p> <p>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数32戸は全て農家であり、うち有畜農家数は2戸で、約20頭の牛を放牧している。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の文化に定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

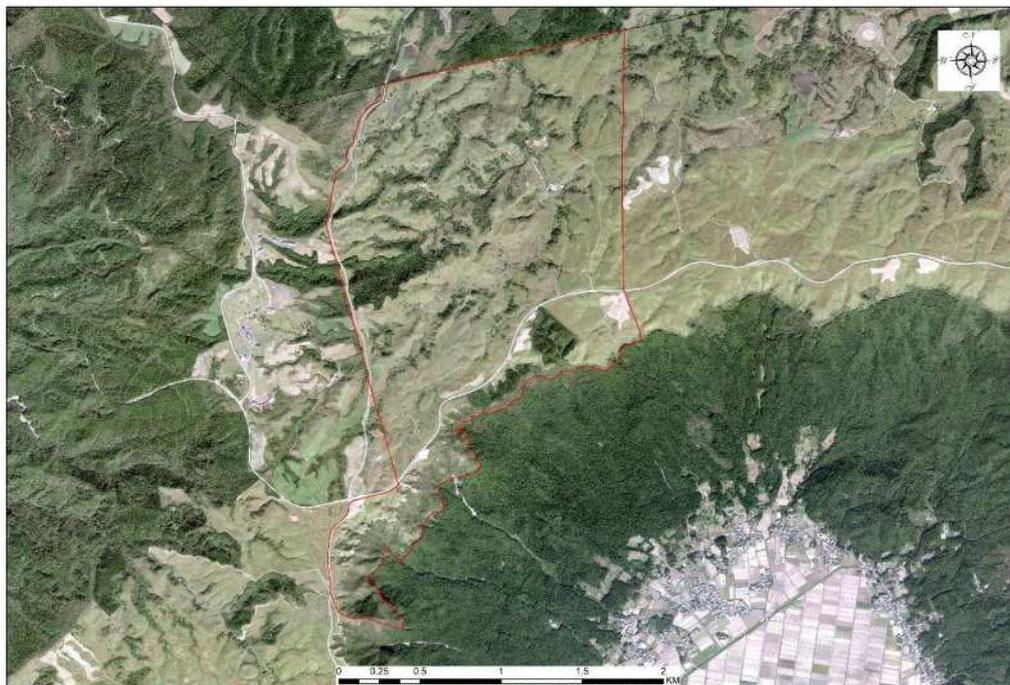
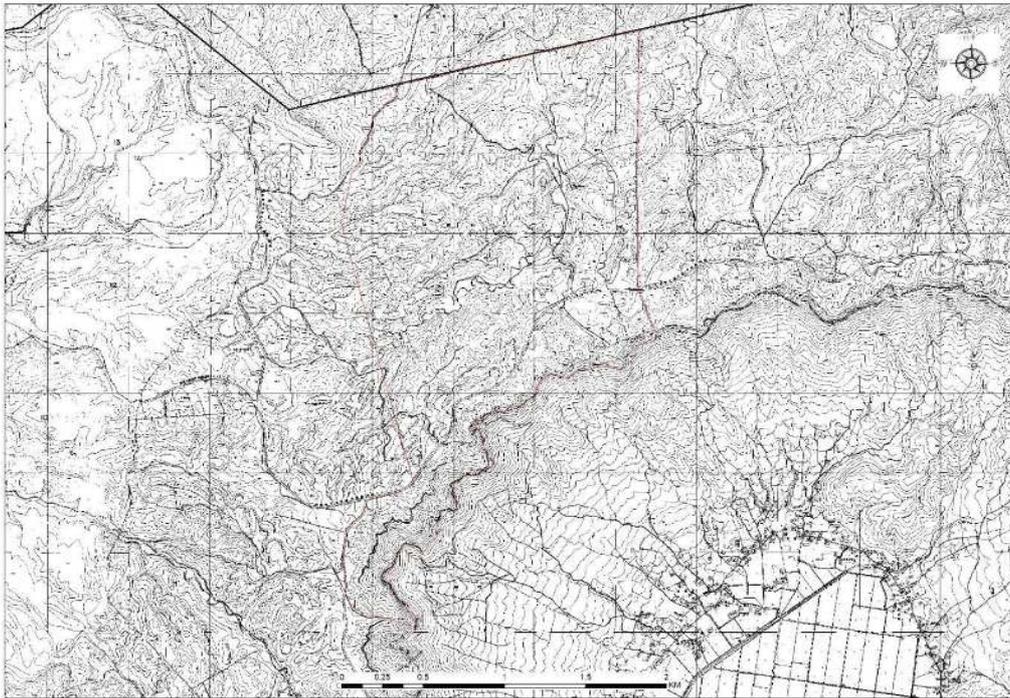
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	5	西湯浦牧野組合の草原	阿蘇市西湯浦字端辺、同字崩引、同字松尾、同字掛橋、同字北横石	令和3年3月26日選定
所有者等	西湯浦牧野組合、喫茶レストラン北山			
建物面積	-	敷地面積	411.67ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上にあり、熊本県道12号の北側に広がる草原。阿蘇を代表する草原景観の一部である。</p> <p>・地元で組織した農事組合法人がその管理を行っている。入会権者数93戸の内有畜農家数は10戸が約50頭を放牧、管理している。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の文化に定着することとなった。その過程で育まれた観智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

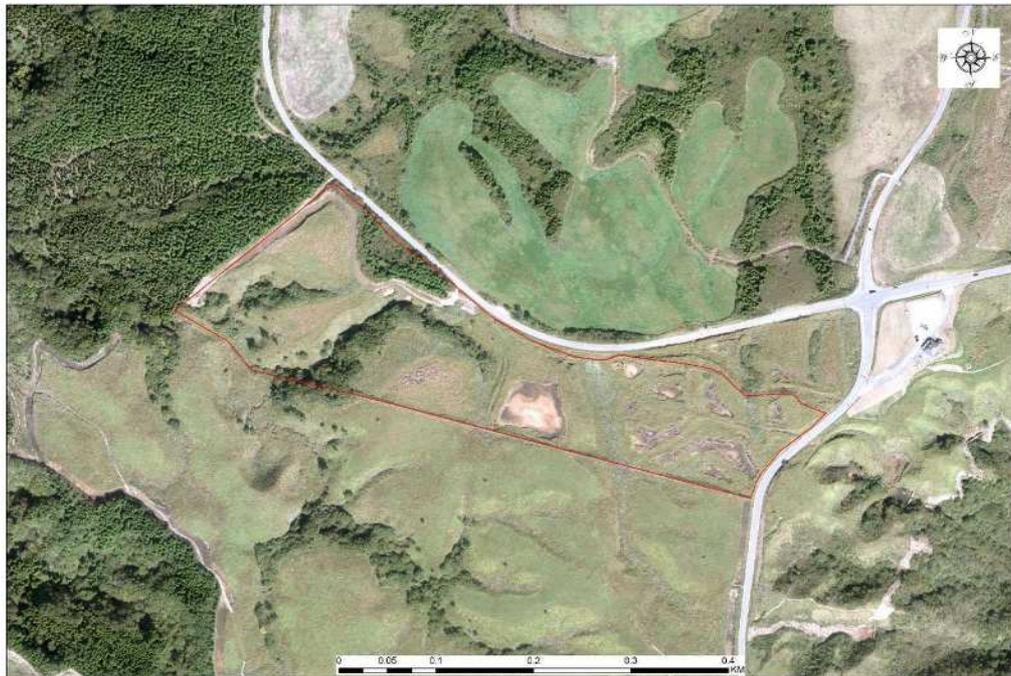
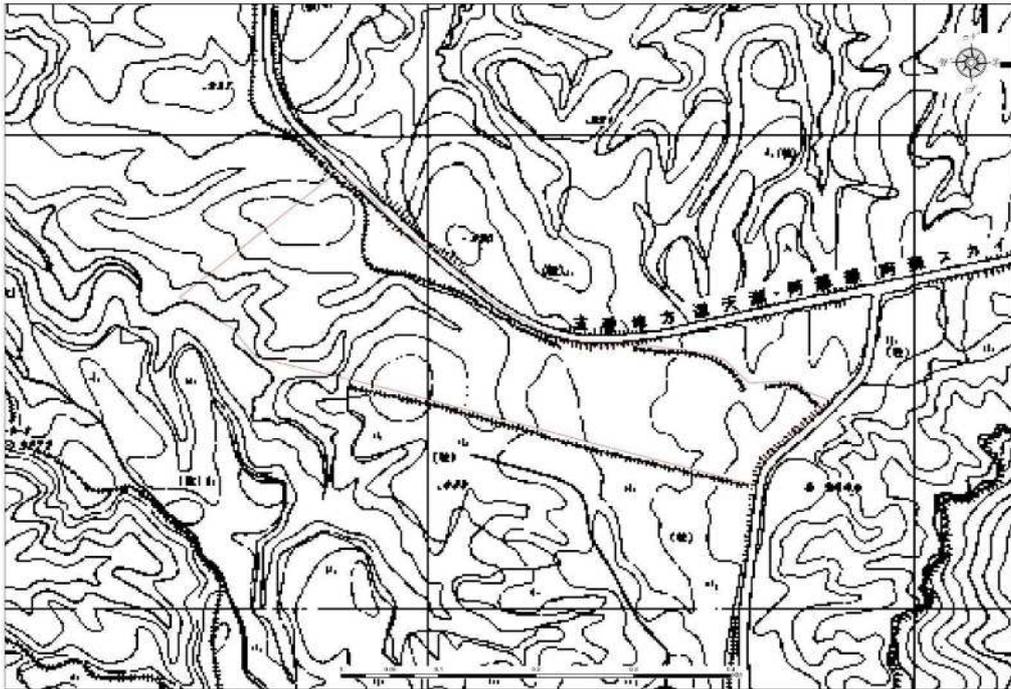
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	6	成川牧野組合の草原	阿蘇市西湯浦字端辺	令和3年3月26日 選定
所有者等	成川牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	8.04ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北半分(阿蘇谷)の北外輪山上にあり、熊本県道12号の北側に広がる草原。阿蘇を代表する草原景観の一部である。</p> <p>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数66戸、そのうち農家43戸で構成されている。有畜農家はいないが隣接する牧野等への影響のため、現在も管理を行っている。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の文化に定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

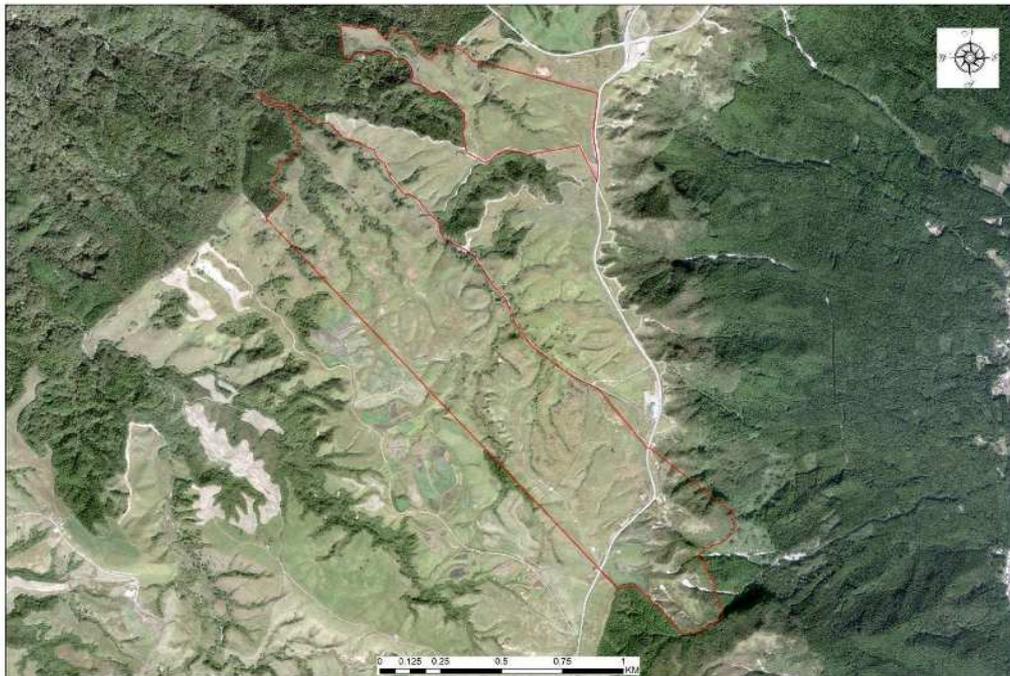
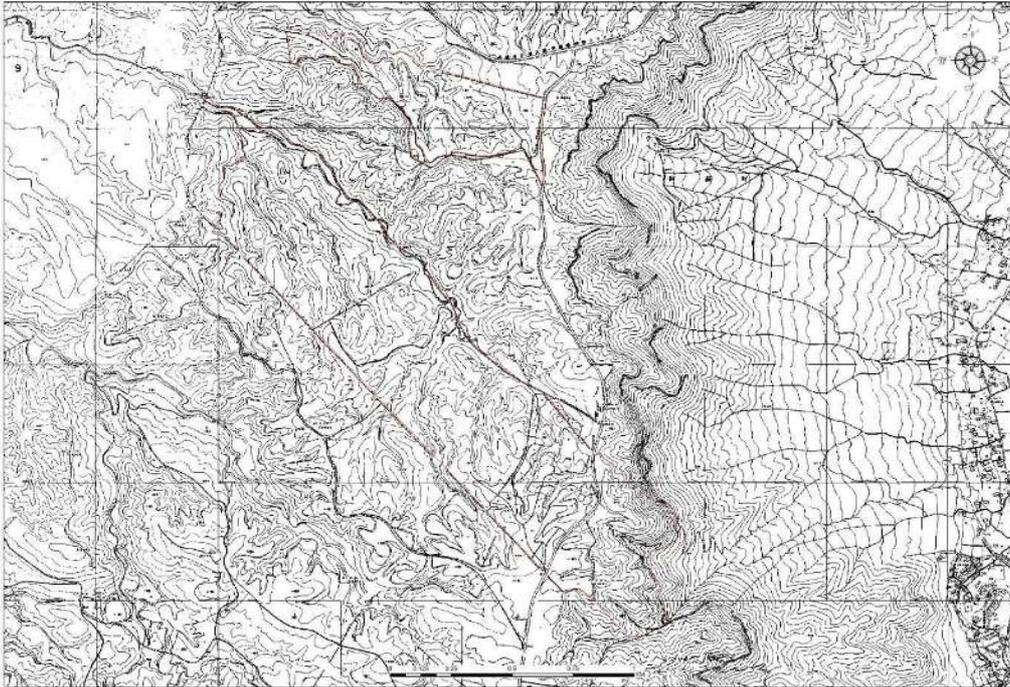
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	7	小里原野組合の草原	阿蘇市西小園字端辺	令和3年3月26日 選定
所有者等	小里原野組合			
建物面積	-	敷地面積	148.31ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数20戸は全て農家であり、うち有畜農家数は4戸。放牧頭数は47頭であり、預託放牧はない。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

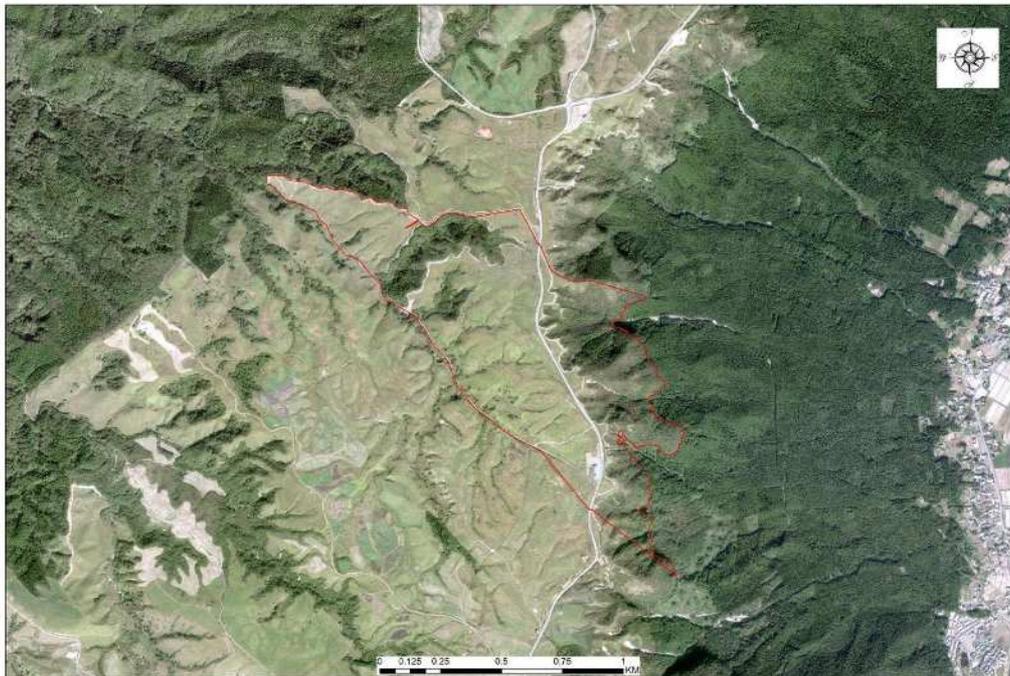
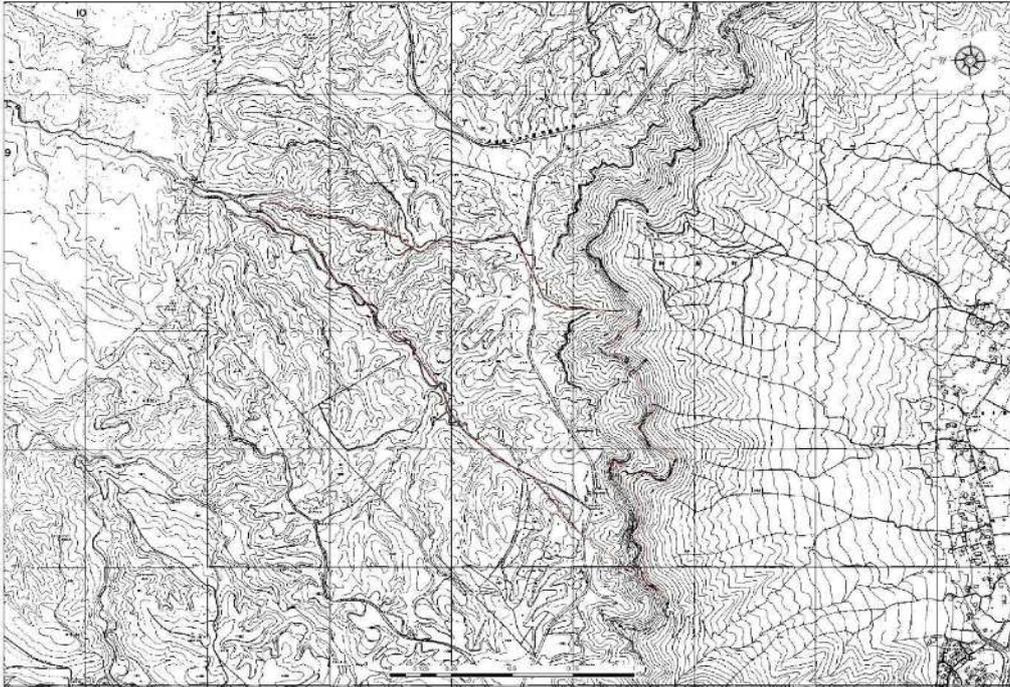
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	8	西小園原野組合の草原	阿蘇市西小園字中園、同字端辺	令和3年3月26日選定
所有者等	西小園原野組合			
建物面積	-	敷地面積	95.78ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・そのほか30haは樹林地となっている。地元で組織した農事組合法人が管理を行っている。入会権者数29戸で、そのうち農家が4戸、有畜農家数は0戸である。現在放牧は行っていないが、隣接草原への影響等を考慮し管理を続けている。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

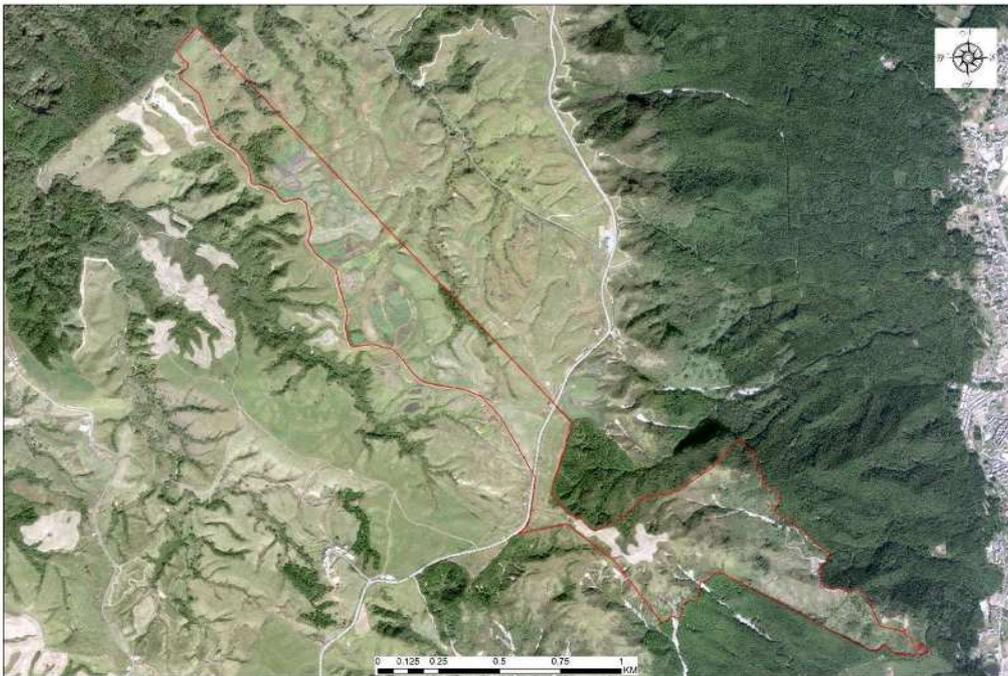
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	9	2・3・5区牧野組合の草原	阿蘇市西小園字中園、同字端辺	令和3年3月26日選定
所有者等	2・3・5区牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	109.48ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数2戸は全て農家であり、すべて有畜農家である。放牧頭数は13頭であり、預託放牧はない。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	10	三久保牧野組合の草原	阿蘇市西小園字端辺	令和3年3月26日選定
所有者等	折戸区 宇土区 浜川区			
建物面積	-		敷地面積	85.17ha
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数52戸、そのうち50戸が農家である。有畜農家数は9戸で約30頭を放牧している。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

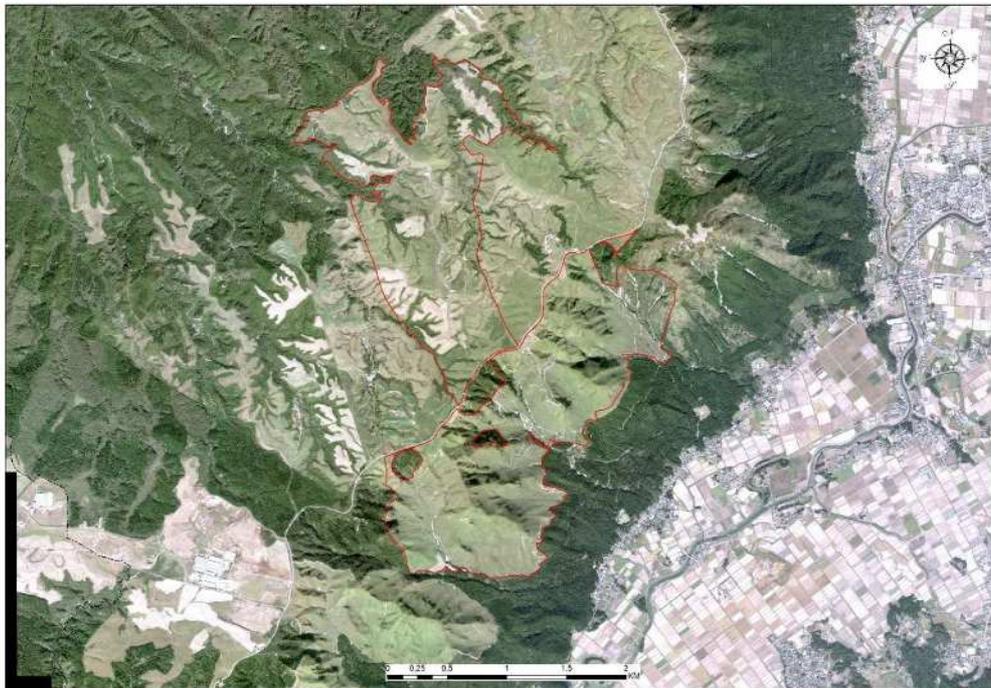
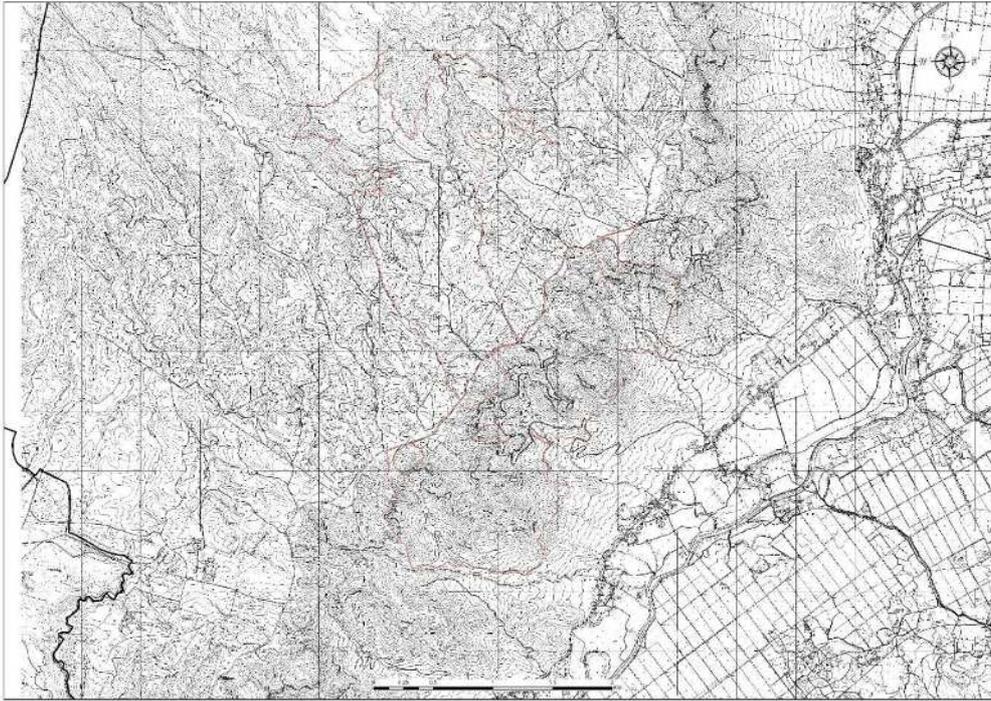
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	11	狩尾牧野組合の草原	阿蘇市狩尾字日下、同字端辺	令和3年3月26日選定
所有者等	狩尾牧野組合 狩尾1区 狩尾2区 狩尾3区			
建物面積	-	敷地面積	547.86ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数306戸のうち130戸が農家であり、うち有畜農家数は20戸。放牧頭数は約300頭であり、預託放牧はない。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた観智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

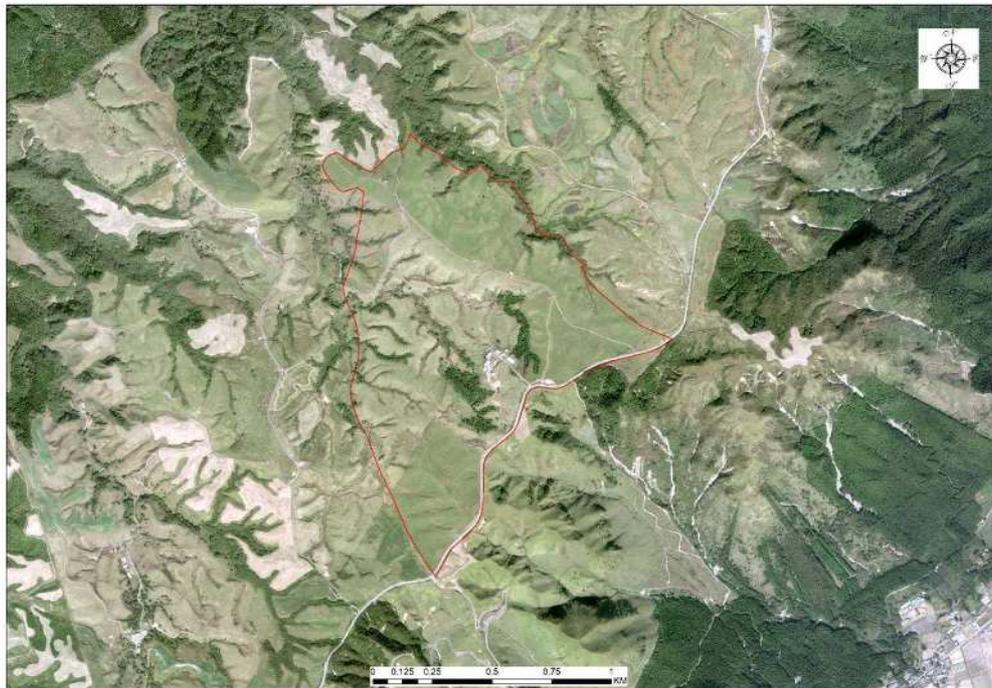
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	12	農事組合法人 狩尾牧場の草原	阿蘇市狩尾字端辺	令和3年3月26日 選定
所有者等	農事組合法人 狩尾牧場			
建物面積	-	敷地面積	122.31ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・地元有畜農家で組織した農事組合法人がその管理を行っている。入会権者数14戸は全て農家であり有畜農家数。放牧頭数120頭のうち80頭は預託放牧。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	13	跡ヶ瀬牧野組合の草原	阿蘇市跡ヶ瀬字端辺	令和3年3月26日選定
所有者等	跡ヶ瀬区			
建物面積	-	敷地面積	165.41ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・地元で組織した牧野組合がその管理を行っている。入会権者数50戸のうち23戸が農家であり、うち有畜農家数は8戸。放牧頭数は220頭であり、預託放牧が150頭を占める。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

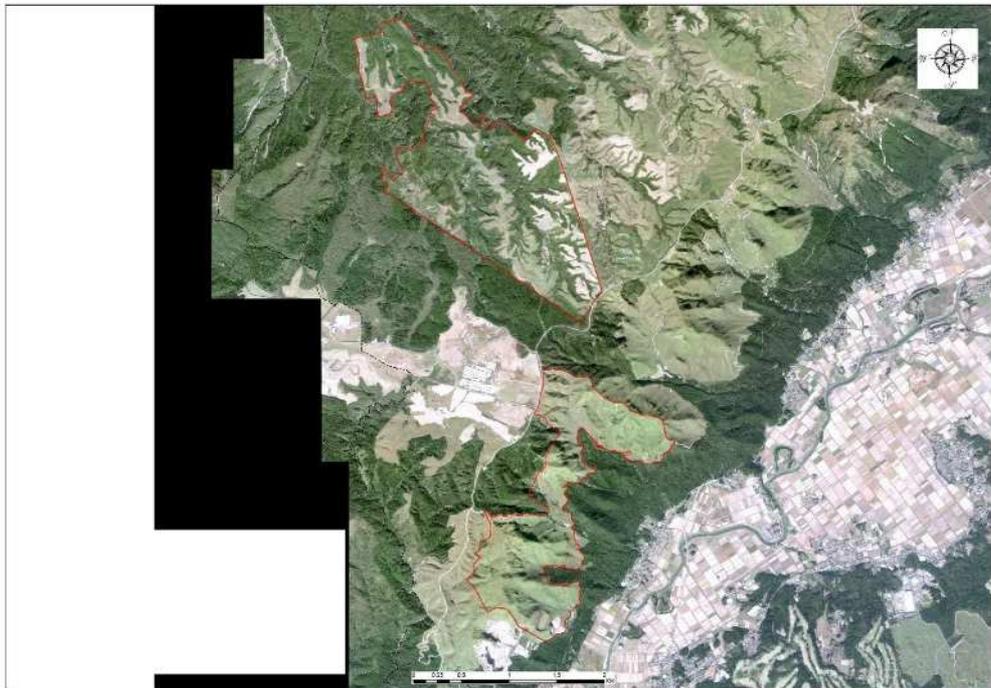
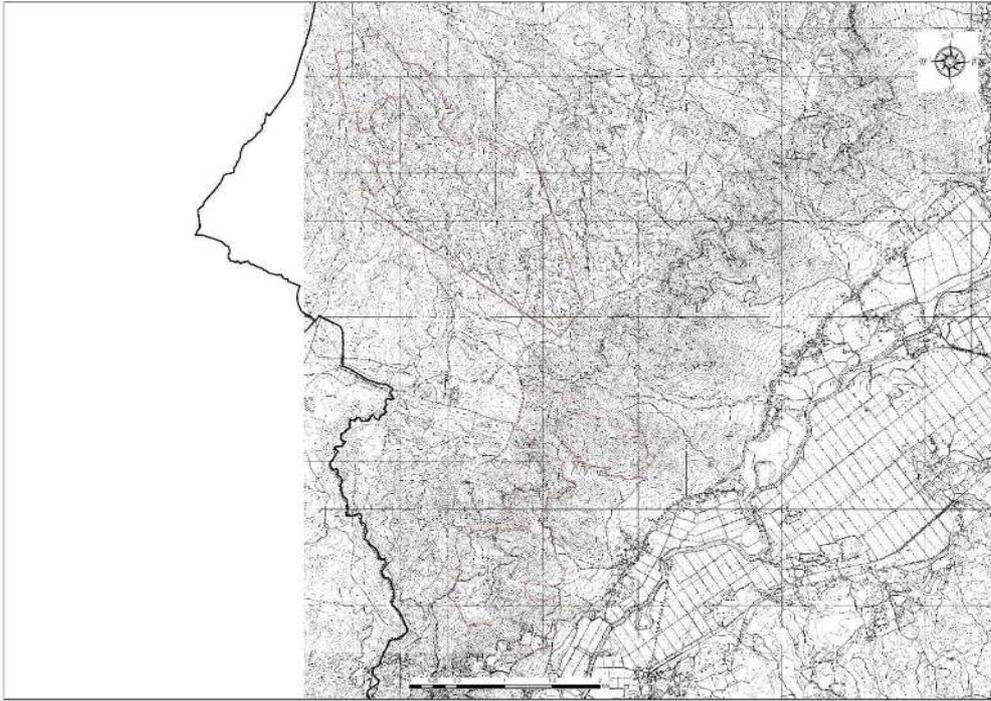
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	14	的石原野管理組合の草原	阿蘇市の石字端辺	令和3年3月26日選定
所有者等	的石原野管理組合			
建物面積	-	敷地面積	540.91ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・地元で組織した原野管理組合がその管理を行っている。入会権者数106戸の内81戸が農家であり、有畜農家数は9戸。放牧頭数は50頭であり、預託放牧はない。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

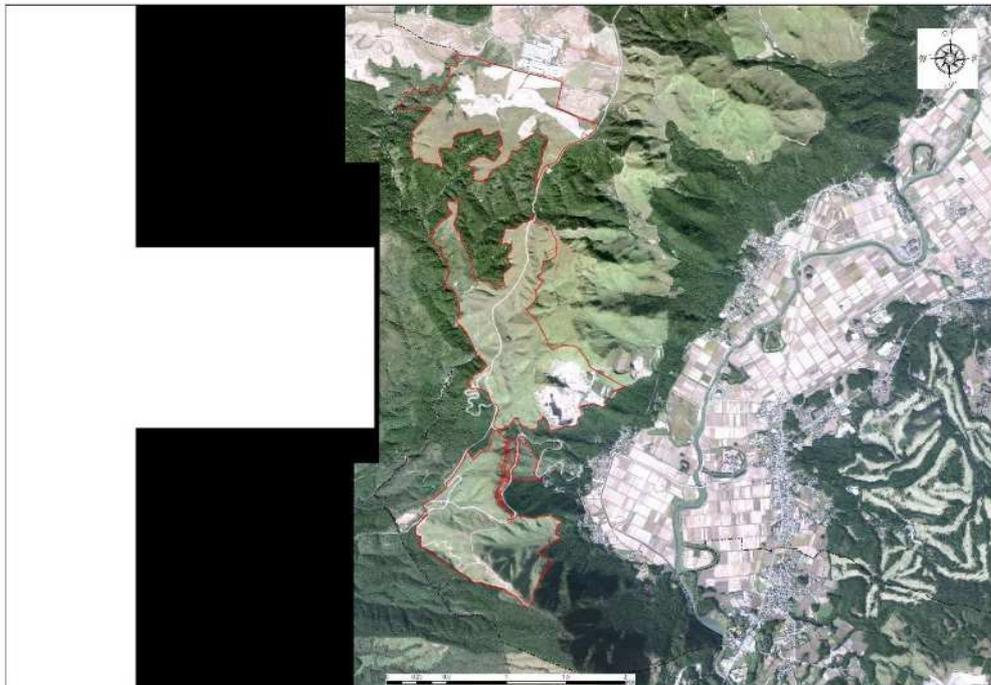
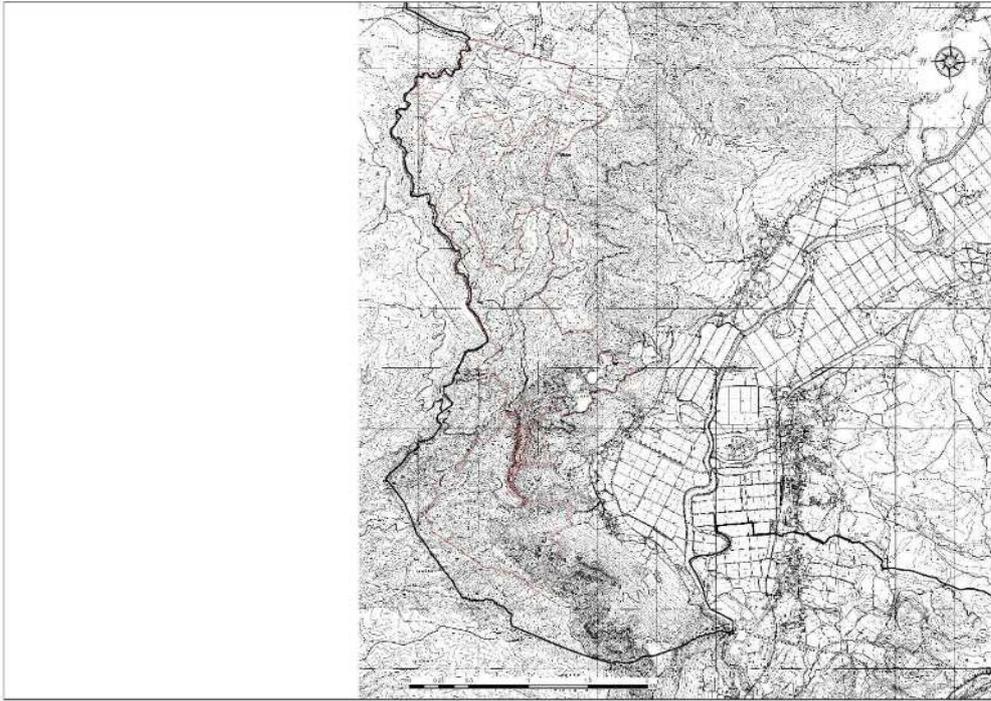
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	15	車帰原野管理組合の草原	阿蘇市車帰字大平、同字瀧下 阿蘇市的石字端辺	令和3年3月26日 選定
所有者等	車帰原野管理組合			
建物面積	-	敷地面積	303.26ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上にあり、熊本県道339号沿いに広がる草原。阿蘇市西部に位置する阿蘇を代表する景観の構成要素である。</p> <p>・地元で組織した原野管理組合がその管理を行っている。入会権者数48戸の内30戸は農家であり、有畜農家数は2戸。現在放牧はしていないが採草利用のため毎年管理を行っている。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の循環資源の生産地として、生活・生業のいたる場面で登場し阿蘇地域の営みに定着することとなった。その過程で育まれた叡智や持続システムは阿蘇地域の文化的景観の本質的価値を示すうえで重要な要素であり、現在でも採草・放牧地としても利用、管理されている。</p> <p>・また、文化的景観を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)としても、重要である。</p> <p>※草原データ出典:「阿蘇市役所農政課 平成19年牧野組合調査結果報告書」</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

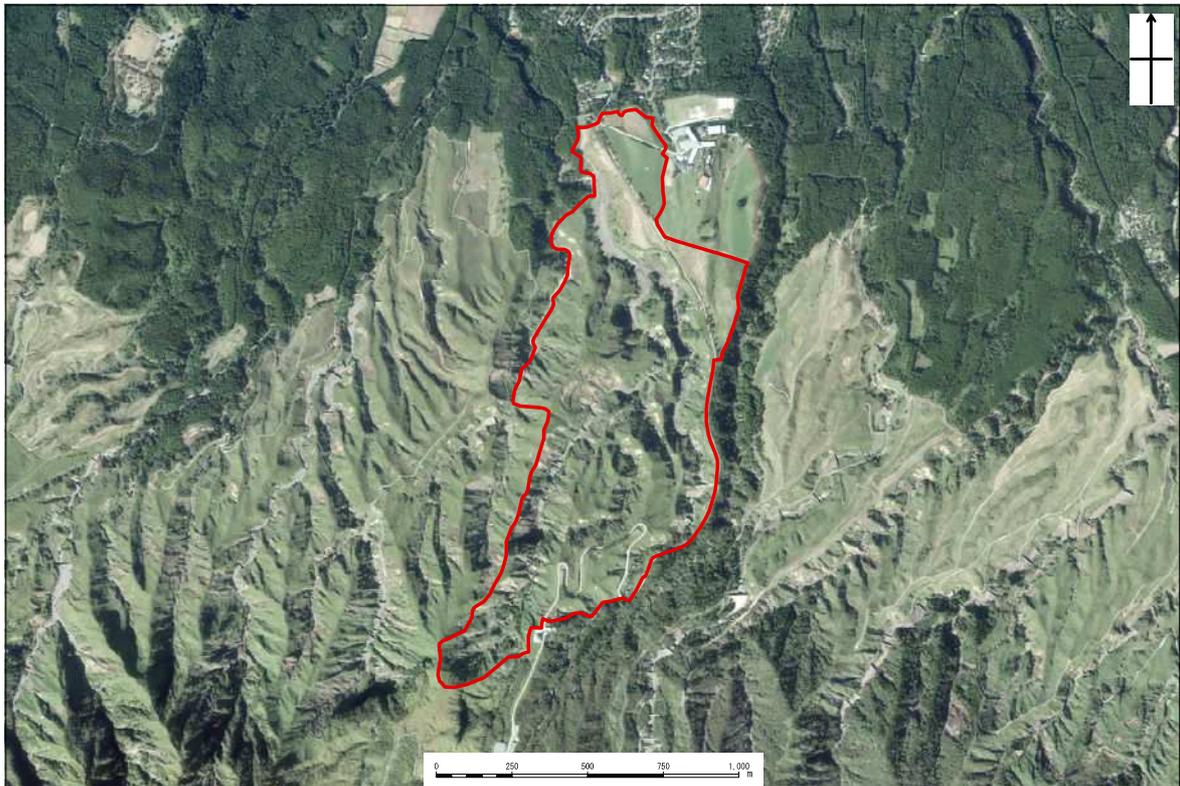
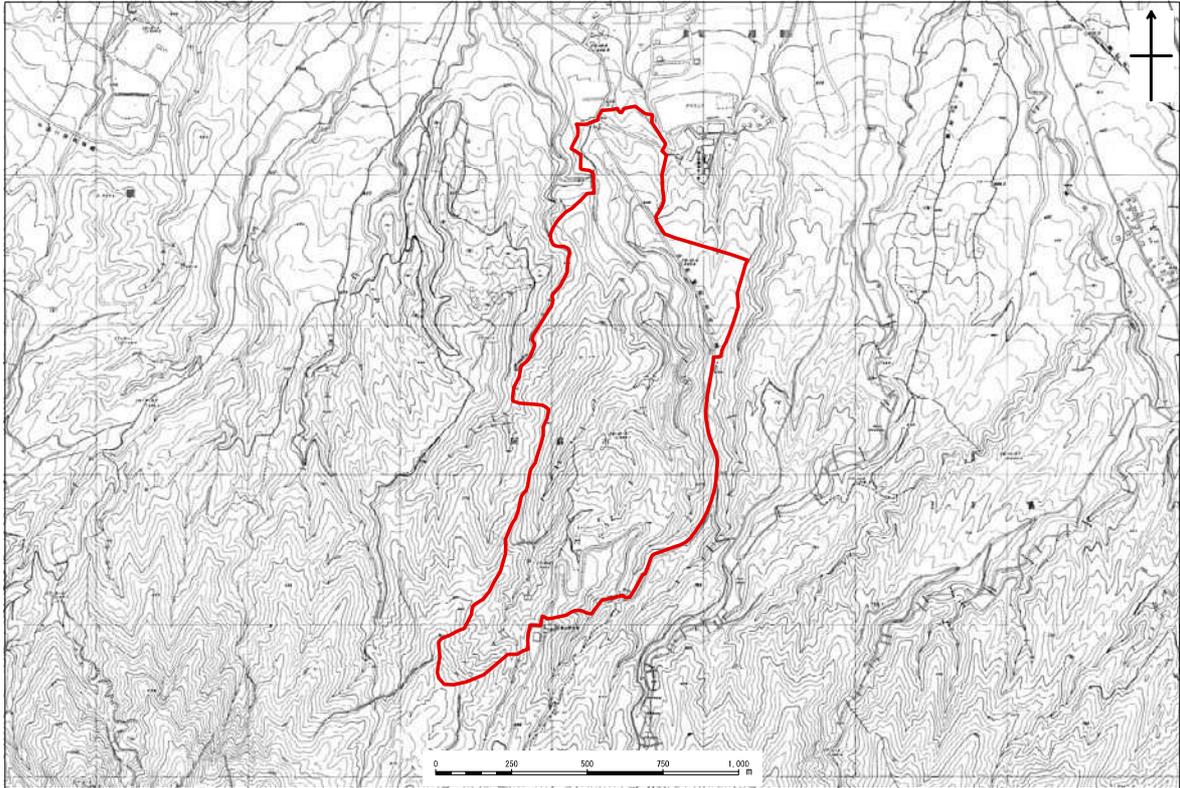
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	16	小堀牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町宮地	
所有者等	小堀牧野組合			
建物面積	-		敷地面積	88.7ha
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの中央火口丘北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数11戸の内、8戸が農家であり、有畜農家数は3戸。放牧頭数は28頭である。</li> <li>・中央火口丘北斜面に位置し、東は二塚牧野に接している。仙酔峡、及びミヤマキリシマ群生地を含むことから、登山客等の往来が多い。南側は国立阿蘇青少年交流の家とも接しており、人工草地(改良草地)での放牧が見られる。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成20年度阿蘇草原再生小堀牧野野草地環境保全実施計画」(平成21年3月)</p>			

### 写 真



位置図



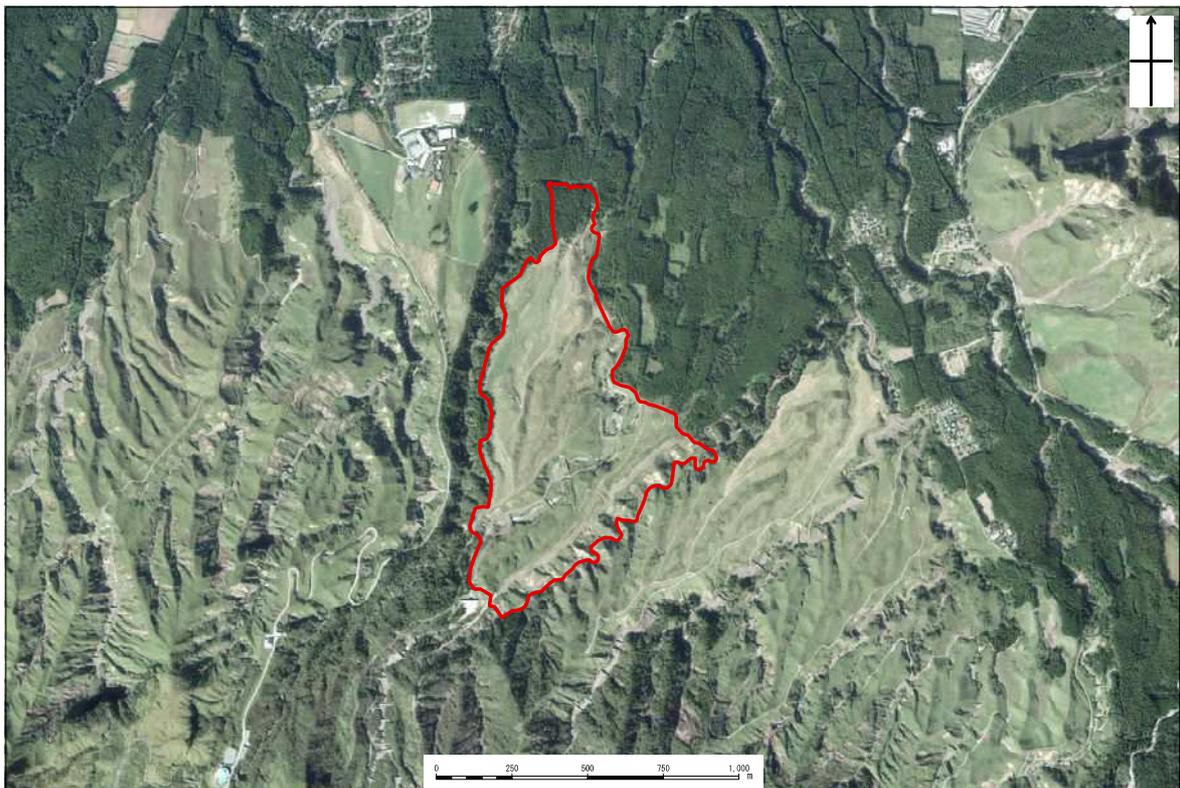
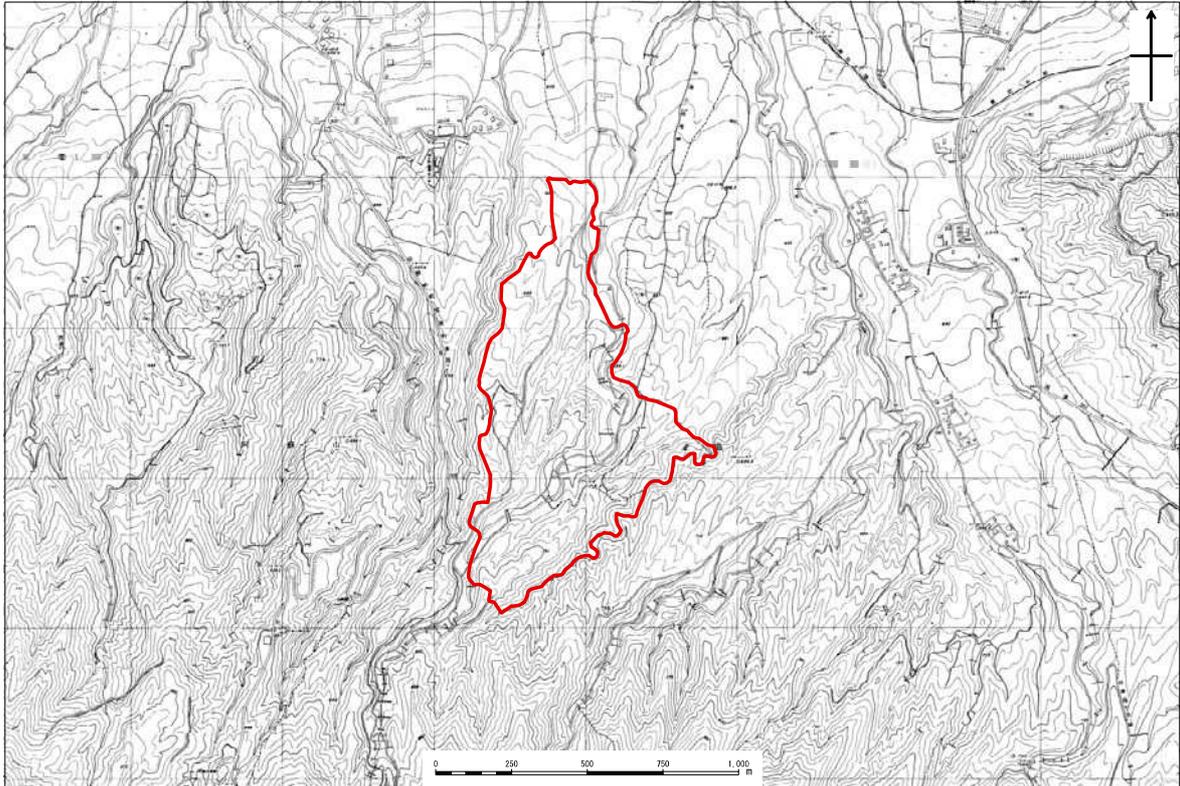
## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	17	二塚牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町宮地	
所有者等	二塚牧野組合			
建物面積	-		敷地面積	55.1ha
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの中央火口丘北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数7戸の内、7戸が農家であり、有畜農家数は7戸。放牧頭数は35頭である。</li> <li>・阿蘇中央火口丘北斜面にあり、東は泉牧野、西は小堀牧野と接している。人工草地(改良草地)、半自然草地が北側に広がっており何れも放牧地としての利用が続いている。牧野入口は施錠管理されている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成20年度阿蘇草原再生二塚牧野野草地環境保全実施計画」(平成21年3月)</p>			

### 写 真





## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

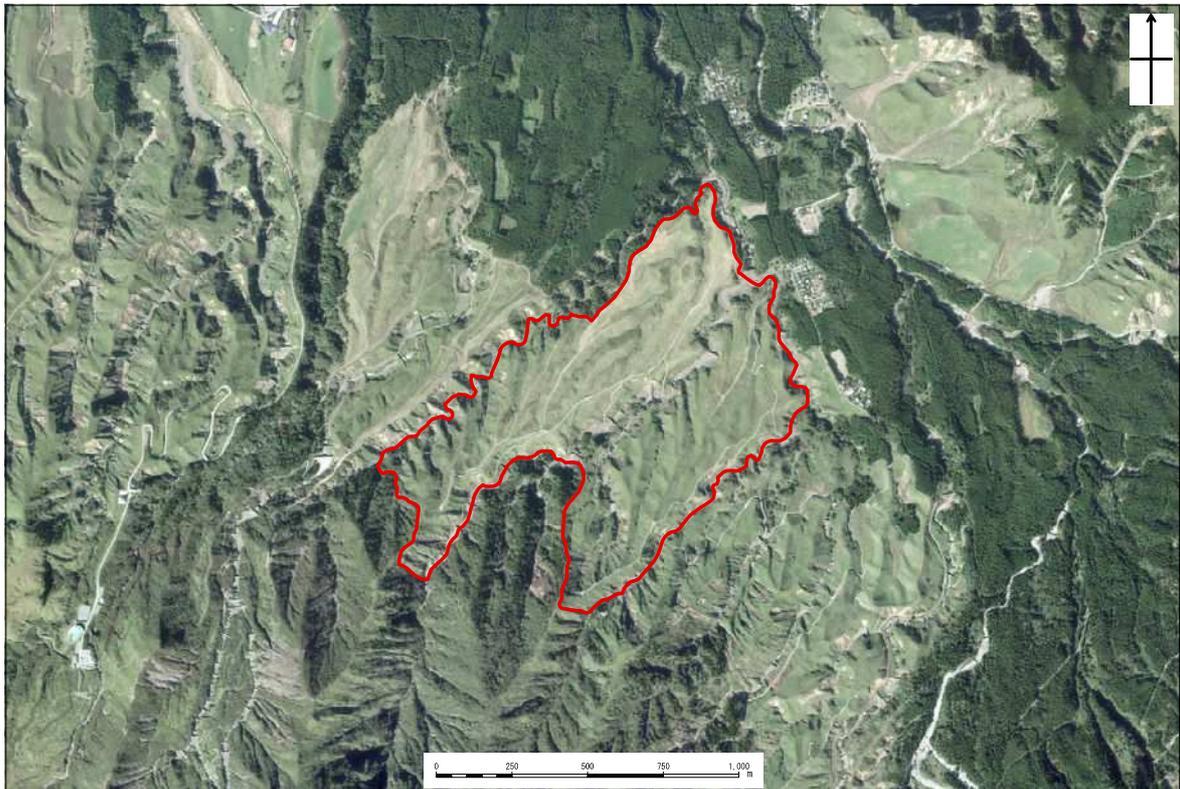
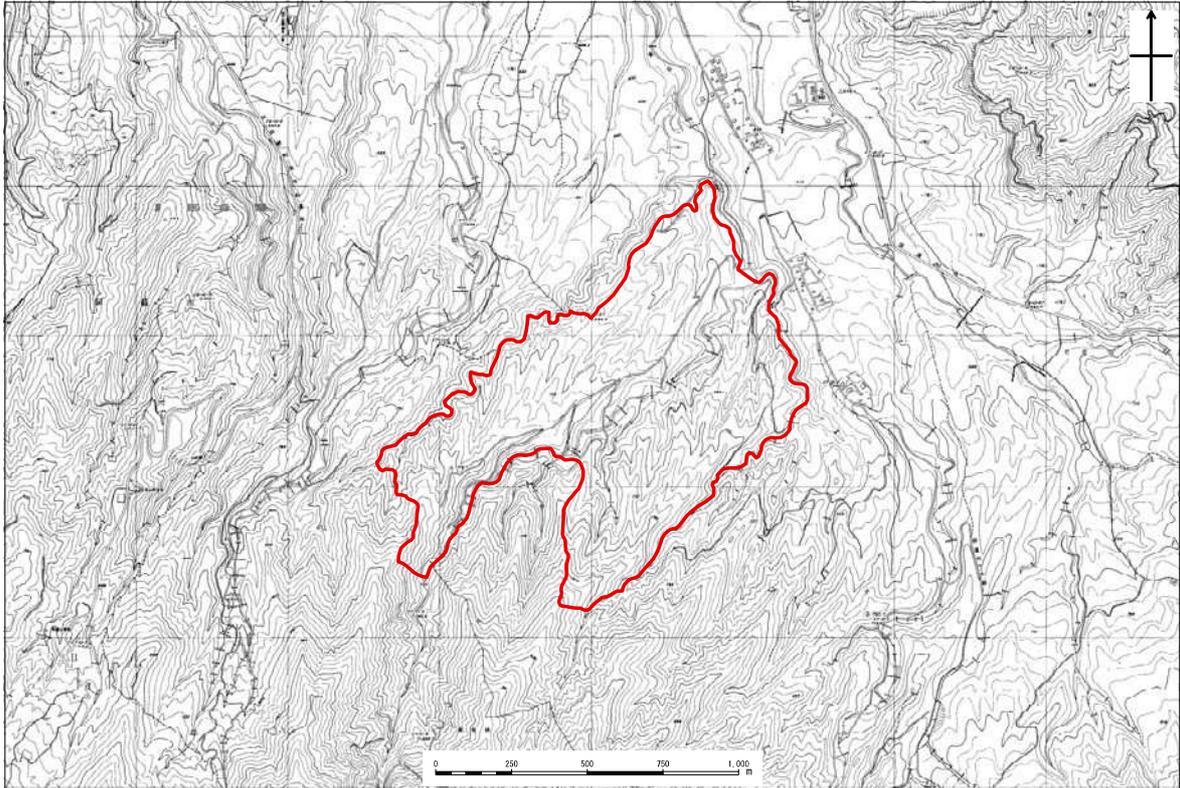
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	18	泉牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町宮地	
所有者等	泉牧野組合			
建物面積	-		敷地面積	89.2ha
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの中央火口丘北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数5戸の内、5戸が農家であり、有畜農家数は5戸。放牧頭数は37頭である。</li> <li>・泉牧野は阿蘇中央火口丘北斜面にあり、東は二塚牧野、西は日の尾牧野と接している。北側は谷に挟まれた尾根に比較的緩斜面の平坦地、南側は高岳に繋がる急傾斜地である。</li> <li>人工草地(改良草地)、半自然草地が北側に広がっており何れも放牧地としての利用が続いている。牧野入口は施錠管理されている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成22年度阿蘇草原再生泉牧野野草地環境保全実施計画」(平成23年3月)</p>			

### 写 真



位置図



## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

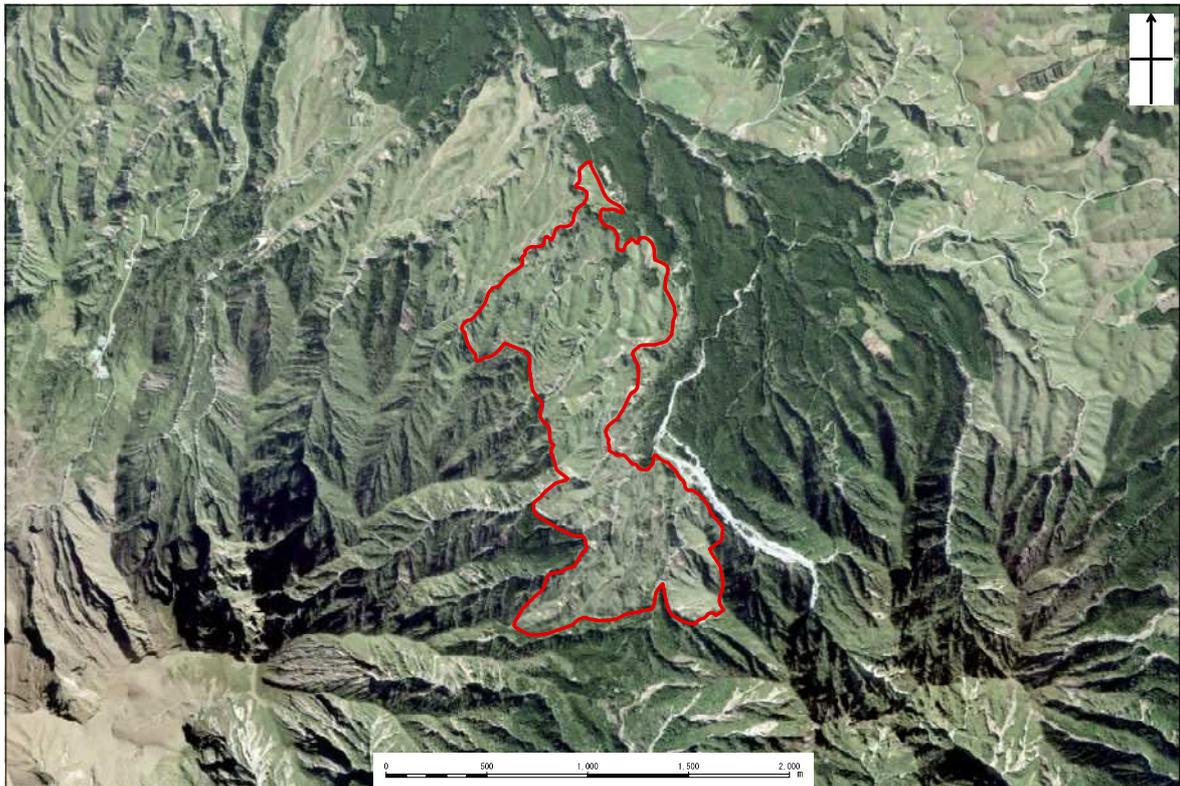
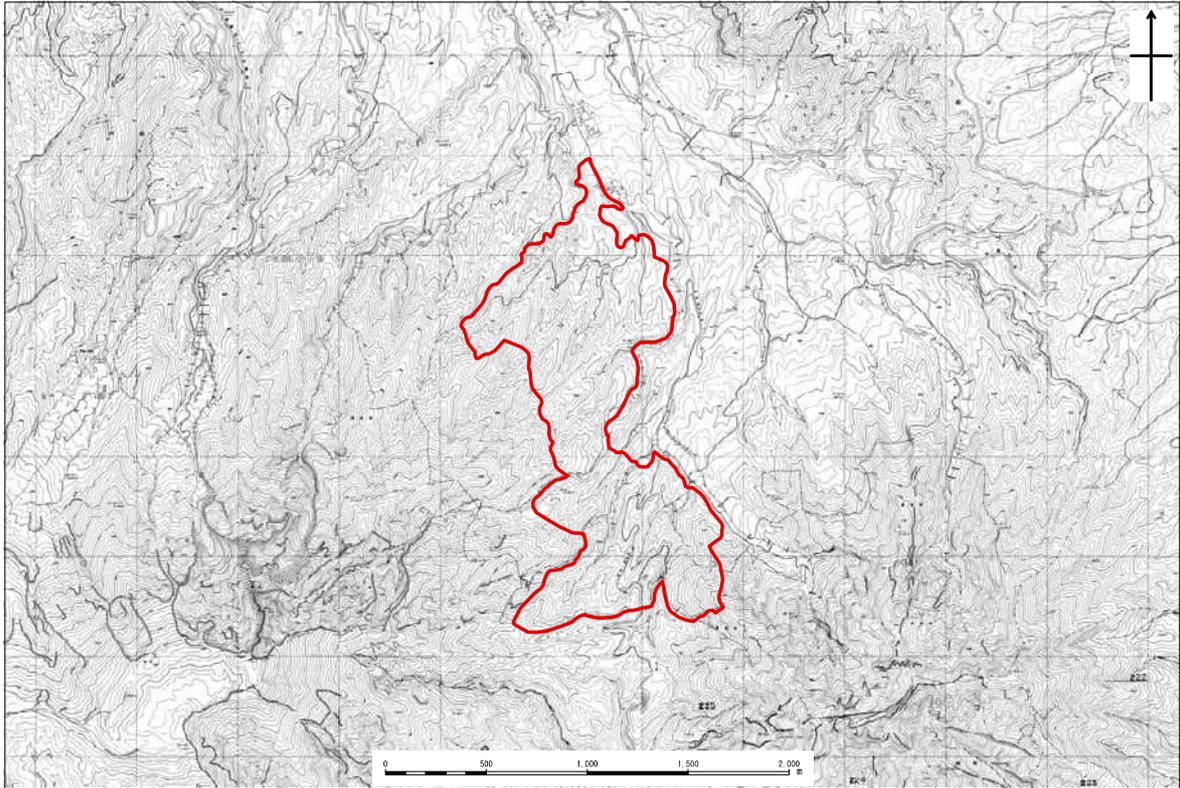
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	19	日の尾牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町宮地、同坂梨	
所有者等	日の尾牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	137.1ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの中央火口丘北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数35戸の内、27戸が農家であり、有畜農家数は11戸。放牧頭数は59頭である。</li> <li>・日の尾牧野は中央火口丘高岳と根子岳北側山麓に位置し、西側で泉牧野と接する。周囲を山林で囲まれ、牧野の東側には私有林、別荘地がある。野焼きに起因する山林火災で、平成7年以降に野焼きが中止された時期がある。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成18年度阿蘇草原再生日の尾牧野野草地環境保全実施計画」(平成19年3月)</p>			

### 写真

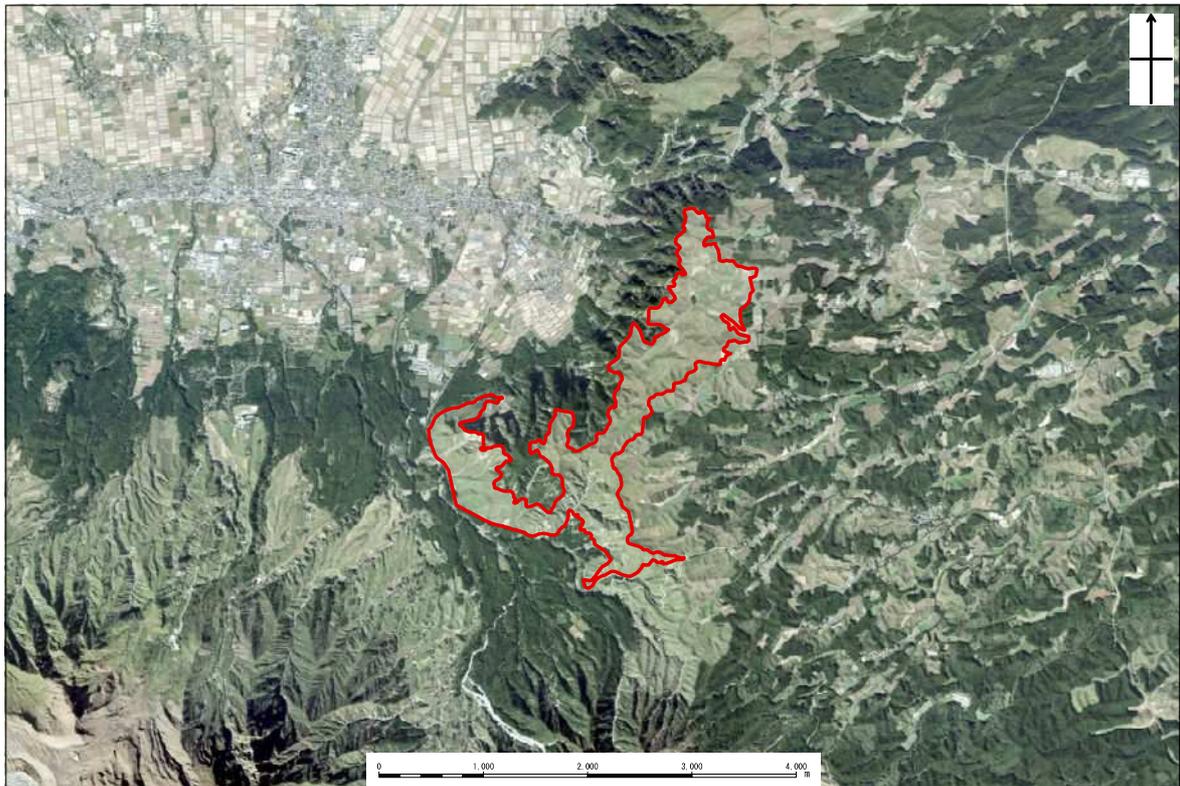
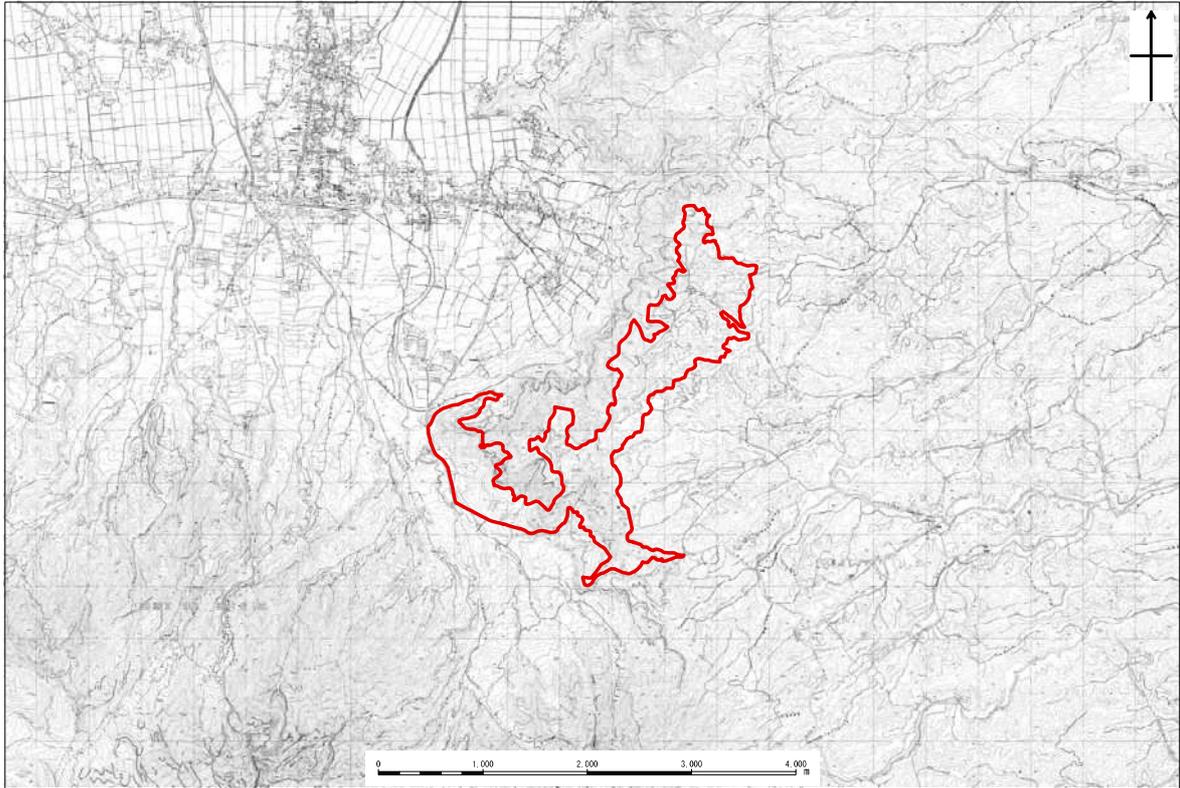


位置図



阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表				
(熊本県阿蘇市)				
種類	No.	名称	所在地等	
草原	20	町古閑牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町坂梨	
所有者等	町古閑牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	276.4ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの東外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数30戸の内、30戸が農家であり、有畜農家数は11戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・外輪山上に位置し、豊肥本線、国道57号に近接、北側に滝室坂、南側に箱石峠がある。</li> <li>・12月末～4月までの期間に牧野ガイドを行う等、草地の活用にも取り組んでいる。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> ※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成19年度阿蘇草原再生小堀牧野野草地環境保全実施計画」(平成21年3月)			
写真				

位置図



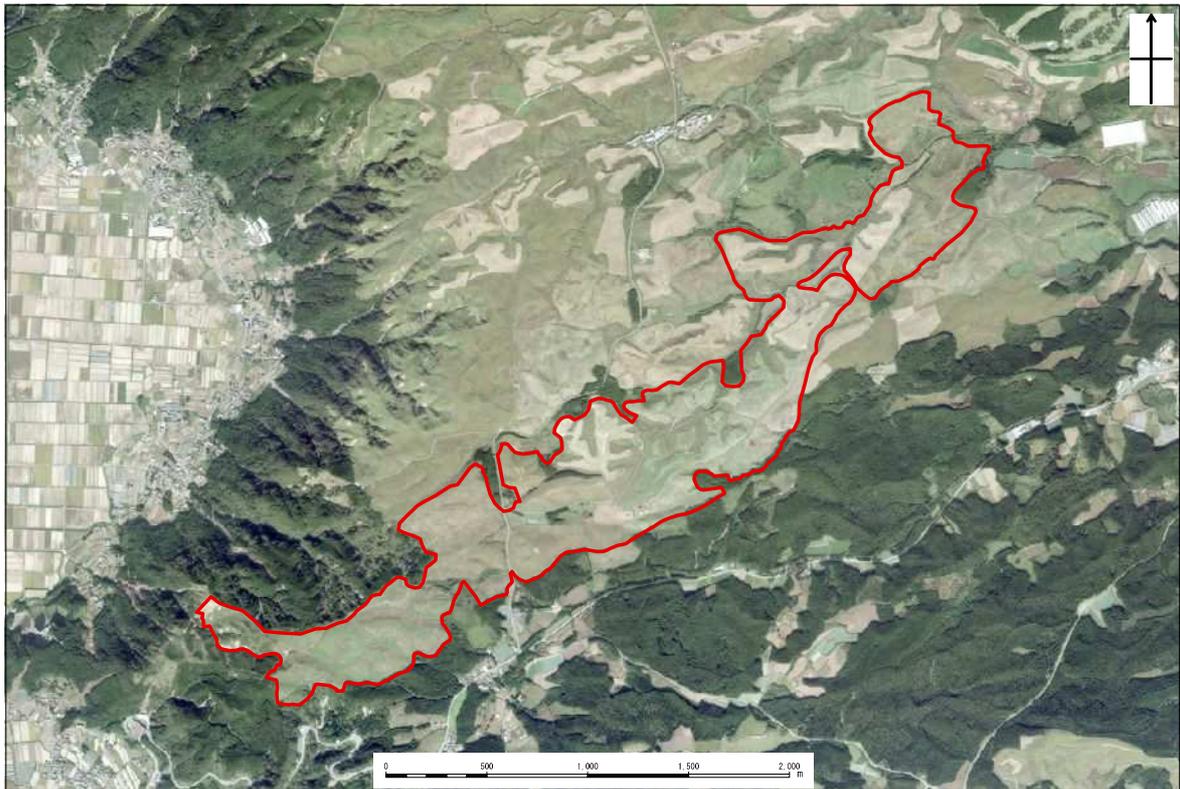
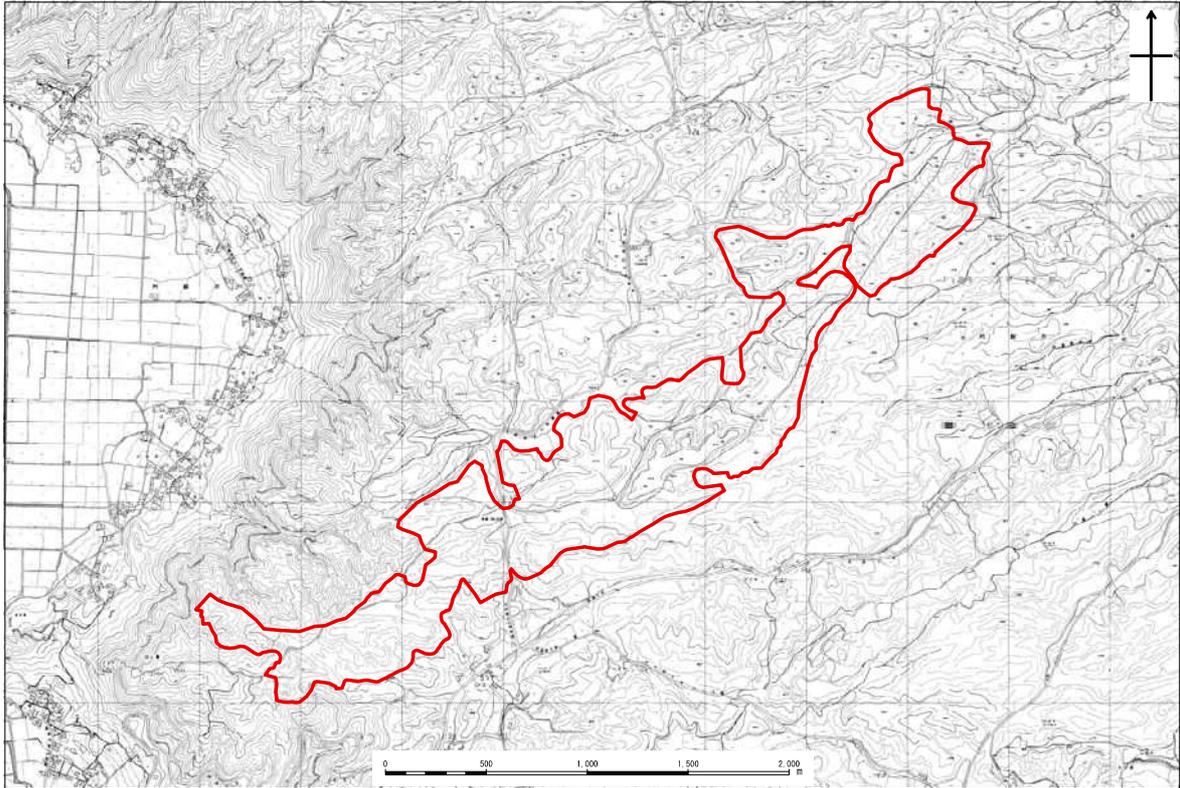
## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	21	馬場豆札牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町北坂梨	
所有者等	馬場豆札牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	216.6ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数49戸の内、46戸が農家であり、有畜農家数は3戸。放牧頭数は25頭である。</li> <li>・馬場豆札牧野は外輪山上に位置し、北側は一区牧野、南側は国道57号線、牧野中央をミルクロードが通る。阿蘇の七鼻のひとつ、卯の鼻上にある。文久元年(1861年)銘の馬頭観音が現在も祀られている。樹林地、人工草地、半自然草地のほか、一部で畑の利用がある。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成28年度阿蘇草原再生馬場豆札牧野草地環境保全実施計画」(平成29年3月)</p>			

### 写 真





## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

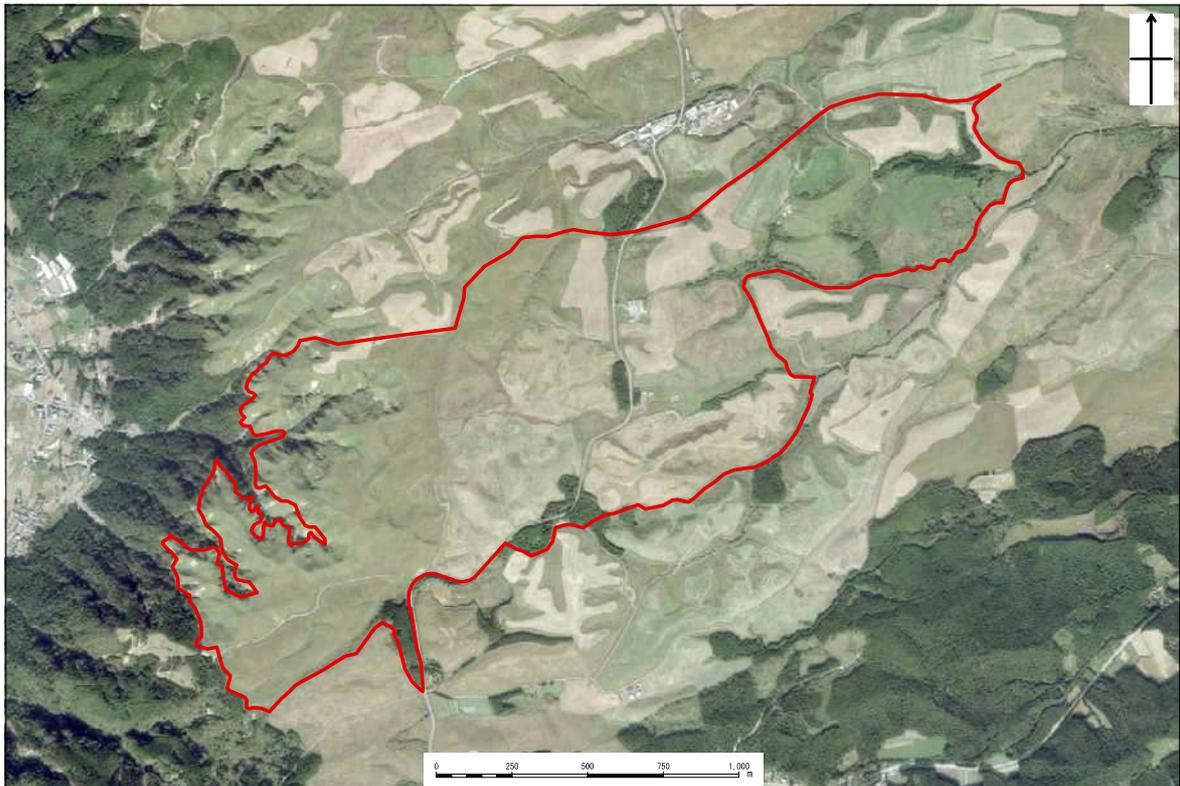
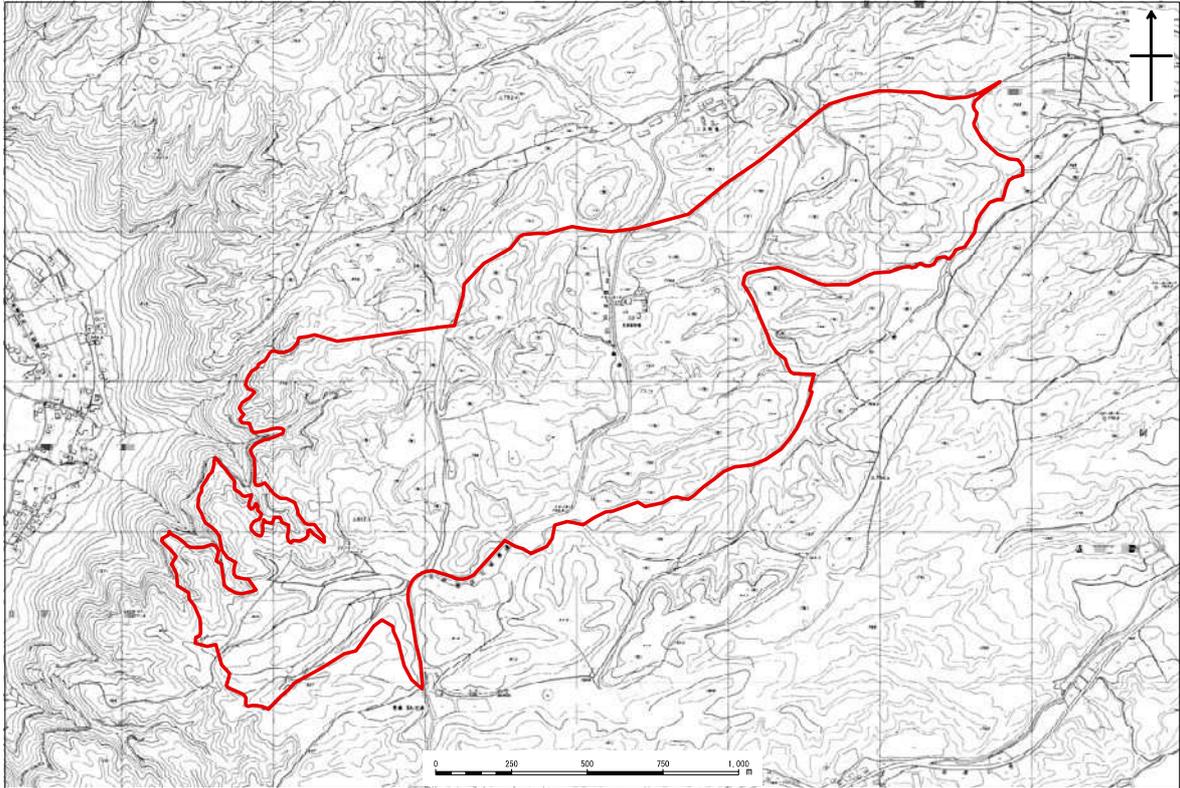
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	22	一区牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町北坂梨	
所有者等	一区牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	221.0ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数46戸の内、46戸が農家であり、有畜農家数は10戸。放牧頭数は47頭である。</li> <li>・一区牧野は外輪山上に位置し北側は二区坂下牧野、南側は馬場豆札牧野と接しており、牧野中央をミルクロードが通る。外輪山上は比較的平坦な地形であるが牧野西側に斜面が多い。北坂梨、及び鬼塚集落から牧野に続く古道沿いに土塁が築かれている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成24年度阿蘇草原再生一区牧野野草地環境保全実施計画」(平成25年2月)</p>			

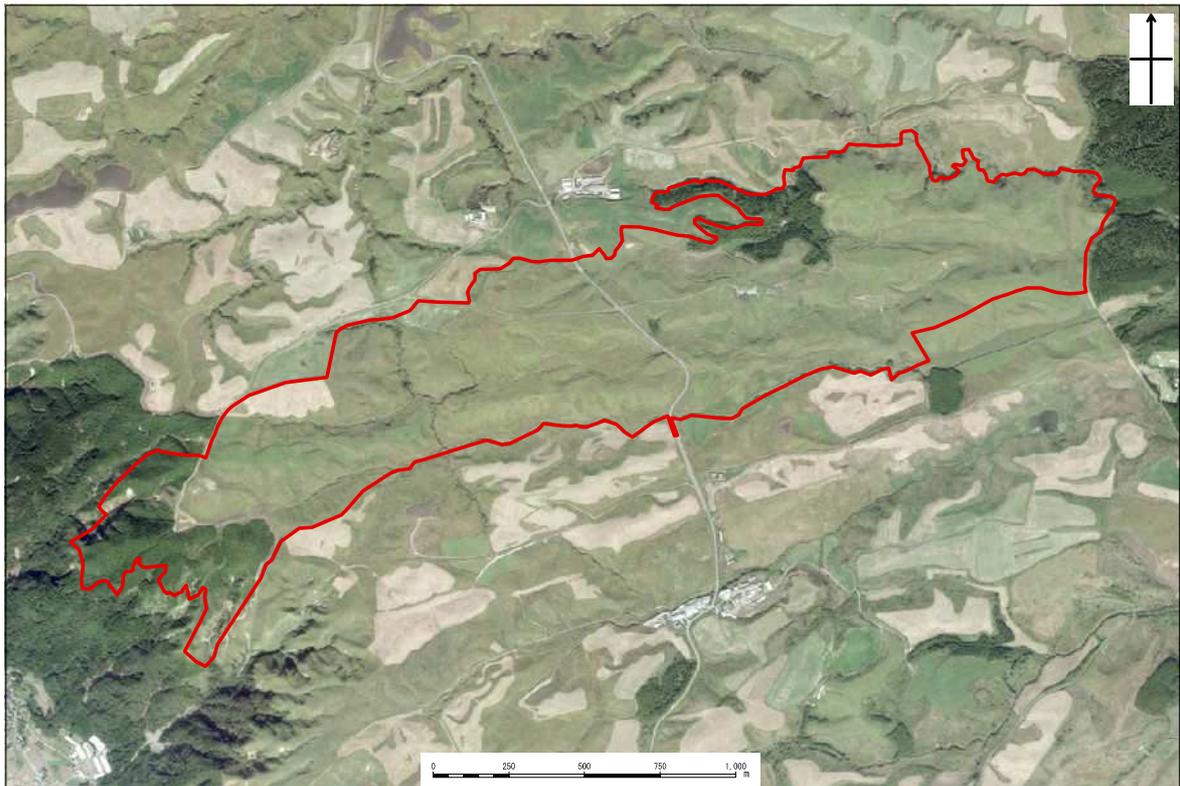
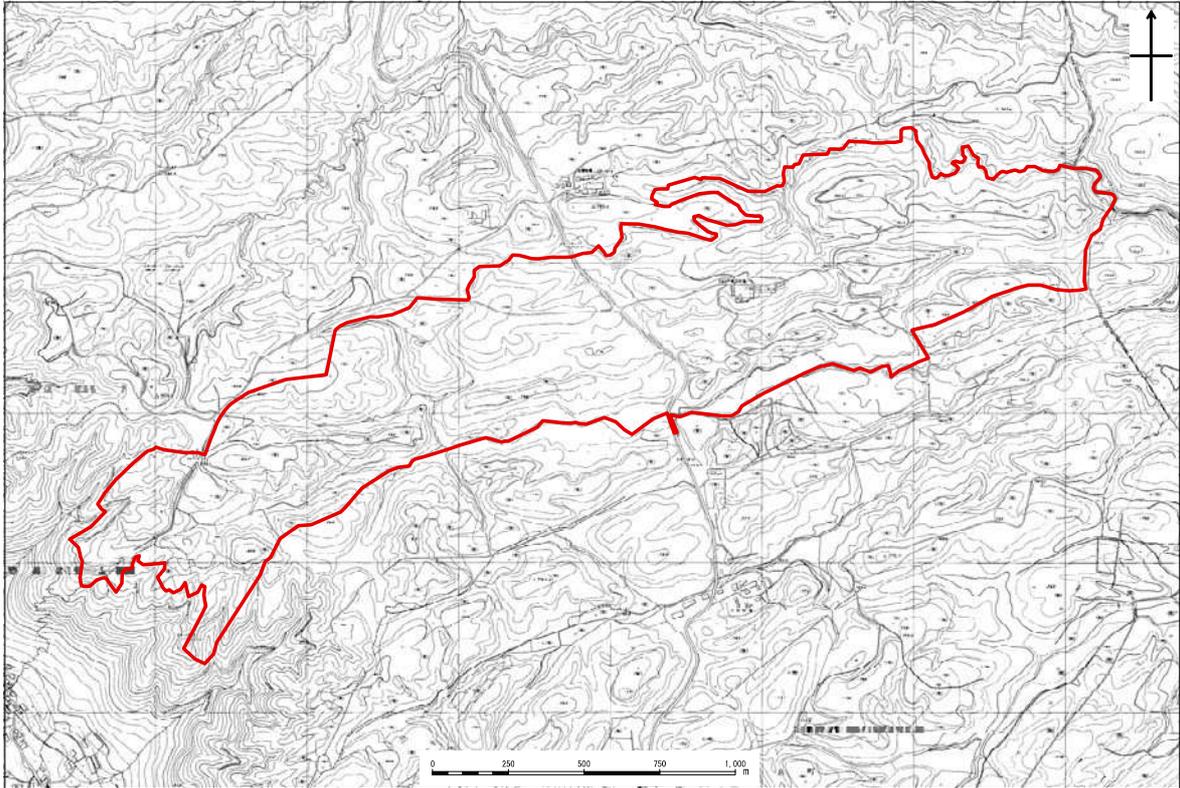
### 写真



位置図



阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表				
(熊本県阿蘇市)				
種類	No.	名称	所在地等	
備考				
草原	23	阿蘇品牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町三野	
所有者等	阿蘇品牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	188.7ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数26戸の内、13戸が農家であり、有畜農家数は3戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> ※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)			
写真				



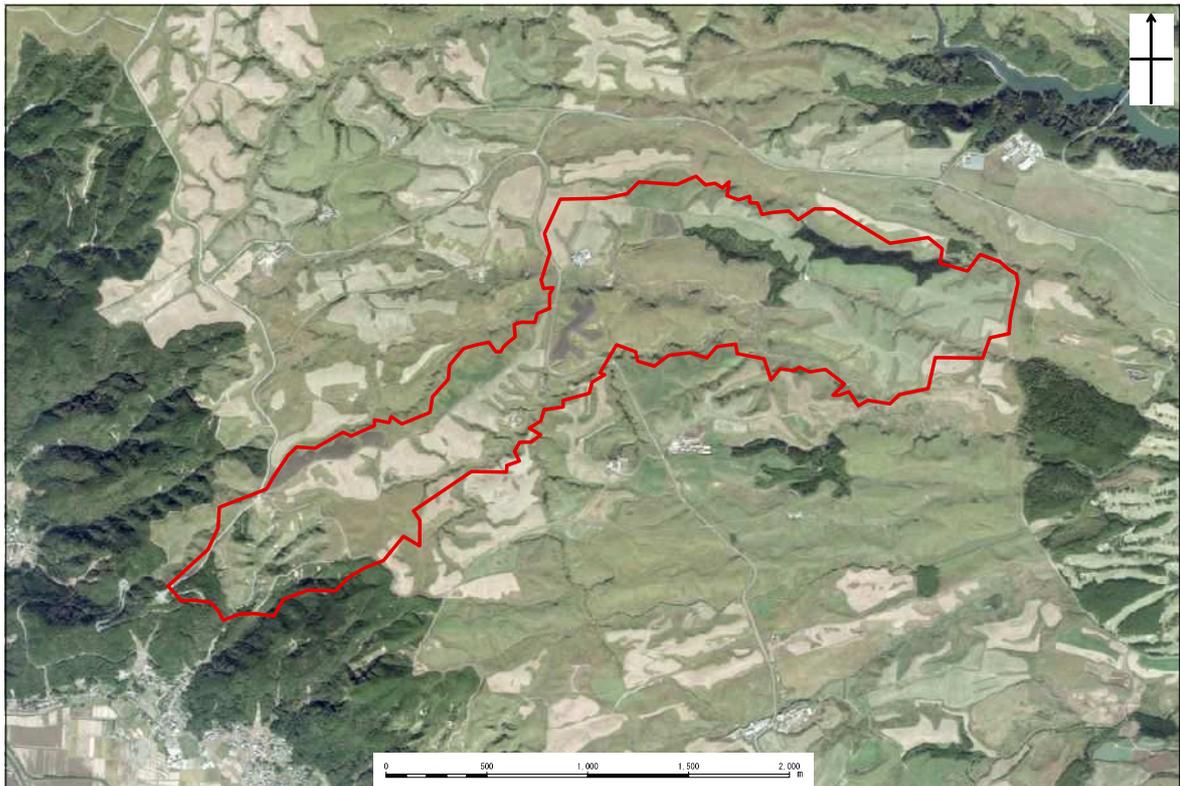
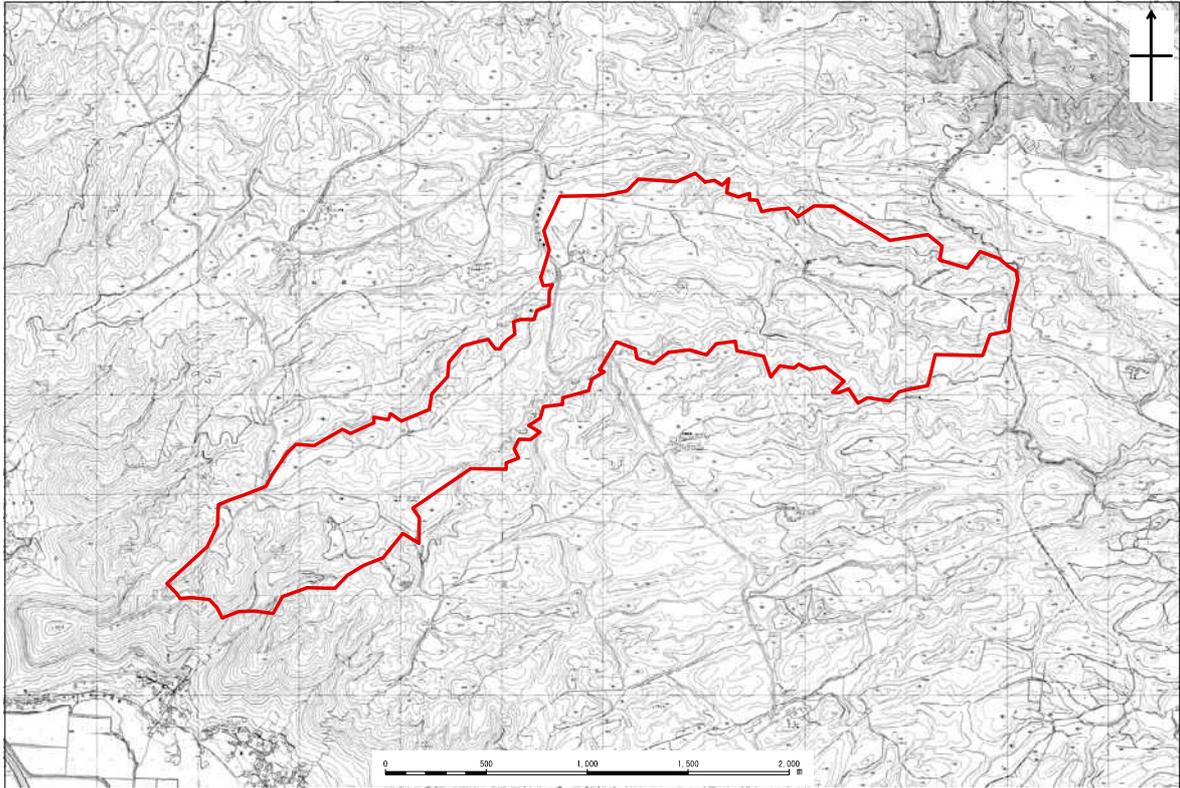
## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	24	三閑牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町三野	
所有者等	三閑牧野組合			
建物面積	-		敷地面積	286.0ha
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</p> <p>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数25戸の内、17戸が農家であり、有畜農家数は2戸。放牧頭数は12頭である。</p> <p>・三閑牧野は外輪山上に位置し、県道11号線(別府一の宮線)が通る。南西端には城山展望所、城戸が谷横穴墓群等の文化財が多く残るが、何れも牧野内には含まれない。鞍岳様と称する馬頭観音の信仰が続く。野草地、放牧地ともに植物では様々な重要種が生育している。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</p> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)  「九州地方環境事務所 平成21年度阿蘇草原再生三閑牧野野草地環境保全実施計画」(平成22年3月)、  「熊本県教育委員会 熊本県文化財調査報告 熊本県の中世城」(昭和53年3月)</p>			

### 写真





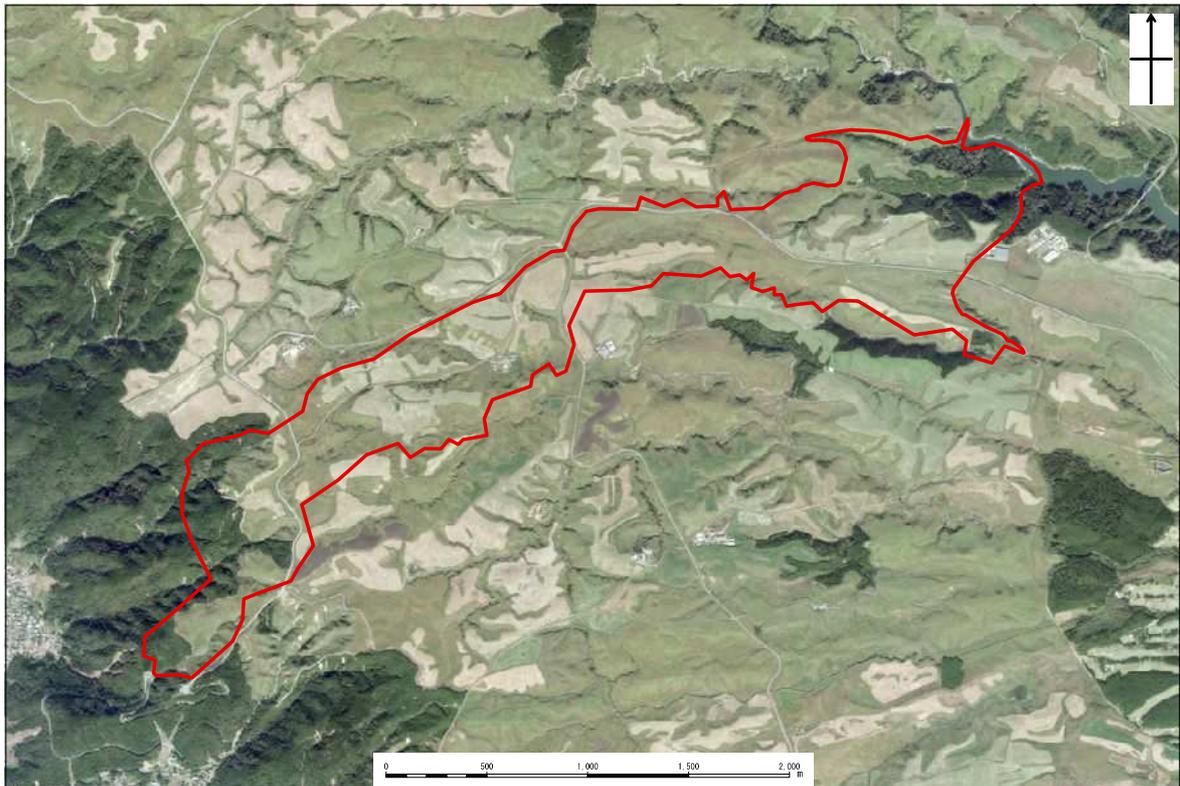
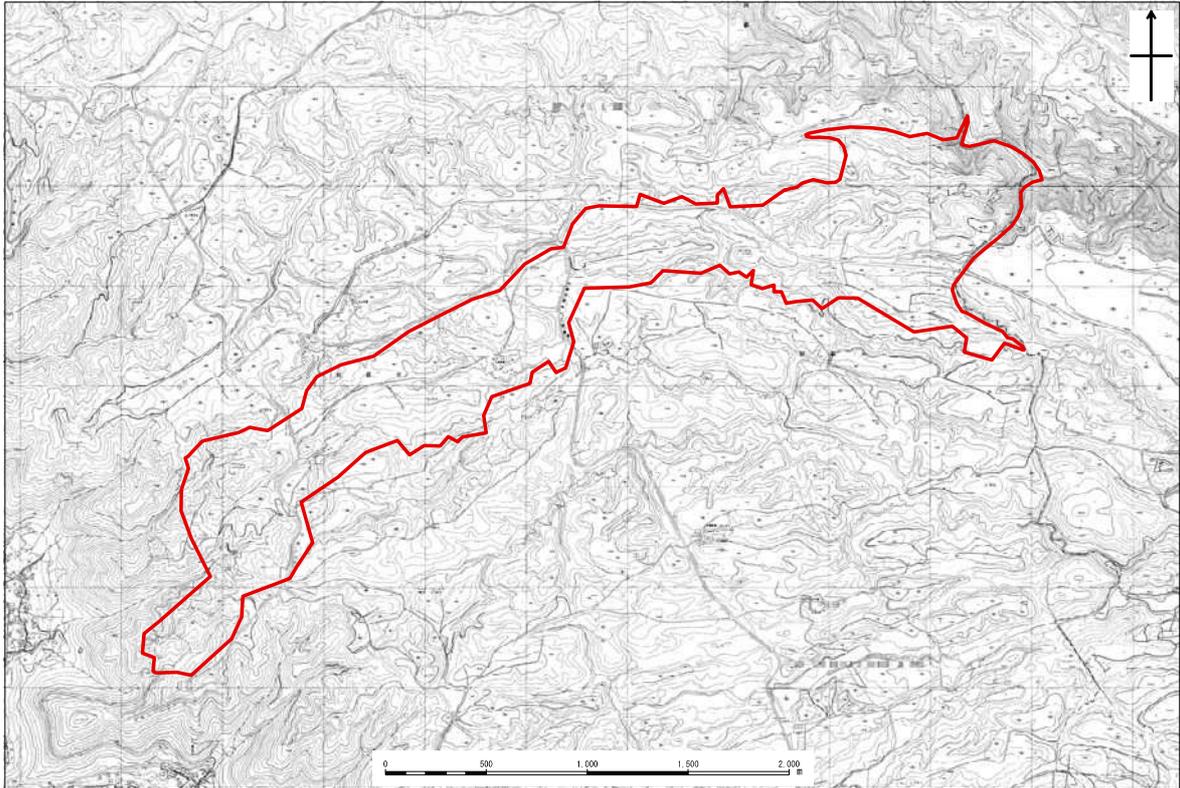
## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	25	土井原野管理組合の草原	阿蘇市一の宮町三野	
所有者等	土井原野管理組合			
建物面積	-	敷地面積	266.7ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数5戸の内、5戸が農家であり、有畜農家数は0戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)</p>			

### 写真





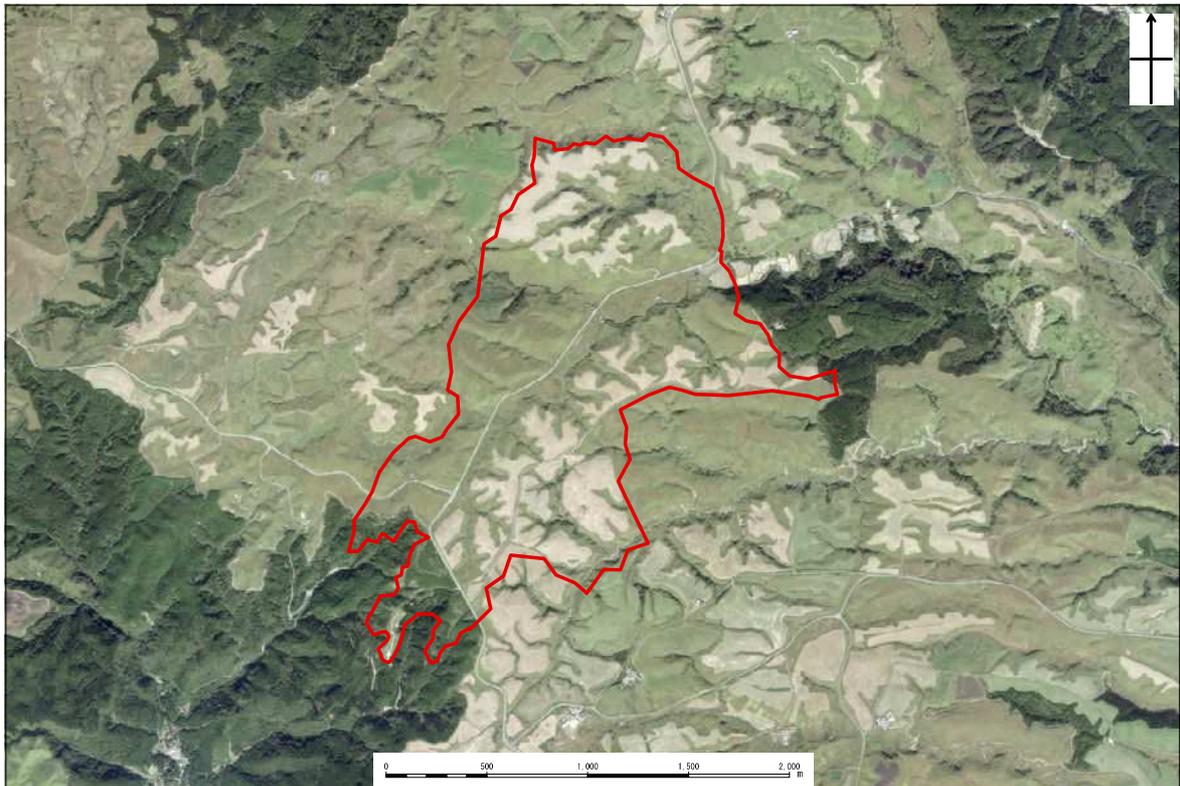
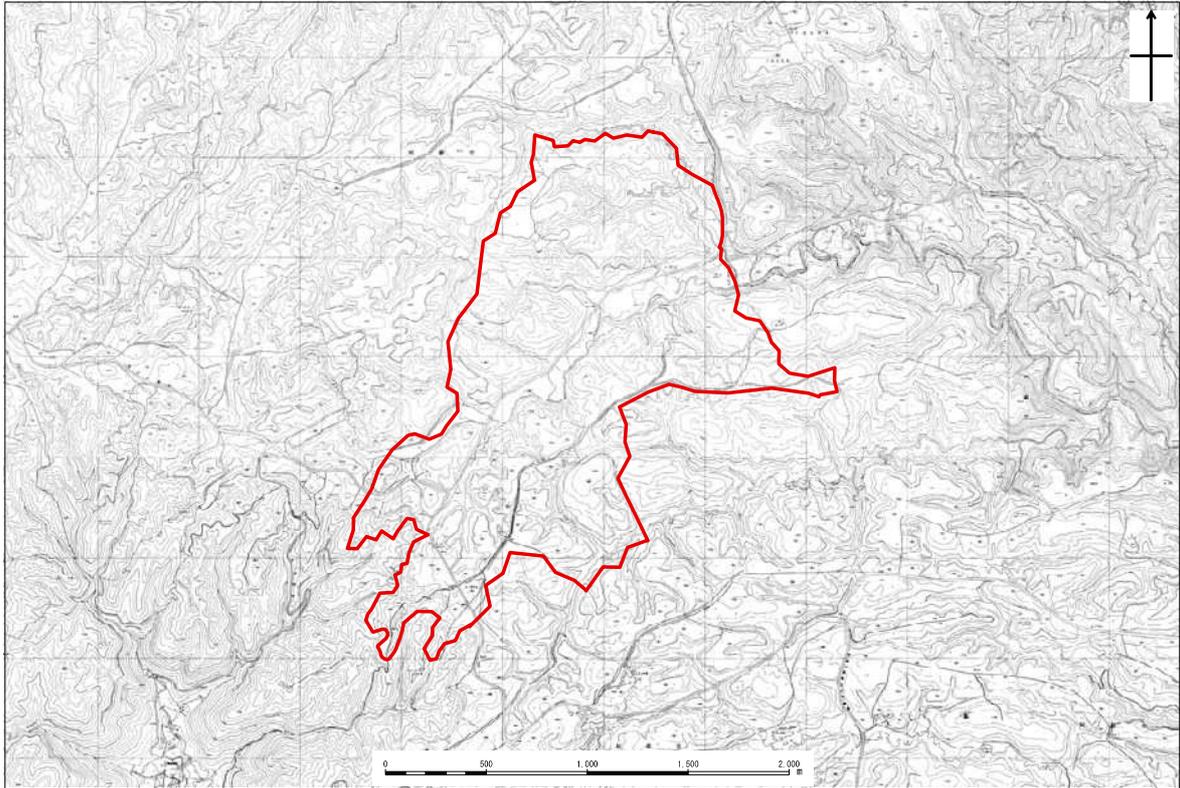
## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	26	立山牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町手野	
所有者等	立山牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	273.8ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山北東側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数25戸の内、25戸が農家であり、有畜農家数は1戸。放牧頭数は5頭である。</li> <li>・北外輪山北東部に位置し、北は中荻の草牧野、西は宮坂・尾籠牧野、東は平井牧野に接している。</li> <li>・昭和初期までは牧野全域が半自然草地で採草・放牧が行われていたが、昭和30～40年代前半の草地改良により、一部人工草地(改良草地)となっている。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成24年度阿蘇草原再生立山牧野野草地環境保全実施計画」(平成25年2月)</p>			

### 写 真





## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

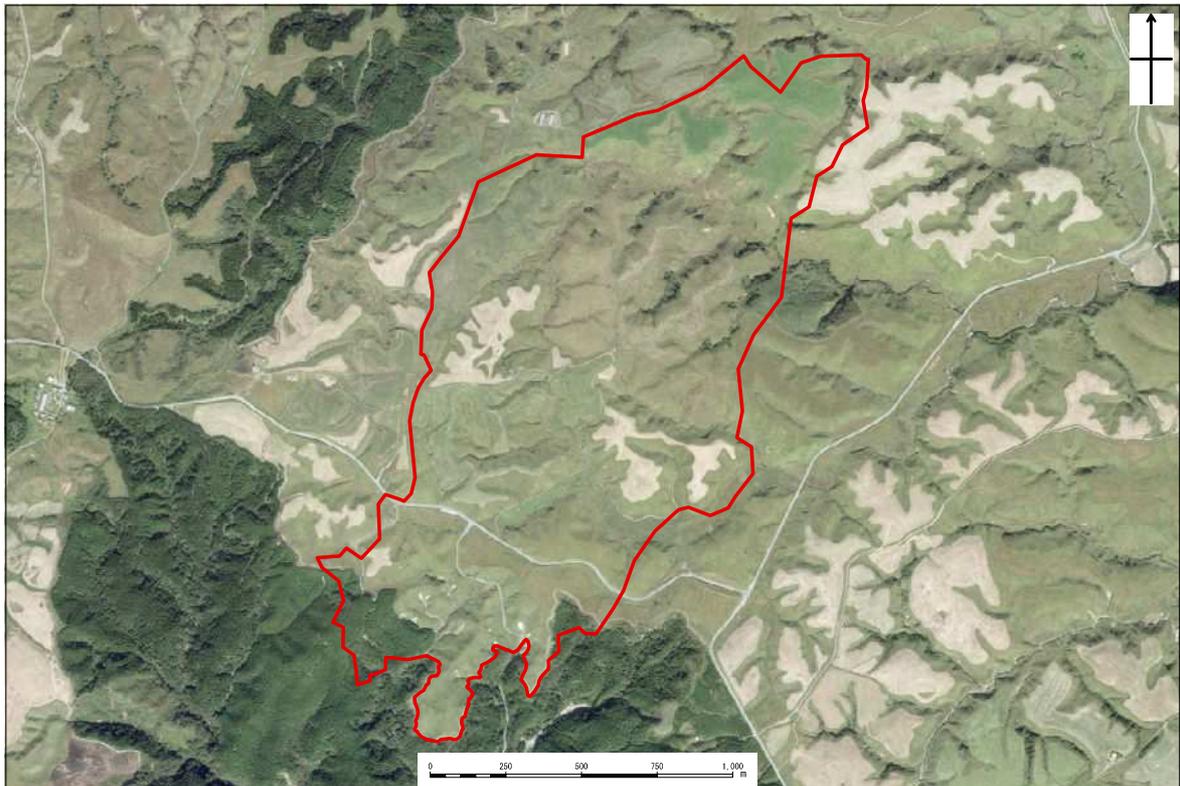
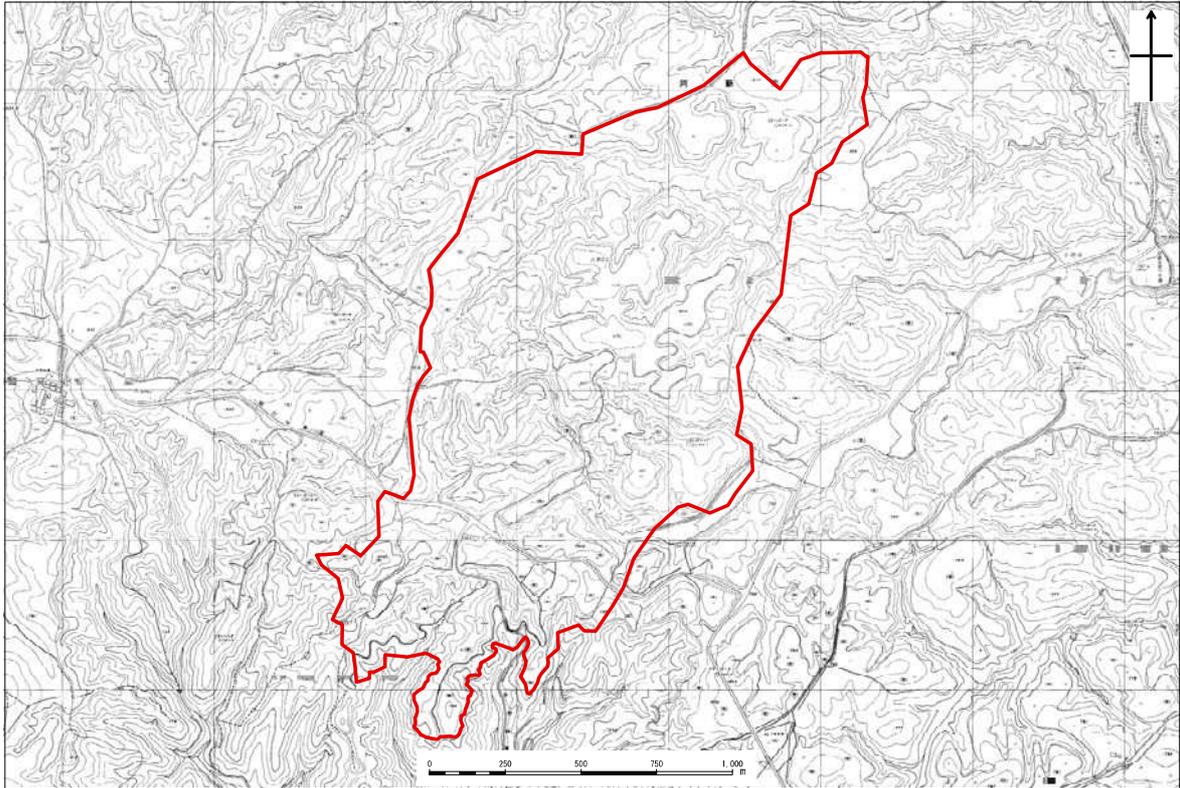
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	27	宮坂・尾籠牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町手野	
所有者等	宮坂・尾籠牧野組合			
建物面積	-		敷地面積	200.4ha
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数45戸の内、17戸は農家であり、有畜農家数は2戸。放牧頭数は12頭である。</li> <li>・外輪山上に位置し、西は井手牧野、東は立山牧野、北は中荻の草牧野と接する。野中央を県道11号(阿蘇一の宮線)が通り、往来は多い。牧野南部は起伏が激しいが外輪山上は比較的平坦な地形。県道11号沿いなどで土塁が残り、牧野内の小地名がこれら土塁によって分けられている箇所がある。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原-森林-集落-耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成25年度阿蘇草原再生宮坂牧野野草地環境保全実施計画」(平成26年2月)</p>			

### 写真



位置図



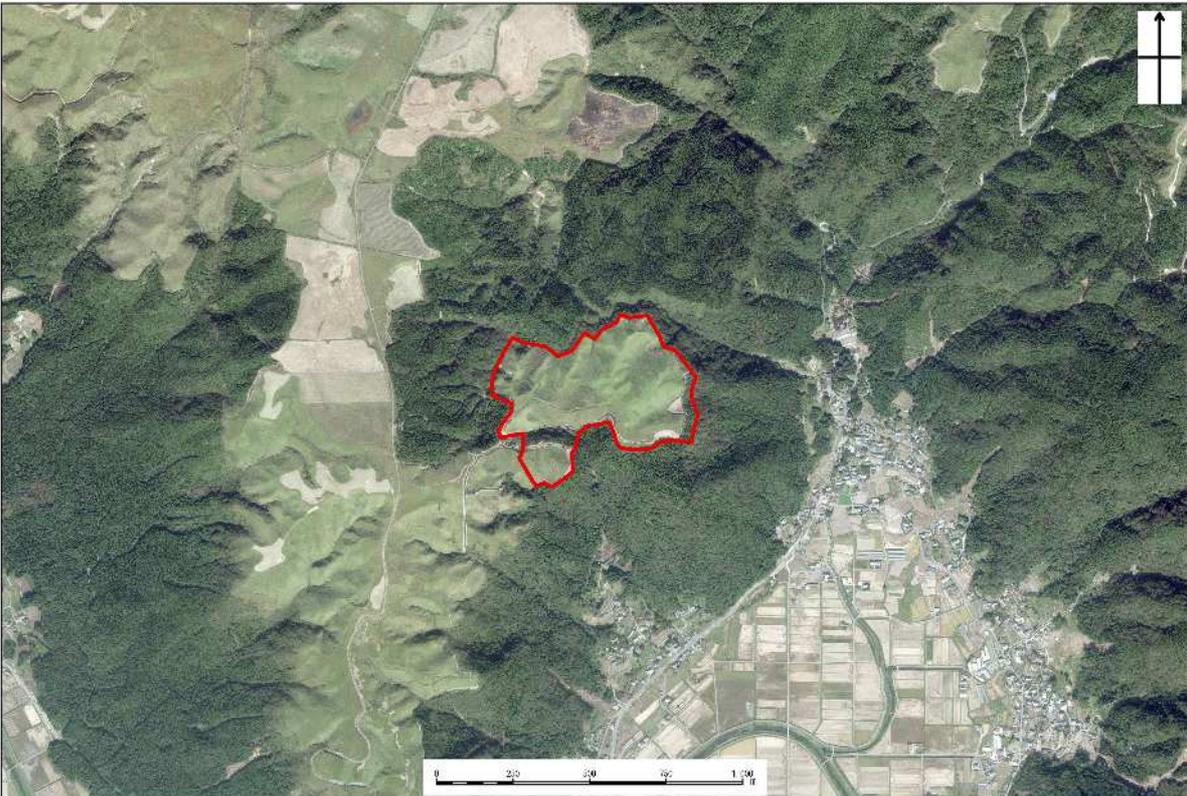
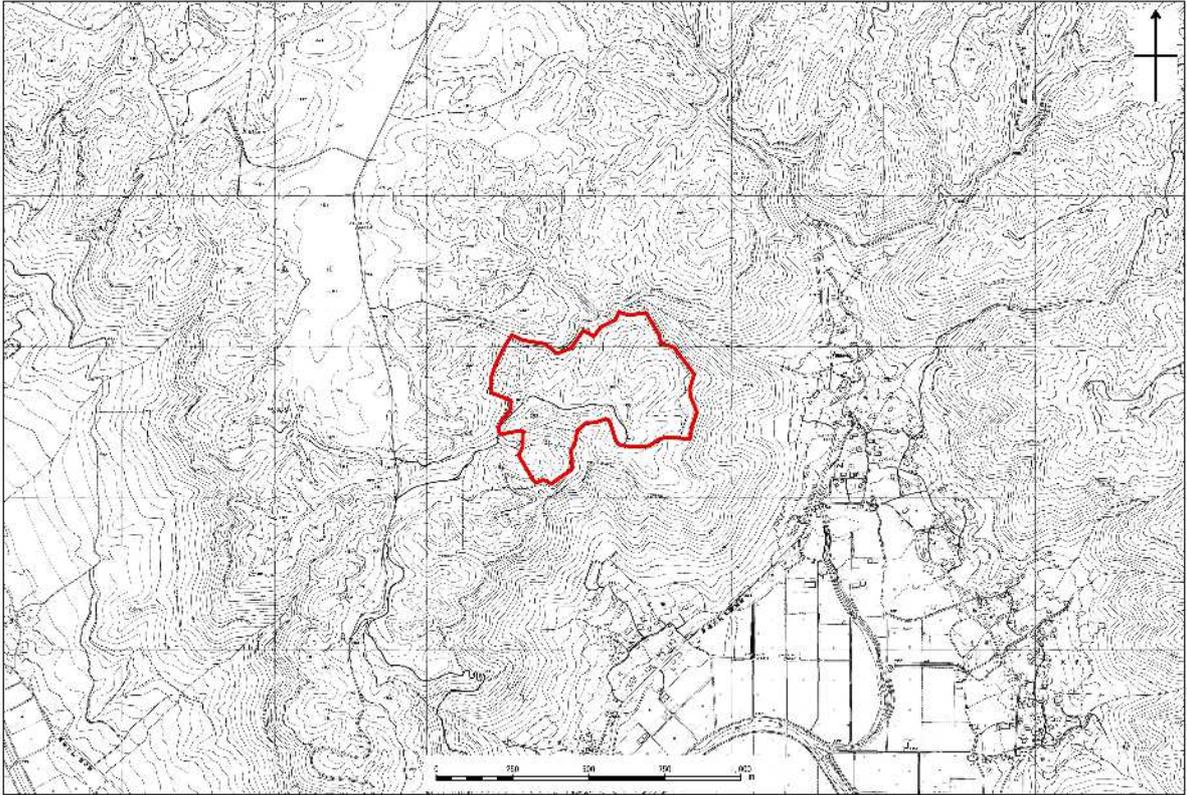
## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

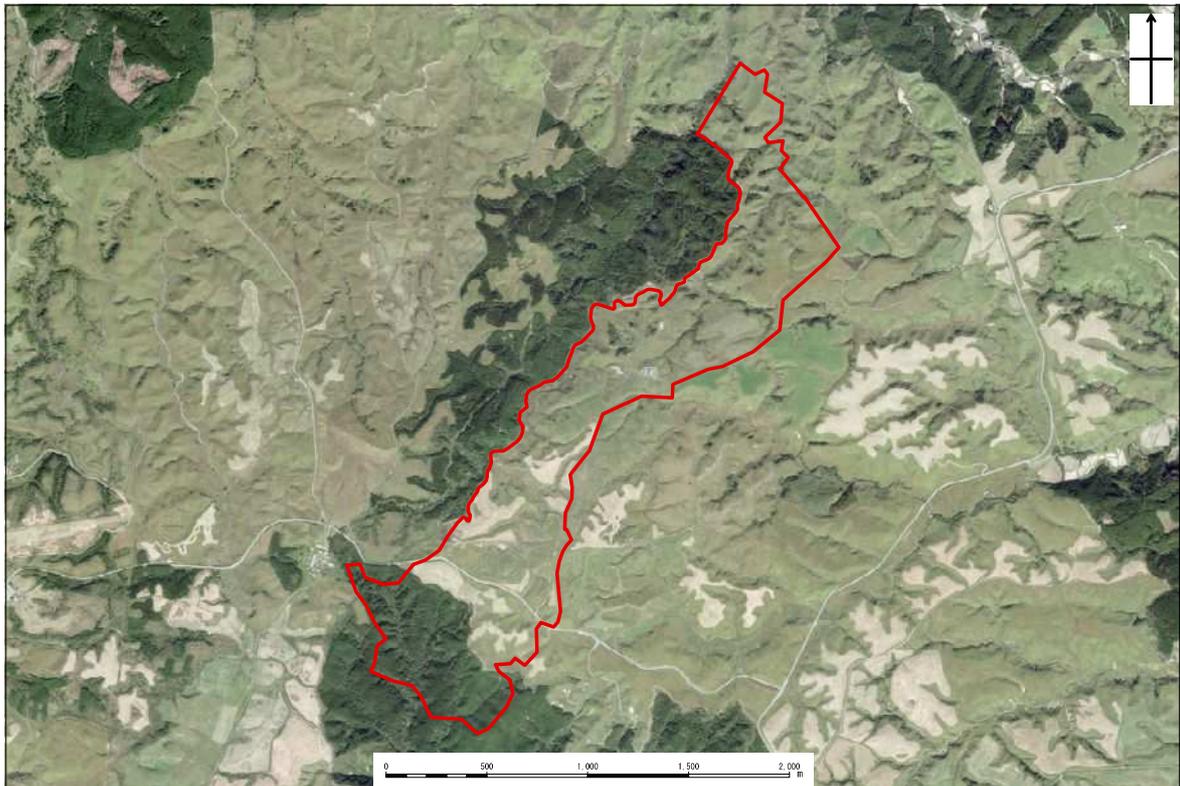
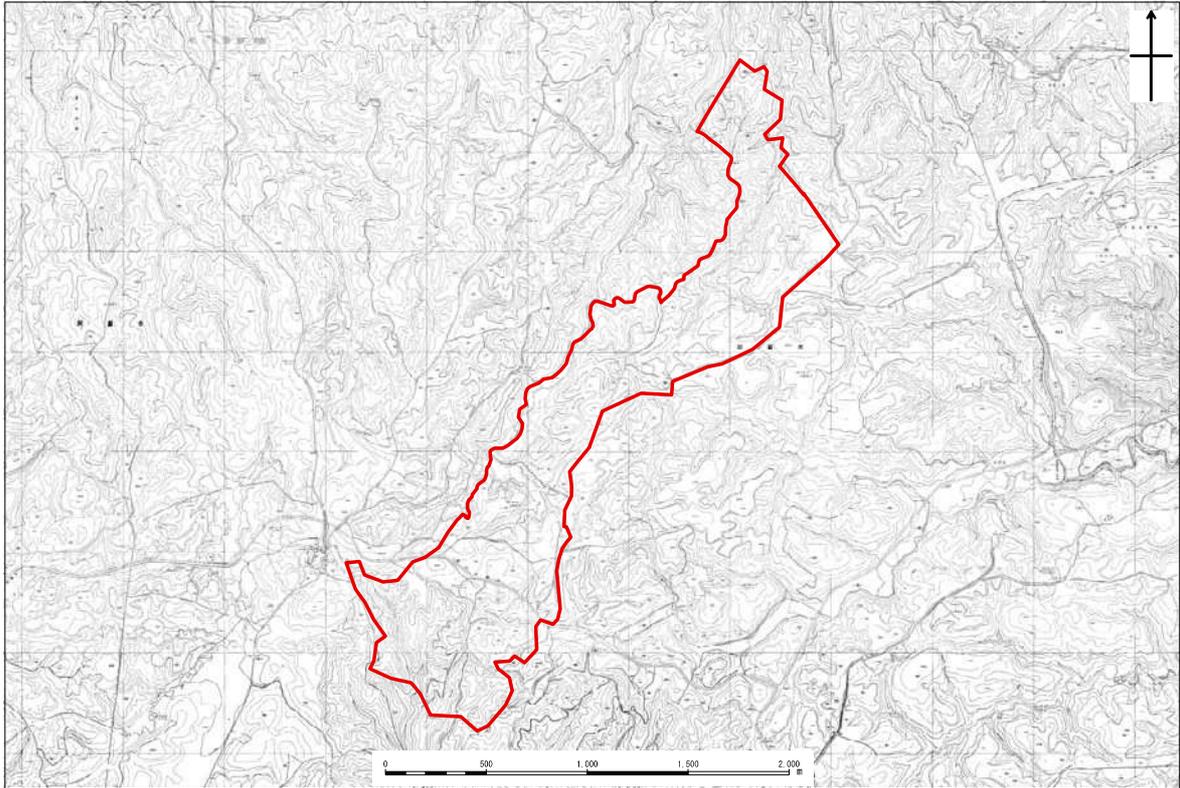
種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	28	7区の草原	阿蘇市一の宮町手野	
所有者等	7区			
建物面積	-	敷地面積	200.4ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山北側に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数20戸の内、20戸が農家であり、有畜農家数は1戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・北外輪山北部の象ヶ鼻に位置し、西は木落牧野に接している。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「九州地方環境事務所 平成20年度阿蘇草原再生小堀牧野野草地環境保全実施計画」(平成21年3月)</p>			

### 写真





阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表				
(熊本県阿蘇市)				
種類	No.	名称	所在地等	
備考				
草原	29	井手牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町手野、同中通、同荻の草	
所有者等	井手牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	183.9ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数38戸の内、36戸は農家であり、有畜農家数は1戸。放牧頭数は7頭である。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> ※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)			
写真				
				
				

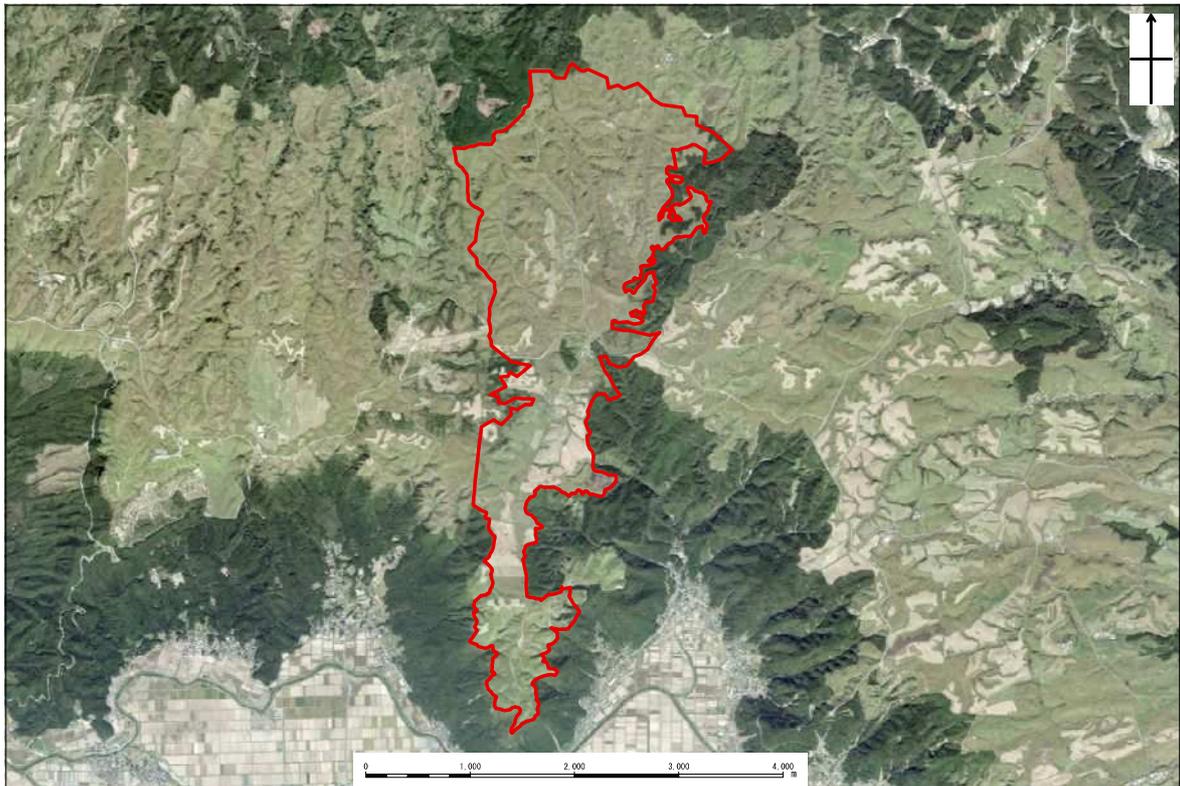
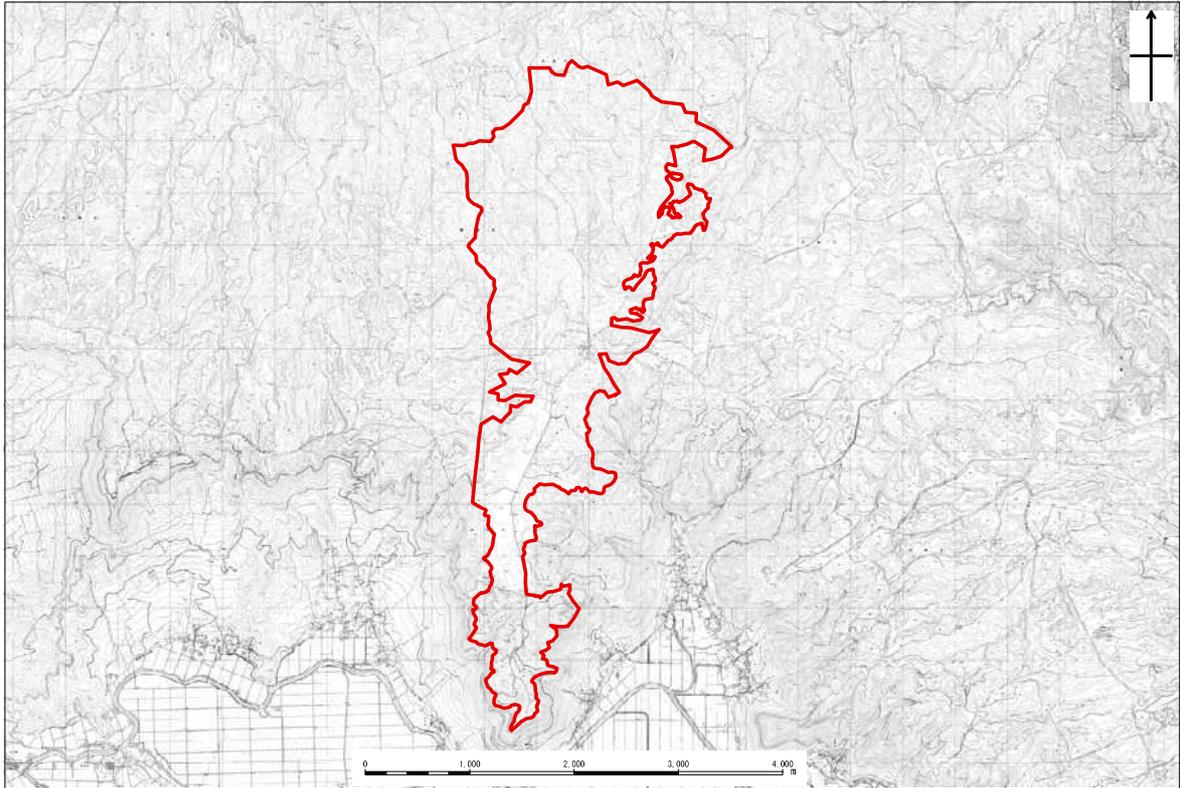


阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	30	木落牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町中通、荻の草	
所有者等	木落牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	715.1ha	
概要等	<p>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</p> <p>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数295戸の内、135戸は農家であり、有畜農家数は8戸。放牧頭数は270頭と旧一の宮町における最大規模の入会権者数、農家数、放牧頭数を誇る。</p> <p>・外輪山、象ヶ鼻の大部分を含み、西は山田東部牧野、東は井手牧野と接する。西側の山田東部牧野とは南北方向の直線的な土塁が地図上では確認でき、牧野の境となっている。牧野中央を県道11号(阿蘇一の宮線)が通り、往来は多い。昭和60年代には大根畑等畑地に貸付された経緯があり、現在は半自然草地化している。</p> <p>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原-森林-集落-耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</p> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)、「環境省請負事業 一の宮町木落牧野組合 木落牧野組合野草地環境保全実施計画」(平成18年3月)</p>			
写真				



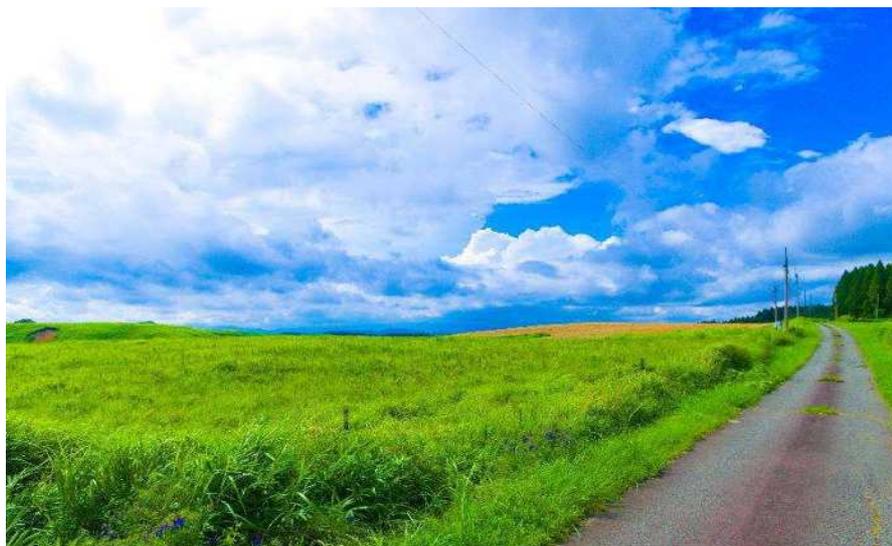


## 阿蘇の文化的景観(阿蘇市) 重要な構成要素個表

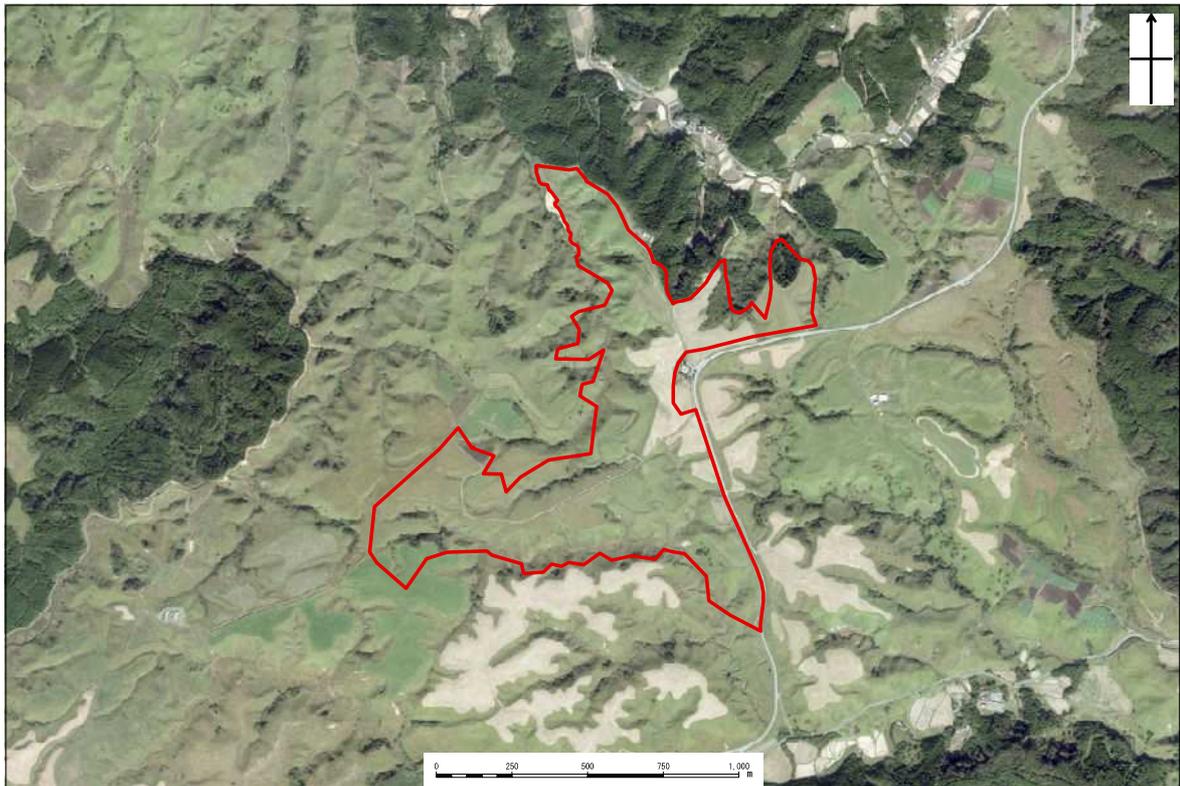
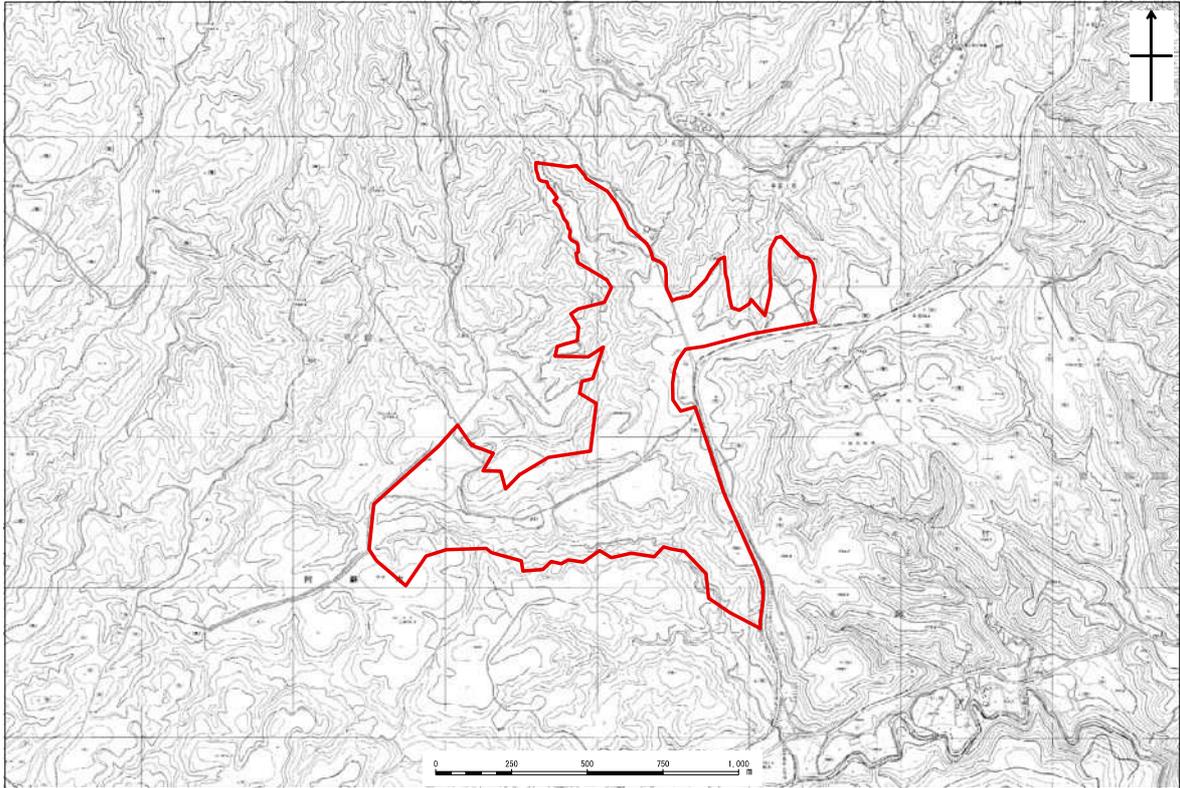
(熊本県阿蘇市)

種類	No.	名称	所在地等	備考
草原	31	中荻の草牧野組合の草原	阿蘇市一の宮町手野、同荻の草	
所有者等	中荻の草牧野組合			
建物面積	-	敷地面積	77.1ha	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿蘇カルデラの北外輪山上に広がる草原。</li> <li>・地元で組織した牧野組合が管理を行っている。入会権者数5戸の内、5戸が農家であり、有畜農家数は0戸。放牧頭数は0頭である。</li> <li>・「阿蘇の文化的景観」の本質的価値を構成する土地利用ユニット(「草原－森林－集落－耕作地(田畑)」)の特徴の一部を示す要素(草原)として、重要である。</li> </ul> <p>※出典:「熊本県地域振興課 阿蘇草原維持再生基礎調査」(令和4年2月)</p>			

### 写 真



位置図



## 資料(2)

- 1) 関係法令等
- 2) 景観法に基づく景観計画による規制

## 1) 関係法令等

### (1) 関係法令と文化的景観保存の枠組み

「阿蘇の文化的景観」の対象範囲には、自然公園法に基づく特別地域や農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域・農用地区域等、目的の違う様々な枠組みでの規制がかかっています。文化的景観は、地域の自然・生業・文化が総体となって表れているものであるため、本質的価値を守り伝えていくために必要な構成要素や地域のうち、これまで法令で担保されてこなかった部分を文化財保護法及び景観計画・景観条例、景観農業振興地域整備計画の枠組みを用いて保存・継承していくこととします。

また、農林水産省が所管する日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）の活用を検討することで「阿蘇の文化的景観」の保存と活用につなげていくことができます。

### (2) 関係法令

阿蘇市は、旧阿蘇町及び一の宮町の全域が自然公園法における阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、地区に応じた保護が図られています。

また、平成26年12月には景観法に基づく景観条例が施行され、阿蘇市全域を景観計画区域、特に配慮すべき一部の地区を景観形成地域とし、良好な景観形成を目指して届出対象行為や景観形成基準を定めています。

その他、自然環境保全法、鳥獣保護法、森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、地すべり等防止法、棚田地域振興法等があり、文化的景観に関する保護措置の担保や支援となっています。

表 関係法令一覧

区分	法令	目的・原則	対象範囲	許可届出	窓口・連絡先
国	自然公園法	風景地の保護及び利用増進	特別保護地区	許可	阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 電話 0967-34-0254
			第1～3種特別地域		
			普通地域	届出	
	景観法	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進	景観計画区域	届出	阿蘇市土木部住環境課 電話 0967-22-3169
自然環境保全法	良好な自然環境形成地域の保全	波野村スズランの群生地自然環境保全地域（阿蘇市波野）	許可又は届出	阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 電話 0967-34-0254	
河川法	河川の維持管理、整備及び保全	河川区域	許可又は届出	熊本河川国道事務所 096-382-1111	

表 関係法令一覧（続き）

区分	法令	目的・原則	対象範囲	許可届出	窓口・連絡先
国	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護繁殖	鳥獣保護区	禁止	九州地方環境事務所 電話 096-322-2413
			特別保護区	許可	
	森林法	良好な自然環境保全・形成、森林の公益的機能の維持増進	保安林	許可	熊本県阿蘇地域振興局林務課 電話 0967-22-1117
	農地法	食料自給のための農地の確保、耕作者の地位の安定	農地、採草放牧地	許可	阿蘇市農業委員会 電話 0967-22-3254
	農業振興地域の整備に関する法律	農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用	農業振興地域	許可	阿蘇市農政課 電話 0967-22-3274
			農業振興地域（農用地区域） 景観農業振興地域整備計画区域		
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	農業の有する多面的機能の発揮の促進			
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害防止	急傾斜地崩壊危険区域	許可	熊本県土木部砂防課 電話 096-333-2553
	砂防法	土砂の発生の抑制、土砂調節による災害防止	砂防指定地	許可	熊本県土木部砂防課 電話 096-333-2553
	地すべり等防止法	地すべり及びびた山の崩壊防止	地すべり防止区域	許可	熊本県土木部砂防課 電話 096-333-2553
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保	国有林野		熊本森林管理署 電話 0968-25-2101
	文化財保護法	文化財の保存と活用	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	阿蘇市教育課社会教育係 電話 0967-22-3229
			重要文化財	許可	
史跡			許可		
名勝及び天然記念物			許可		

表 関係法令一覧（続き）

区分	法令	目的・原則	対象範囲	許可届出	窓口・連絡先
県	熊本県屋外広告物条例 （屋外広告物法）	良好な景観形成、 風致の維持、公衆 に対する危害の防 止	第1種～第3種禁 止地域	許可	熊本県阿蘇地域振興局維持管理 課 電話 0967-22-1119
			第2種許可地域	許可	
	熊本県野生動植物の多 様性の保全に関する条 例	野生動植物の多様 性の保全を図るこ とによる良好な自 然環境の保全	生息地等保護区 （管理地区）	許可	熊本県環境生活部自然保護課 電話 096-333-2274
			生息地等保護区 （監視地区）	届出	
市 町 村	阿蘇市景観条例（景観 法）	阿蘇市の特性が活 かされた景観の保 全と創造	大規模行為届出地 区	届出	阿蘇市土木部住環境課 電話 0967-22-3169
			景観形成地域	届出	
			特定施設届出地区	届出	
	阿蘇市文化財保護条例	文化財の保存と活 用	重要文化財	許可	阿蘇市教育課社会教育係 電話 0967-22-3229
			史跡		
			名勝		
阿蘇市野生動植物保護 条例	野生動植物、自然 環境の保全	野生動植物保護指 定地域	許可	阿蘇市土木部住環境課 電話 0967-22-3169	

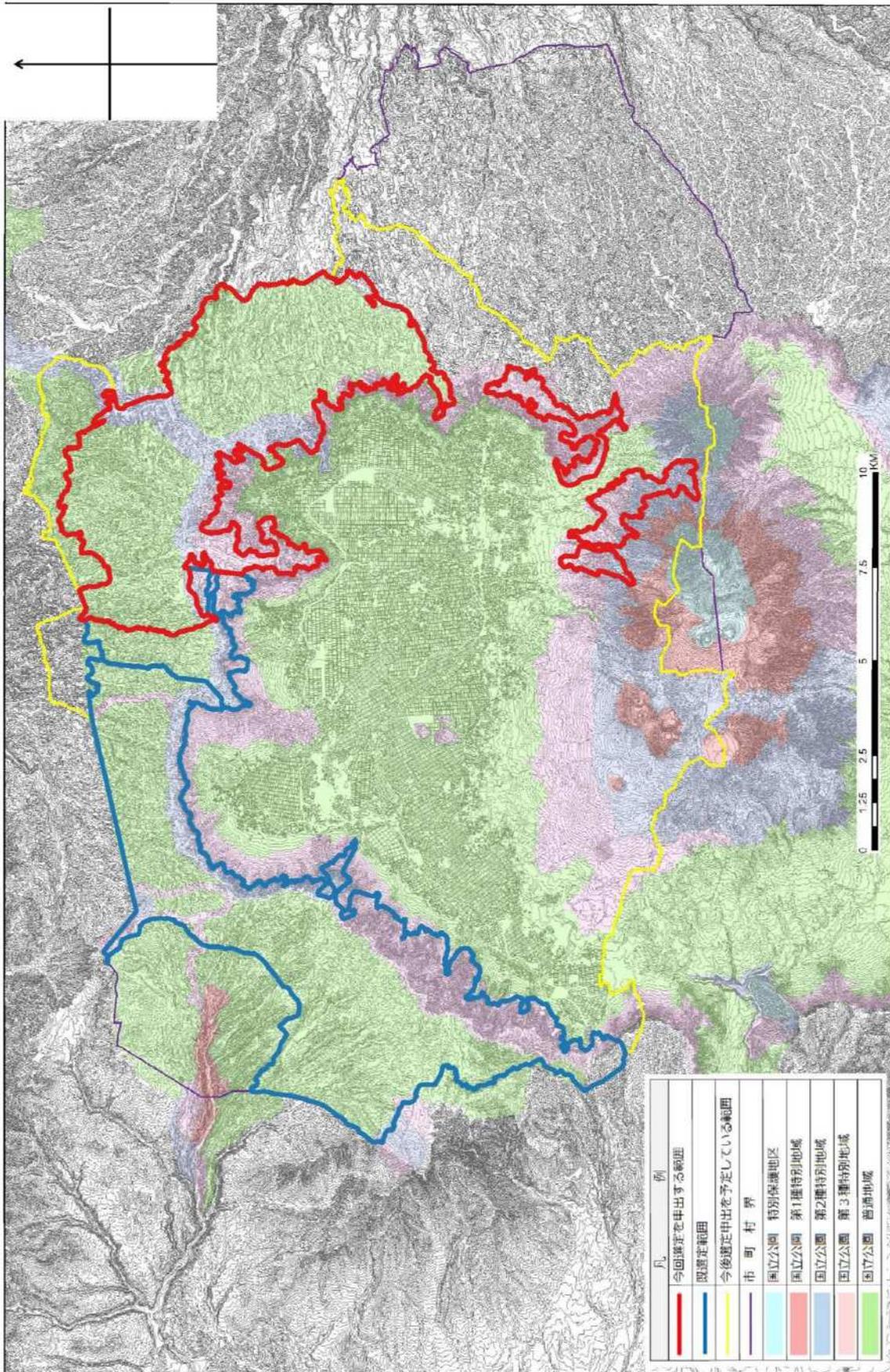


図 土地利用規制図（自然公園法）

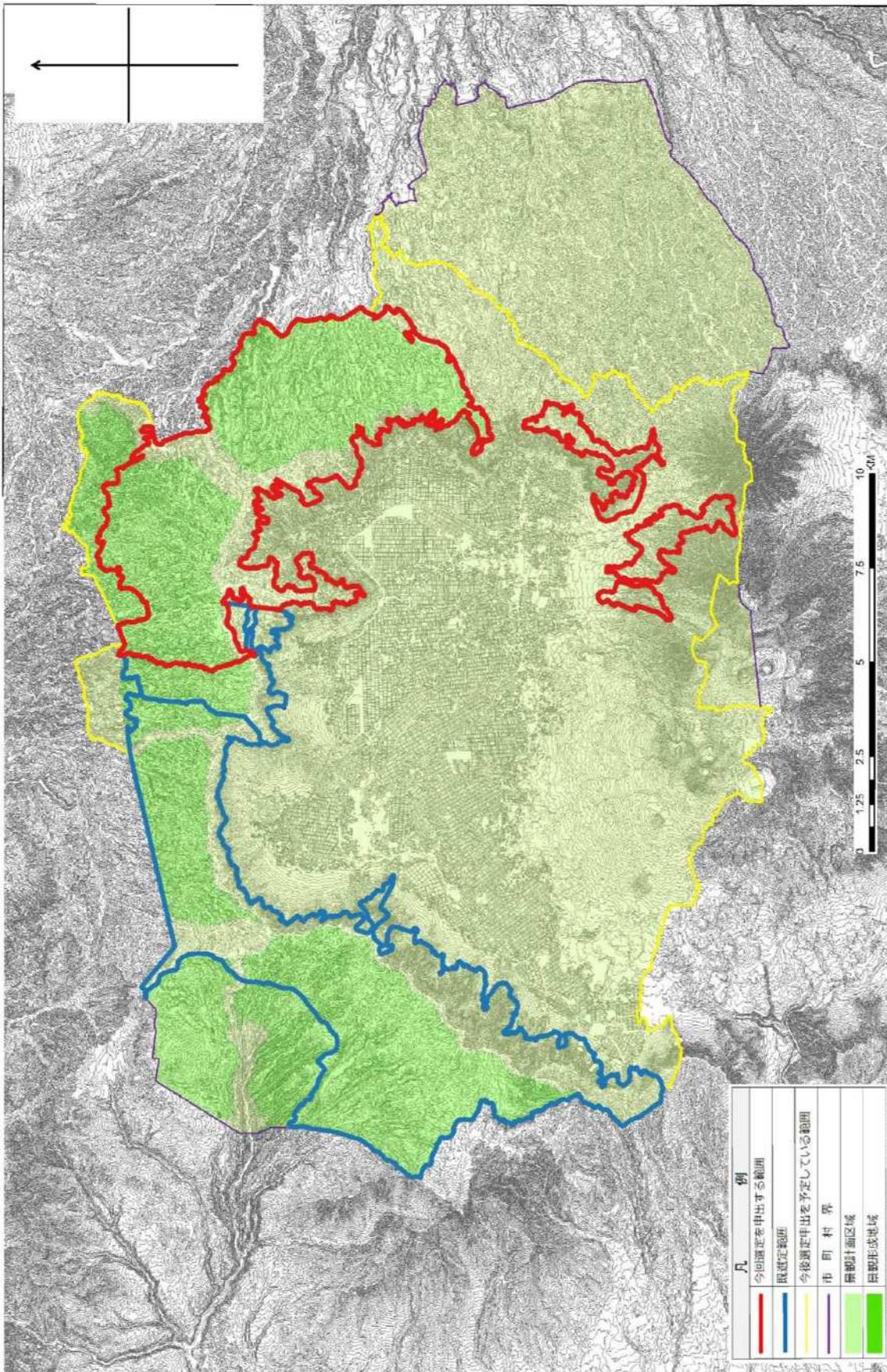


図 土地利用規制図（景観計画）

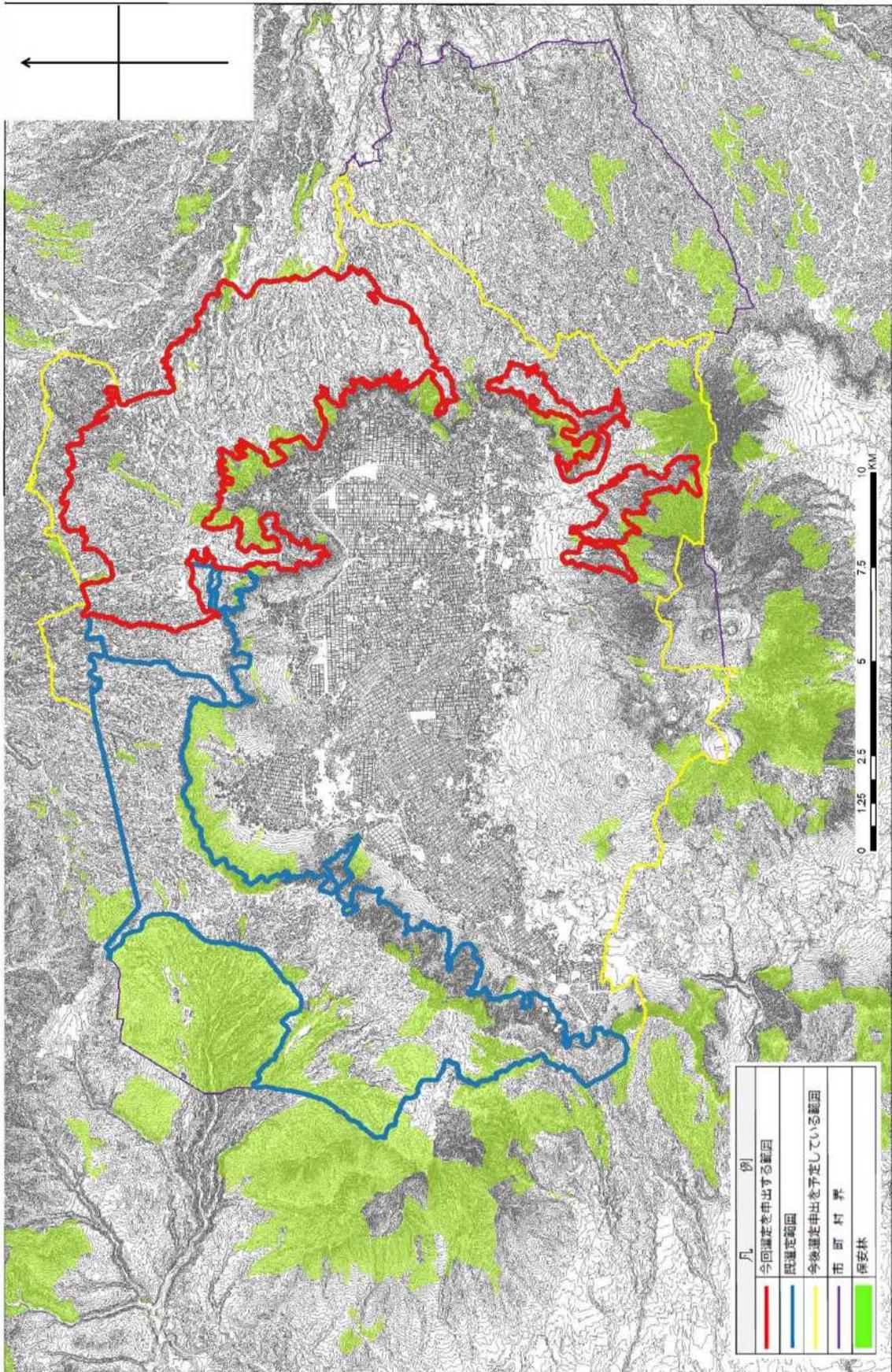


図 土地利用規制図（森林法）

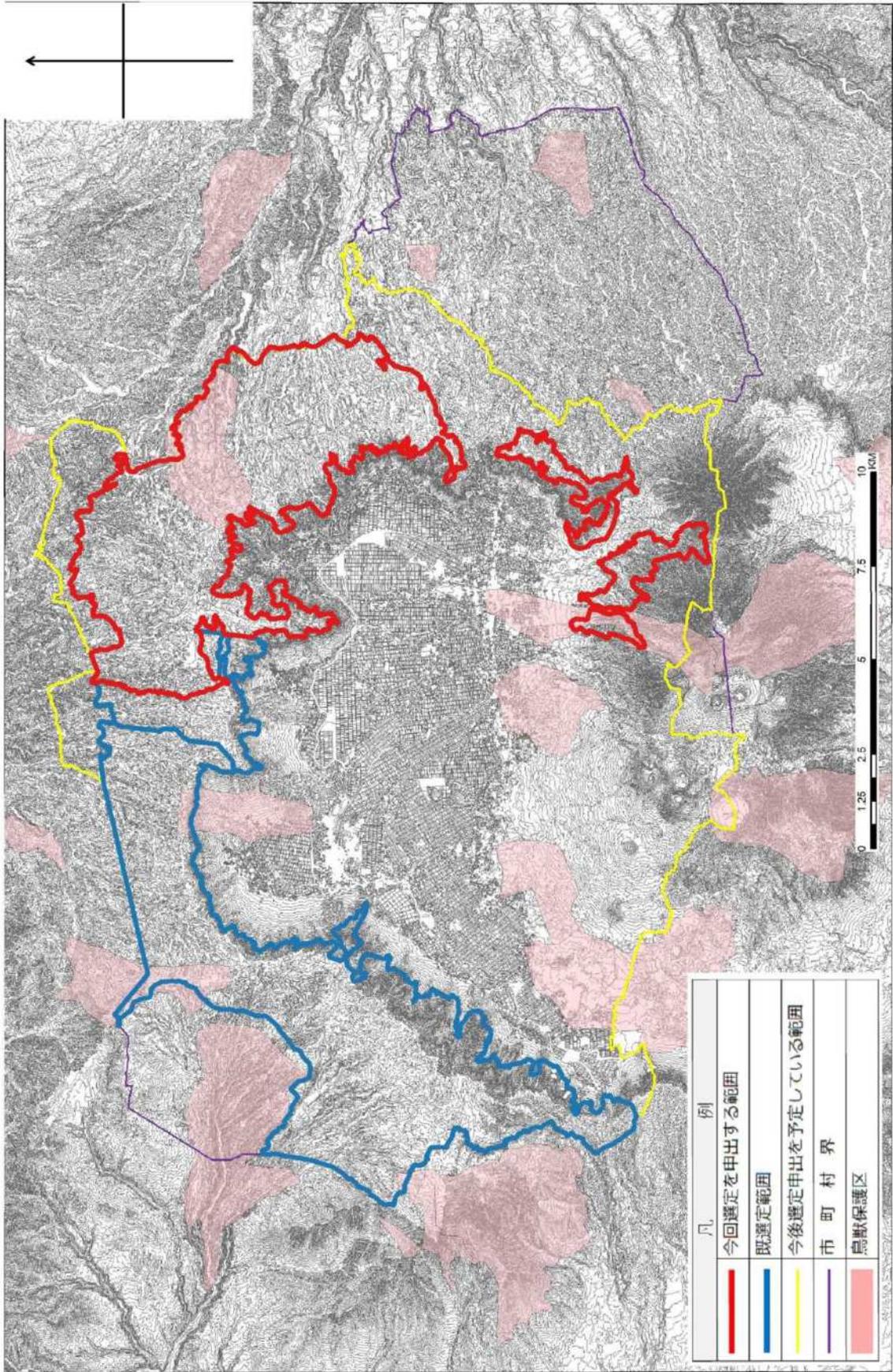


図 土地利用規制図（鳥獣保護管理法）

### (3) 自然公園法による開発規制

自然公園法は、優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。阿蘇市では、一部地域が阿蘇くじゅう国立公園に指定されています。

阿蘇くじゅう国立公園は、熊本県の阿蘇地域と大分県のくじゅう地域に大別され、阿蘇地域は中岳・高岳・根子岳・杵島岳（きしまだけ）・烏帽子岳（いわゆる阿蘇五岳）からなる中央火口丘を、東西約18km・南北約25km・周囲約128km・カルデラ壁高300～500mの外輪山が取り囲む世界最大級のカルデラを中心とする地域です。

特別保護地区や特別地域においては、届出制のゆるやかな規制はなく、以下に示す許可基準及び指導基準に従い、許可制による厳しい規制が行われています。

表 自然公園法による規制

対象範囲	許可届出	行為規制の内容	罰則規定
特別保護区	許可	許可基準： 原則不許可 (例外：既存建築物の改築、建替、災害復旧のために新築または学術研究 その他公益上必要と認められるもののみ)	懲役又は罰金
第1種特別地域			
第2種、第3種特別地域	許可	許可基準： ①高さ：13m以下 ②建築面積：2000㎡以下 ③地形勾配：30%以下 ④公園利用道路から20m、その他道路から5m、敷地境界から5m以上離れていること ⑤自然草地、低木材地、採草放牧地、高木の育成が困難な地域でないこと ⑥主要展望地からの支障にならないこと ⑦山稜線を分断する等眺望の支障にならないこと ⑧屋根・壁面の色彩形態への配慮 ⑨建ぺい率20%以下(2種の場合は、さらに規制を細分化) ⑩容積率60%以下(2種の場合は、さらに規制を細分化)	懲役又は罰金
普通地域	届出	(高さ13m超又は建築面積1000㎡超の建築の場合) 指導基準： 別途、国立公園管理計画及び措置命令等に関する処理基準により指導	懲役又は罰金

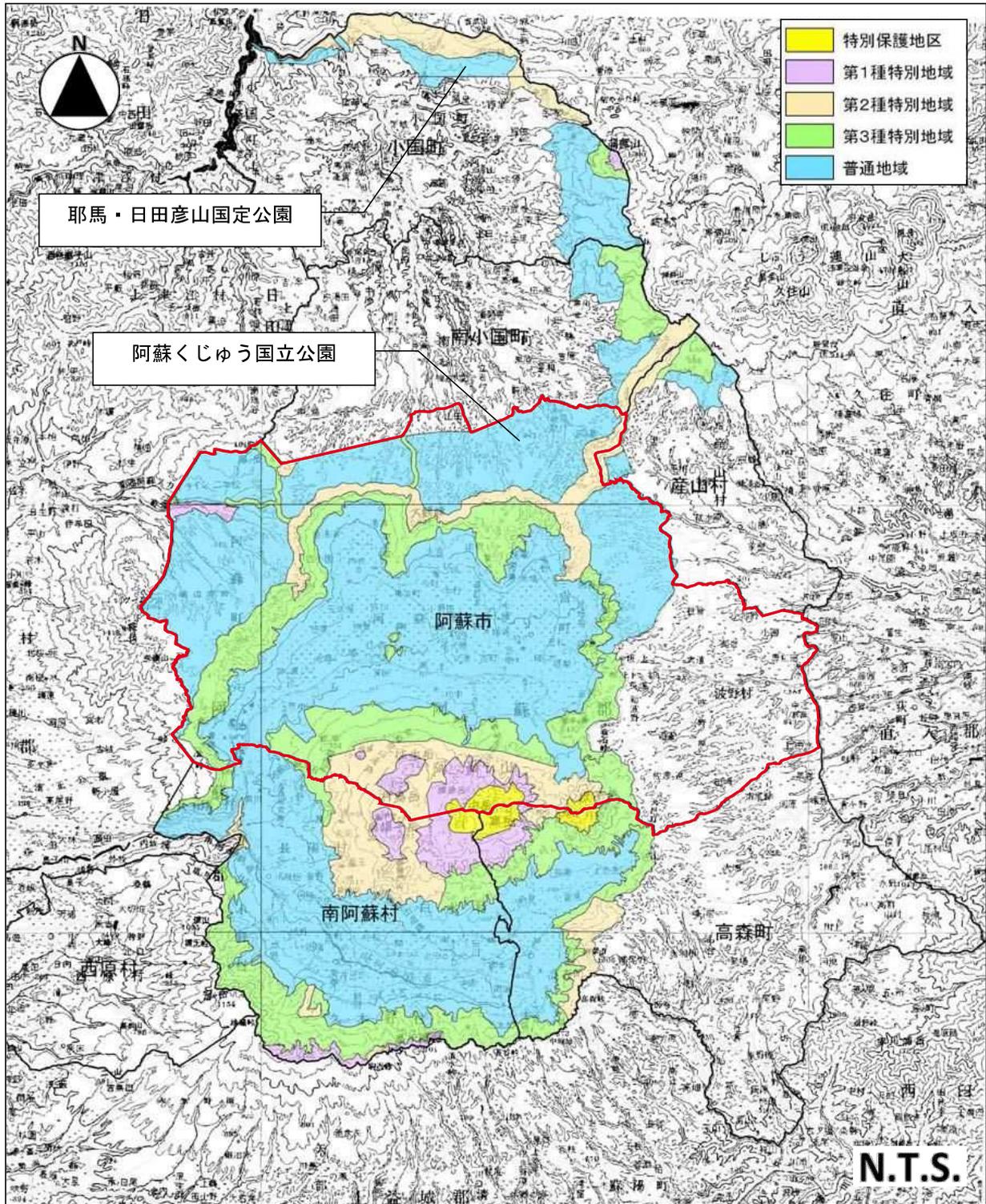


図 自然公園法の対象範囲

#### (4) 景観農業振興地域整備計画による草原の保全

阿蘇市では、景観法に基づく景観計画の策定と並行して「景観農業振興地域整備計画」を策定しました。「阿蘇の文化的景観」の中心となる草原の維持を行っていくことを目的として、耕作放棄地の解消につながる以下の施策を推進していきます。

##### ①耕作放棄地に対する措置

営農できなくなった農地や、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）に対して、農地中間管理機構での借り受けや、NPOなどによる土地の権利取得が認められます。

##### ②市町村長による是正勧告

市町村長は、景観農振整備計画内区域内の土地が計画に従って利用されていない場合、必要に応じて、計画に従って利用するよう勧告することができます。

##### ③その他

景観に合う作物の推奨や、景観を阻害しない農用施設の整備を推進します。

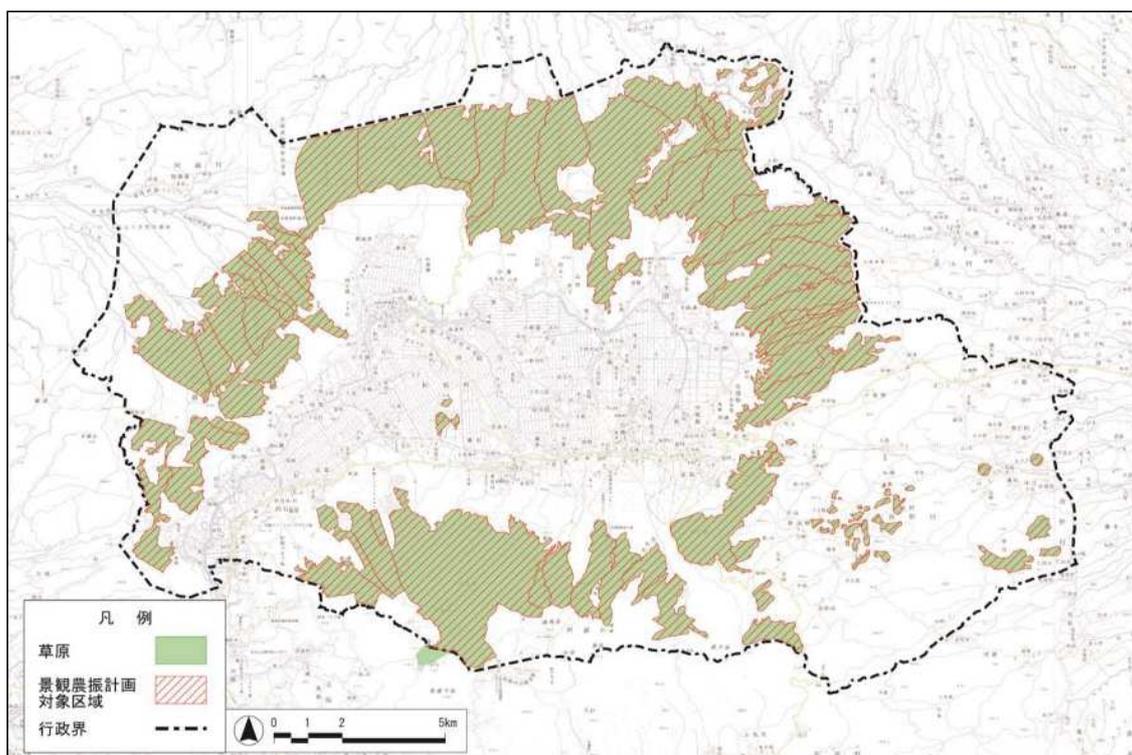


図 阿蘇市景観農業振興地域整備計画区対象区域

## 2) 景観法に基づく景観計画による規制

重要文化的景観の選定申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要となります。阿蘇市では、平成 26 年 12 月に景観条例を制定し、景観行政団体へ移行し、さらに平成 27 年 8 月 1 日に景観計画を発効しました。

阿蘇市景観計画では、特に景観に配慮すべき一部の地区を「景観形成地域」として示し、他の区域よりも厳しい景観形成方針が定められています。

### (1) 阿蘇市景観計画における景観形成方針

#### 1 阿蘇市の景観の骨格となる自然の景観を守り・育てる

阿蘇市の特徴である、阿蘇五岳を中心に広がる阿蘇谷と外輪山からなる自然景観は、それ自体が良好な景観資源として、市の基盤を形成している。

また、市の至るところで噴出する湧水や多様な生態系は豊かな自然環境の雰囲気醸し、住む人に潤いと安らぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える源であることから、自然環境を適切に保全し、これらと自然景観と調和した一体感のある景観形成を推進していく。

#### 2 阿蘇市固有の歴史・文化資源とその周辺環境を守り・育てる

阿蘇市内には、阿蘇神社をはじめとして、歴史ある伝統芸能の舞台となる場が、いまなお農耕など人々の暮らしと密接に関係しながら、阿蘇市の個性を形づくる歴史・文化資源として数多く存在している。

これらは住む人に郷土への誇りと愛着を育むとともに、観光産業の発展にも寄与する財産であるため、貴重な景観資源として守り、後世へと受け継いでいくものとする。

#### 3 阿蘇谷と外輪山に広がる耕作地や集落の暮らしの景観を守り・育てる

阿蘇谷では、稲作を中心とした土地利用が発達し、阿蘇らしい農村景観が広がっている。外輪山では、一面に広がる草原と維持管理のための野焼きや放牧の景観が見られる。

このような「農」を感じることができる景観は、阿蘇市の人々が永きに亘って築いてきた生活の風景であり、固有の風土の中で形成されてきた原風景ともいえる重要な景観資源であることから、農業振興施策等との連携を図りながら、昔ながらの景観の良さを維持し、生活と調和した農村景観を育てていくものとする。

#### 4 カルデラの地形の連なりと阿蘇を印象づける眺望を守り・活かす

阿蘇市は、躍動的な火山活動や穏やかな草原景観、阿蘇谷に広がる水田などに対する、豊かな眺望景観を有している。

このような眺望景観は、住む人のみならず訪れる人の心に阿蘇地域全体のイメージとして強く印象づけられるものであることから、主要な眺望点からの景観を保全し、今後も周辺景観との調和を図っていくものとする。

## (2) 届出対象行為

### ■大規模行為届出地区

行為		規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	分譲、賃貸等を目的とする建築物及び地域森林対象民有林内で行う建築物	・すべての行為
	上記以外の建築物	・高さ13メートルを超えるもの ・建築面積1,000平方メートルを超えるもの
工作物(柵及び塀を除く)の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	・高さ20メートルを超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000平方メートルを超えるもの
	広告物	・高さ4メートルを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は高さ5メートルを超えるもの
	上記以外の工作物	・高さ13メートル(工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さ)を超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000平方メートルを超えるもの
柵及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更		・高さ2メートルを超え、かつ、長さ50メートルを超えるもの
鉱物の掘採及び土石の採取		・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの ・高さが5メートルを超え、かつ長さが10メートルを超えるもの
土地の区画形質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む)	分譲、賃貸、事業を目的とする土地区画形質変更	・すべての行為
	上記と専用住宅用地又は農林業事業用地を除く土地の区画形質変更	・変更に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの ・高さが5メートルを超え、かつ長さが10メートルを超えるもの
キャンプ場、運動公園、広場等の空間利用施設の整備		・3,000平方メートルを超えるもの

### ■景観形成地域

行為	規模
植林	・植林面積が1,000㎡を超えて植林するもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・90日を超えて、高さ1.5mを超えるか、又は水平投影面積が100㎡を超えて堆積するもの(ただし、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5mを超えて堆積するもの)(外部から見通すことのできない場所における物件の堆積は除く)

### ■特定施設届出地区

行為	規模
特定施設(※)及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべての規模
	床面積10平方メートルを超える建築物
	高さ1.5メートルを超える柵、塀、擁壁
	高さ5メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等 表示面積が1平方メートルを超える広告物(ただし熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く)

特定施設及び付帯施設とは、次に掲げるものとする。

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	・パチンコ店 ・麻雀店 ・ゲームセンター 等
危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	・ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	・レストラン ・喫茶店 等
物品販売業を営むための施設(当該施設で販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)	・スーパーマーケット ・専門店 等
物品貸付業を営むための施設(当該施設で貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)	・レンタルビデオショップ ・貸自動車業 等
旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	・ホテル ・旅館 等
広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	

### (3) 景観形成基準

#### ■大規模行為届出地区

行為	事項	基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化	・敷地内は極力緑化に努めること。	
柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。	
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
緑化	・柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。		
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。	
キャンプ場、運動公園、広場、その他これらに類する空間利用施設の整備	土地の形状及び緑化	・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化	・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。	
	敷地の緑化	・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。	
	付帯する建築物及び工作物等の施設	・付帯施設が該当する行為の上記基準に準じる。	

## ■ 景観形成地域

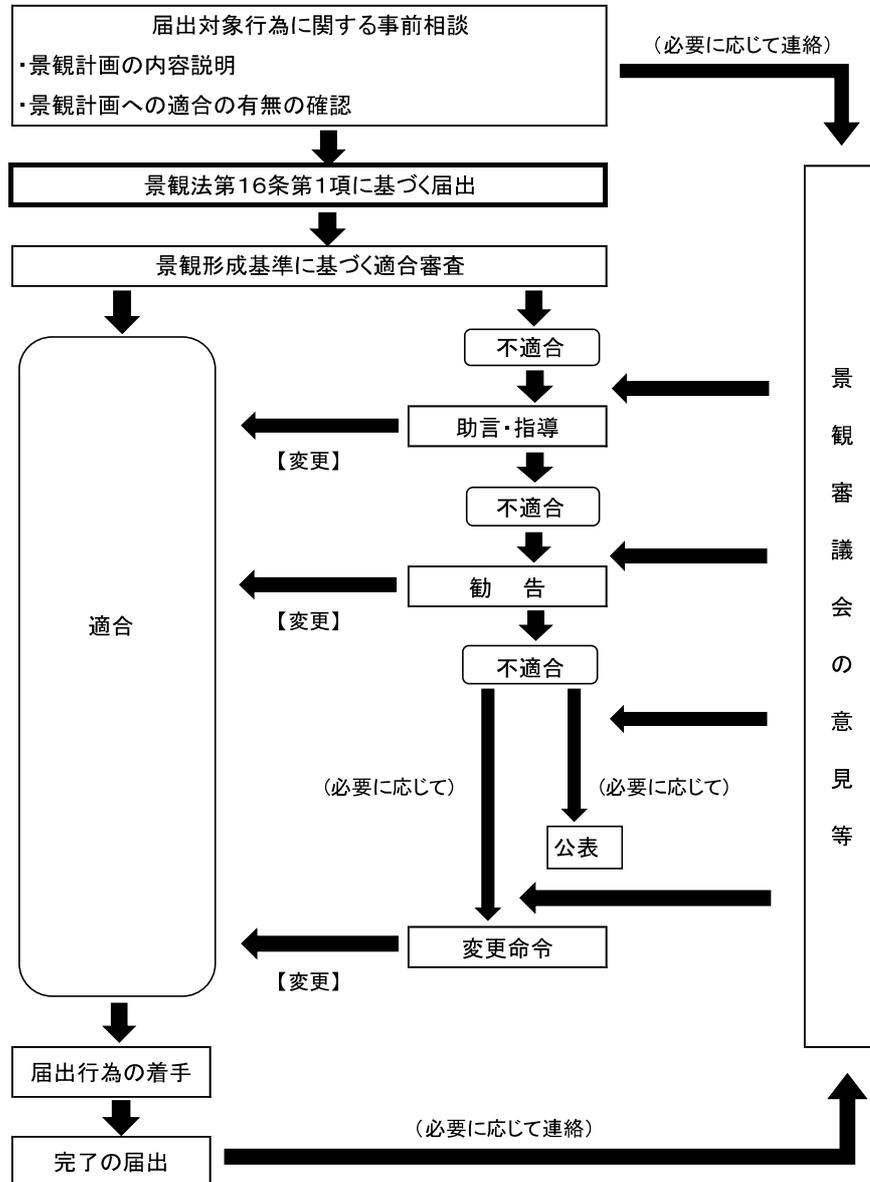
行為	事項	基準
木竹の植林	植林	・主要道路から草原景観を望める位置での植林は避け、眺望に配慮すること。
		・植林については草原の維持管理に支障を来さない場所と規模の設定に努めること。
		・植林の樹種は阿蘇地域の生物多様性を妨げないように配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退し、主要道路から草原景観を望める位置への設置を避け、眺望に配慮すること。
	遮へい	・物件の堆積を行う場所の周囲については緑化等による道路等からの遮へいに配慮すること。緑化による遮へいを行う場合には、草原景観と調和する樹種、高さの樹木を選定すること。 ・囲い等により遮へいを行う場合には、遮へい物の色彩及び材料について、草原景観との調和に配慮すること。

## ■ 特定施設届出地区

事項	基準
特定施設及び付帯施設の位置に関する事項	・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。
	・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。
	・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。
	・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
	・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び付帯施設の外観に関する事項	・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
	・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。
	・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。
	・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。
	・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。
特定施設及び付帯施設の敷地に関する事項	・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
	・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。
	・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。
	・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。
	・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
	・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。
その他	・敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
	・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。
	・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。
	・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

#### (4) 民間工事に係る届出の流れ

景観計画・景観条例等に係る届出対象行為を行う上では、以下のような手続きが必要となります。



※変更命令関しては、現状回復の命令を行う場合があります。

図 景観計画・景観条例等に係る届出対象行為のフロー図